

# 参考資料集

# 目次

国立大学の役割	1
国立大学の法人化	6
国立大学のガバナンス	18
国立大学の経営マネジメント	40
国立大学の評価	58
国立大学法人化以降の成果と課題	74
長期借入金・債券発行の要件緩和	84
国立大学の国際化	91
国立大学法人の会計	106
国立大学法人の人事給与マネジメント	111
国立大学の学生定員	121

# 国立大学の役割

# 国立大学の役割や期待される機能

## 不変の役割・機能（国のインフラ基盤として国は国立大学を確実に支援）

- 全国に配置された公共財として、**高等教育の機会均等**の要請に応えるとともに、地域の社会・経済・文化・医療・福祉の拠点として、それぞれの地域の個性や特色を活かしつつ、人材育成を図るとともに高度な研究を推進することで、**我が国全体の均衡ある発展に貢献**
- 地域や経済条件にかかわらず高度な学びの場を提供し、次代を切り拓く成果を創出し、我が国の均衡ある発展に貢献することで、**持続可能でインクルーシブな経済社会システム**の実現に寄与



## 知識集約型社会における拡張された役割・機能

- デジタル革命の進展により、製品等の「モノ」中心からサービス等の「コト」中心の経済へと加速度的に変化する中、「**我が国最大かつ最先端の知のインフラとしての国立大学**」が、その**知的資源を最大限活用することで、社会変革の原動力**として寄与（我が国の成長力や競争力の源泉）

成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）【抜粋】

第1章 基本的な考え方

(4)人の変革 ①付加価値の高い雇用の創出

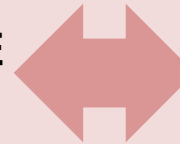
（略）大学院卒を含め、日本においても、文理を問わず、大学院教育を含めリベラルアーツ教育の強化を進める必要がある。**大学は、知識集約型社会における付加価値の源泉となる多様な知を有しており、大学の役割を拡張し、変革の原動力として活用する。**

**拡張された機能**  
に対応すべく、  
自ら稼ぐ力を持ち、  
学修者本位の  
世界水準の教育  
提供に向けた  
**機能強化**  
が急務

# 国立大学法人に期待される機能と役割 ～過去の中教審答申より～

## ■ 我が国の高等教育の将来像（答申） 平成17年1月28日 中央教育審議会

国からの公的支援により支えられているという**安定性**  
学長任命や、中期目標・計画に関する**国の関与**

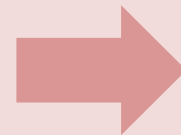


**国の高等教育政策**  
を**直接的に体現**

- ✓ 世界最高水準の研究・教育の実施
  - ✓ 計画的な人材養成等への対応
  - ✓ 大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施
  - ✓ 社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展
  - ✓ 全国的な高等教育の機会均等の確保
- 等について、**国立大学が政策的に重要な役割を担う**ことが求められる

## ■ 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申） 平成30年11月26日 中央教育審議会

「将来像答申」で述べられた役割が、  
2040年に向けてどう変化していくのか？



社会の変化の方向性を踏まえた  
**新しい役割の再整理**

- ✓ 世界及び我が国の「知」をリードする研究・教育を推進する役割
- ✓ **イノベーション創造のための知と人材の集積拠点**としての役割
- ✓ Society5.0の実現に向けた人材養成など計画的な人材養成の役割
- ✓ 経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のため  
存続が必要な学問分野の維持や、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するために財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割
- ✓ **地域の教育研究の拠点**としての役割（リカレント教育や留学生交流、産学連携や国際展開、教員間のネットワークを含めた連携等において積極的・先導的な役割）

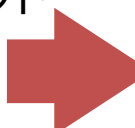
# 国立大学法人に期待される機能と役割

## ～「国立大学改革方針（令和元年6月）」より～

### ■ 国立大学改革方針 令和元年6月18日 文部科学省

〔令和4年度から始まる第4期中期目標期間に向け、中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」において示されている今後の高等教育が目指すべき姿を踏まえつつ、今後の改革の方向性と論点を提示〕

#### これからの社会の姿

- ・デジタル化を背景とした知識集約型社会へのパラダイムシフト
  - ・高等教育のグローバル化
  - ・少子高齢化、地域分散型社会の形成への対応
- 
- ・**持続可能でインクルーシブ**な社会
  - ・**多様性**にあふれる社会

#### 国立大学の機能と役割

- 知識集約型社会において知をリードし、イノベーションを創出する**知と人材の集積拠点としての役割**。国立大学こそが**社会変革の原動力**
- 地域の教育研究拠点として、**各地域のポテンシャルを引き出し、地方創生に貢献する役割**

#### 国立大学の強み

知と人材が集約し、  
全国に戦略的に配置

#### 取り組むべき方向性

##### 1. 徹底的な教育改革

- ・文理横断的・異分野融合的な知を備えた人材の育成
- ・学修時間の確保や厳格な出口管理

##### 3. 世界・社会との高度で多様な頭脳循環

- ・組織全体を貫徹した大学の国際化の加速
- ・リカレント教育の充実

##### 6. 多様で柔軟なネットワーク

- ・「大学等連携推進法人（仮称）」を活用した教育研究資源の共有
- ・オンラインを活用した教育基盤の共有体制の構築

##### 2. 世界の「知」をリードするイノベーションハブ

- ・イノベーション創出の基盤となる基礎研究の強化
- ・女性研究者、若手研究者等の多様な人材の登用・活躍促進

##### 4. 地域の中核として高度な知を提供

- ・「地域連携プラットフォーム（仮称）」を通じた地域構想策定
- ・地方創生の中心を担い、地域経済を活性化

##### 5. 強靱なガバナンス

- ・人事給与マネジメント改革
- ・教育研究コストの「見える化」

##### 7. 国立大学の適正な規模

- ・各大学が求められる役割を果たすために必要な規模の在り方を議論
- ・教員養成系大学・学部的高度化と、他大学との連携・集約

# 国立大学法人制度を巡る変遷

## 【第1期中期目標期間：新たな法人制度の「始動期」】

### ・平成17年 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」

「**国立大学には**、例えば、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、**全国的な高等教育の機会均等の確保**等について**政策的に重要な役割を担うことが求められる**」  
「地方の高等教育機関は**地域社会の知識・文化の中核**として、また、次代に向けた**地域活性化の拠点**としての役割をも担っている」

## 【第2期中期目標期間：法人化の長所を活かした改革を本格化】

### ・平成25年 ミッションの再定義

研究水準、教育成果、産学連携等の**客観的データに基づき各大学の強みや特色、社会的役割を整理・公表**  
⇒ 大学のミッションに応じ、地域連携機能の強化等を推進

### ・平成25年 国立大学改革プラン

ミッションを踏まえ、改革を改革加速期間中に実施する大学に対し、**国立大学法人運営費交付金等により重点支援**

### ・平成26年 学校教育法、国立大学法人法一部改正（ガバナンス改革）

### ・平成27年 国立大学経営力戦略

## 【第3期中期目標期間：「社会変革のエンジン」として知の創出機能を最大化し、高付加価値を生み出す国立大学へ】

### ・平成28年～

国立大学法人運営費交付金において、地域貢献、専門分野、卓越性の**3つの重点支援枠を創設**

### ・平成28年 国立大学法人法一部改正（**指定国立大学法人制度を創設**、資産の有効活用を図るための措置（土地の貸付け対象の範囲を拡大、寄附金等の自己収入の運用範囲を拡大））

### ・平成29年～指定国立大学法人の指定

（東北大学・東京大学・京都大学・東京工業大学・名古屋大学・大阪大学・一橋大学・筑波大学・東京医科歯科大）

### ・平成31年 国立大学法人法一部改正（**一法人複数大学制度**、外部理事の複数登用、国立大学法人評価と認証評価の連携

# 国立大学の法人化



# 国立大学の法人化の考え方

## 法人化の目的

- 国立大学は我が国の高等教育と学術研究の水準の向上と均衡ある発展に大きな役割を果たしている。
- **自律的な環境**の下で国立大学を一層活性化し、**優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学**を実現すること等を目的として、国立大学を法人化。

## 新しい「国立大学法人」像について

(平成14年3月26日)

- ① 大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保
- ② **「民間的発想」**のマネジメント手法を導入
  - **「役員会」**制の導入により**トップマネジメント**を実現
  - 全学的視点から資源を最大限に活用した**戦略的な経営**
- ③ **「学外者の参画」**による運営システムを制度化
  - 「学外役員制度」を導入
  - 役員以外の運営組織にも学外者の参加を制度化
  - 学外者も参画する「学長選考委員会」が学長を選考
- ④ **「能力主義」**人事を徹底 ⇒ 「非公務員型」へ
  - **能力・業績に応じた給与システム**を各大学の責任で導入
  - 事務職を含め学長の任命権の下での**全学的な人事**を実現
- ⑤ 「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

# 法人化の際の国会審議における附帯決議

- 学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、教育研究の特性に配慮（衆・参）
- 学長等がそれぞれの役割・機能を果たすとともに相互に連携（衆・参）
- 役員等については教育研究や運営に高い知見を有する者を選任（衆・参）。政府や他法人からの役員の選任についてはその必要性を十分に勘案（参）
- 学長選考会議の構成は公正性・透明性を確保（参）
- 中期目標・計画の認可にあたって大学の自主性・自律性を尊重（衆）。中期目標の変更はやむをえない場合に限る（参）
- 法人評価にあたっては明確かつ透明性のある基準に従う（衆）。評価にあたっては学問分野の継承発展や大学が地域の教育等の基盤を支えている点にも配慮（参）。業績評価と資源配分を結びつけることについては大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って慎重な運用に努める（衆・参）
- 評価委員会の委員は教育研究や運営に高い知見を有する者を選任（参）
- 独法通則法の準用には、独法との違いに十分配慮（参）
- 運営費交付金等の算定にあたっては公正かつ透明性を確保（衆・参）。法人化前の公費投入額の十分な確保（衆）。所要額の確保（参）。学生納付金を適正な金額とする（衆・参）
- 国公立全体を通じた財政支出の充実。地方の大学の整備・充実（衆・参）
- 職員の勤務条件等の整備は教育研究の特性に配意し、適切に実施（衆・参）。労働関係法規への対応（参）
- 認証評価制度の発展への資金確保と援助（参）
- 高等教育のグランドデザイン検討にあたっては広範な国民的議論を踏まえ行う（参）

# 国立大学の法人化までの経緯

- 1949年 新制国立大学（官立機関の再編統合）
- 1971年 中央教育審議会（46答申）－ 国公立大学の法人化を提言
- 1984～87年 臨時教育審議会（政府全体で教育問題を議論）
  - － 国立大学の特殊法人化について、中長期的な検討課題として要請
- 1997年12月 行政改革会議「最終報告」
  - ・ 「（国立大学の法人化について）大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るとい  
う長期的な視野に立った検討を行うべきである」
- 1998年 中央省庁等改革基本法成立（橋本行革）
- 1999年4月 閣議決定「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」
  - ・ 「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検  
討し、平成15年までに結論を得る」
- 2001年6月 閣議決定「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」
  - ・ 「国立大学については、法人化して、自主性を高めるとともに・・・民間的発想の経営手法を導入し  
国際競争力のある大学を目指す」
- 2002年3月 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議
  - － **新しい「国立大学法人」像について最終報告**
- 2002年6月 閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」
  - ・ 「国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目標に開始する」
- 2003年7月 国立大学法人法等関係6法成立（2004年4月国立大学法人成立）

# 新しい「国立大学法人」像について

- ① 大学ごとに法人化し、**自律的な運営**を確保 (平成14年3月26日)
- ② **「民間的発想」**のマネジメント手法を導入
- ・**「役員会」**制の導入により**トップマネジメント**を実現
  - ・全学的視点から資源を最大限に活用した**戦略的な経営**
- ③ **「学外者の参画」**による運営システムを制度化
- ・「学外役員制度」を導入
  - ・役員以外の運営組織にも学外者の参加を制度化
  - ・学外者も参画する「学長選考委員会」が学長を選考
- ④ **「能力主義」**人事を徹底 ⇒ 「非公務員型」へ
- ・**能力・業績に応じた給与システム**を各大学の責任で導入
  - ・事務職を含め学長の任命権の下での**全学的な人事**を実現
- ⑤ 「第三者評価」の導入による**事後チェック方式**に移行

# 国立大学の法人化の目的

## - 競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな大学 -

**大学としてのビジョンの明確化**



「中期目標」などを通し、大学の理念  
や改革の方向性を明確化

**責任ある経営体制の確立**



学外理事を含む役員会を設置  
学長中心の経営体制を確立

**大学の裁量の大幅な拡大**



非公務員型。国の諸規制の  
大幅な緩和等により裁量を拡大

**第三者による評価の実施**



国立大学法人評価委員会による事  
後評価と、大学評価・学位授与機構  
による教育研究に関する専門的評価

**情報公開の徹底**



毎年度の実績報告書や財務諸表を  
通じて、社会への説明責任を果たす

# 国立大学の法人化による狙い

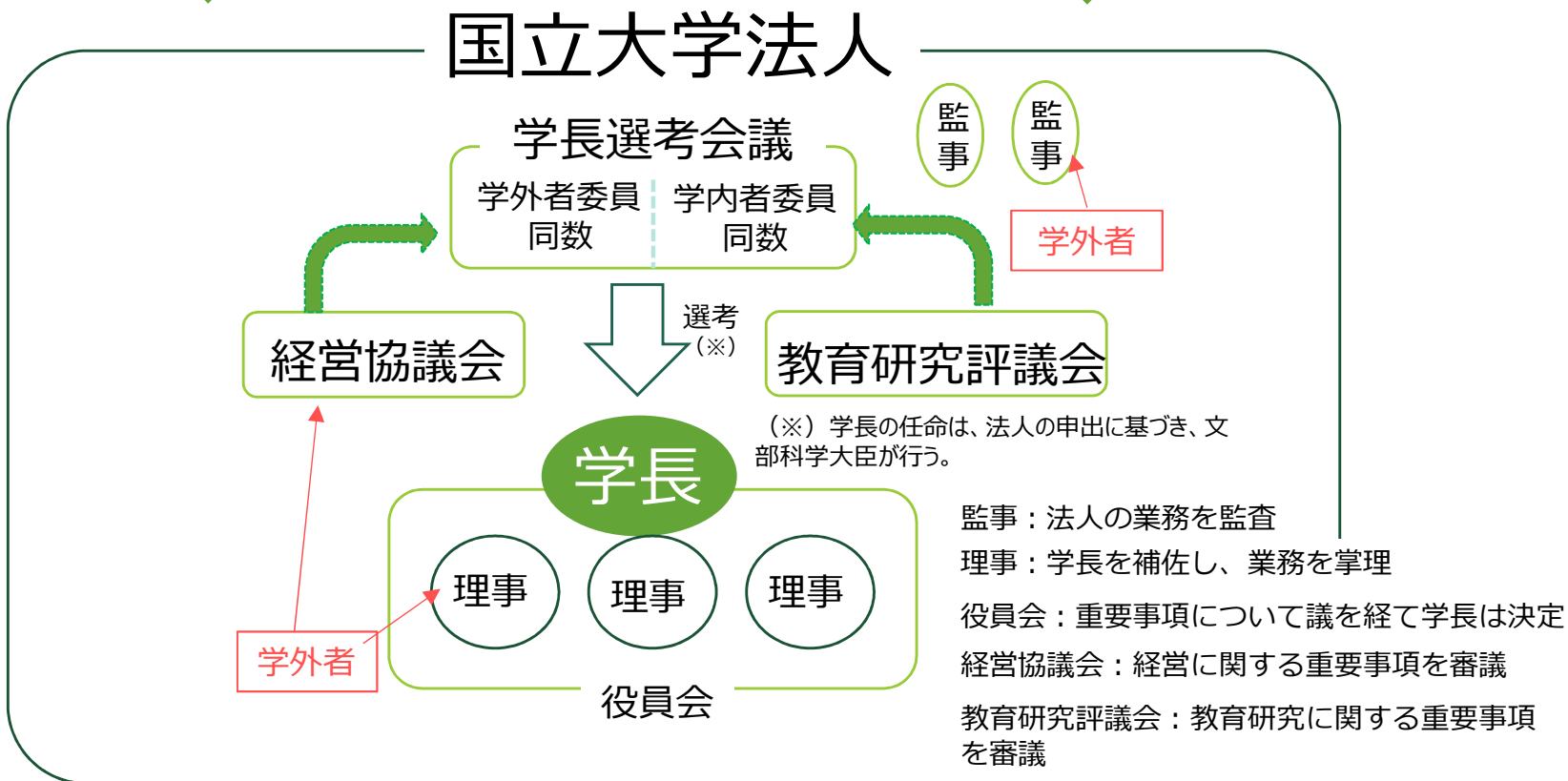
文部科学大臣

国立大学法人評価委員会

- 中期目標の原案、中期計画案の策定
- 学長候補者の申出

- 中期目標の提示、中期計画の認可
- 学長の任命
- 運営費交付金の交付

- 評価（事後チェック）



## 目標設定

- 戦略的経営を実現
- 個性化を促進

## 非公務員型

- 弾力的な人事システムを実現

## 事前規制から事後チェックへ

- 予算・組織運営は大学の責任で決定可能

# 法人化前の国立大学と国立大学法人との比較

	国立大学	国立大学法人
組織の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国家行政組織法上の施設等機関（文部科学省の内部組織）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律により設立される<u>独立した法人</u></li> </ul>
国の関与 (目標・計画等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常的に主務大臣の包括的な指揮監督に服する</li> <li>● 予算・組織上の要求等に際して、国側の事情を事実上反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>大臣の関与は、中期目標の策定、中期計画の認可等に限定</u></li> <li>● 中期目標の策定、中期計画の認可に際しては、<u>大学側の意見に配慮</u></li> <li>● 国立大学法人評価委員会が年度評価及び中期目標期間評価を実施（教育研究面は大学改革支援・学位授与機構が評価）</li> </ul>
予算上の制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 組織、項、目等に区分され、流用等が制限されている。</li> <li>● 単年度主義の原則（支出予算の繰越は制限的）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>運営費交付金は「渡しきり」、</u>使途の内訳は特定されない</li> <li>● 運営費交付金は翌年度に繰越可能</li> <li>● 自己努力による余剰金は、予め中期計画に記載した使途に充当可能</li> </ul>
他法人への出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出資不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定の企業（TLO、VC、指定国立大学法人の特例等）への<u>出資が可能</u></li> </ul>
人事任命	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文部科学大臣の任命権の下、<u>管理職たる事務職員人事は国が管理</u></li> <li>● 学長、学部長等には外国人の任用不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>学長の任命権の下、採用・承認等の決定も各大学の裁量</u></li> <li>● 外国人の学長等への任用も可能</li> </ul>
給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令で定められた給与体系</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人の裁量で<u>弾力的な給与体系が可能</u>（給与基準は届出、公表）</li> </ul>
服務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>国家公務員としての諸規制</u>（兼業の原則禁止、詳細な服務規定等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>各法人の裁量</u>（独自に定める就業規則による）</li> </ul>

# 国立大学法人と独立行政法人との比較

	国立大学法人	独立行政法人（中期目標管理法人）
組織の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律により設立される独立した法人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律により設置される独立した法人</li> </ul>
国の関与 (目標・計画等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>大臣の関与は、中期目標の策定、中期計画の認可等</u></li> <li>● <u>大臣は中期目標を策定、法人に示し、公表するとともに、法人は目標に基づき中期計画を策定（中期目標を策定する際には、法人側の意見に配慮しなければならない）</u></li> <li>● <u>国立大学法人評価委員会が年度評価及び中期目標期間評価を実施（教育研究面は大学改革支援・学位授与機構が評価）</u></li> <li>● <u>評価を決定するときは、あらかじめ、国立大学法人に意見の申立ての機会を付与</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>大臣の関与は、中期目標の策定、中期計画の認可、法人評価等</u></li> <li>● <u>大臣は中期目標を策定、法人に指示し、公表するとともに、法人は目標に基づき中期計画を策定</u></li> <li>● <u>大臣が年度評価及び中期目標期間評価を実施</u></li> </ul>
予算上の制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>運営費交付金は「渡しきり」、使途の内訳は特定されない</u></li> <li>● <u>運営費交付金は翌年度に繰越可能</u></li> <li>● <u>自己努力による余剰金は、予め中期計画に記載した使途に充当可能</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>運営費交付金は「渡しきり」、使途の内訳は特定されない</u></li> <li>● <u>運営費交付金は翌年度に繰越可能</u></li> <li>● <u>経営努力による剰余金は、予め中期計画に記載した使途に充当可能</u></li> </ul>
他法人への出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>特定の企業（TLO、VC、指定国立大学法人の特例等）への出資が可能</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>個別法に規定されている法人のみ、出資が可能</u></li> </ul>
人事任命	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>学長の任命権の下、採用・承認等の決定は各大学の裁量</u></li> <li>● <u>外国人の学長等への任用も可能</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法人の長の任命権の下、採用・昇任等の決定は法人の裁量</u></li> <li>● <u>外国人の法人の長等への任用も可能</u></li> </ul>
給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可能（給与基準は届出、公表）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可能（給与基準は届出、公表）</u></li> </ul>
服務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法人の裁量（独自に定める就業規則による）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法人の裁量（独自に定める就業規則による）</u></li> </ul>



# 国立大学法人と類似制度との比較①

	国立大学法人	公立大学法人	学校法人	放送大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園
<b>法的 位置付け</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>国立大学法人法により設置</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>地方独立行政法人法に基づき、設立団体の議会議決を経て国又は都道府県が定款を認可</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>私立学校法に基づき、大学を設置する法人は文部科学大臣が寄附行為を認可</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>放送大学学園法により設置</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>沖縄科学技術大学院大学学園法により設置</u></li> </ul>
<b>目的・業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>国立大学法人の目的・業務は、国立大学法人法において規定</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>個々の法人ごとの目的・業務は、定款において規定</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>個々の法人の目的は寄附行為において規定</u></li> <li>● <u>寄附行為は文部科学大臣が認可</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>放送大学学園法及び寄附行為において規定</u></li> <li>● <u>寄附行為は文部科学大臣が認可</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>沖縄科学技術大学院大学学園法及び寄附行為において規定</u></li> <li>● <u>寄附行為は文部科学大臣が認可(内閣総理大臣に通知)</u></li> </ul>
<b>予算上の 制約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>運営費交付金は「渡しきり」、使途の内訳は特定されない</u></li> <li>● <u>運営費交付金は翌年度に繰越可能</u></li> <li>● <u>自己努力による剰余金は、予め中期計画に記載した使途に充当可能</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>設立団体である地方公共団体から「渡しきり」の運営費交付金として措置</u></li> <li>● <u>運営費交付金は翌年度に繰越可能</u></li> <li>● <u>自己努力による剰余金は、予め中期計画に記載した使途に充当可能</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>私立学校振興助成法に基づき、教育研究に係る経常的経費について補助</u></li> <li>● <u>補助金適正化法に基づき、翌年度に額の確定を行い過大交付分は返還</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>放送大学学園法に基づき、教育研究を含めた業務に係る経費について補助</u></li> <li>● <u>補助金適正化法に基づき、翌年度に額の確定を行い過大交付分は返還</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>沖縄科学技術大学院大学学園法に基づき、教育研究を含む業務に係る経費について補助</u></li> </ul>
<b>他法人への 出資</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>特定の企業（TLO、VC、指定国立大学法人の特例等）への出資が可能</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>特定の企業（TLO）への出資が可能</u> ※VC等への出資は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>出資先の限定なし</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>寄附行為に基づき、一部法人への出資は不可</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>通常の学校法人と同様（但し、所管大臣の承認が必要）</u></li> </ul>

# 国立大学法人と類似制度との比較②

	国立大学法人	公立大学法人	学校法人	放送大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園
目標・計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>大臣の関与は、中期目標の策定、中期計画の認可等に限定</u></li> <li>● 中期目標の策定、中期計画の認可に際しては、<u>法人側の意見に配慮するとともに、国立大学法人評価委員会の意見を聴く</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>設立団体の長が中期目標を策定の上、議会の議決を得る</u></li> <li>● 中期計画は設立団体の長が認可</li> <li>● 中期目標の策定、中期計画の認可に際しては、<u>法人側の意見に配慮するとともに、各設立団体における地方独立行政法人評価委員会の意見を聴く</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>事業計画及事業に関する中期的な計画の作成を義務付け（R2.4.1施行）</u></li> <li>● 事業計画及び事業に関する中期的な計画の作成に際しては、<u>認証評価の結果を踏まえる</u></li> <li>● 文部科学大臣の認可は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎会計年度開始前に事業計画を作成の上、<u>文部科学大臣及び総務大臣が認可</u></li> </ul> <p>※この他、学校法人制度の規定が適用される</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎会計年度開始前に沖縄の振興及び自立的発展に配慮された事業計画を作成の上、<u>内閣総理大臣が認可</u></li> </ul> <p>※この他、学校法人制度の規定が適用される</p>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>国立大学法人評価委員会が年度評価及び中期目標期間評価を実施（教育研究面は大学改革支援・学位授与機構が評価）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各設立団体における地方独立行政法人評価委員会が年度評価及び中期目標期間評価を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特になし</li> </ul>
人事（任免等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>学長の任命権の下、採用・承認等の決定も各大学の裁量</u></li> <li>● 外国人の学長等への任用も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>設立団体の長による理事長の任命権の下、採用・承認等の決定は各大学の裁量</u></li> <li>● 外国人の学長等への任用も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>採用・承認等の決定は各大学の裁量</u></li> <li>● 外国人の学長等への任用も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>理事長の任命権の下、採用・承認等の決定は大学の裁量</u></li> <li>● 外国人の学長等への任用は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>採用・承認等の決定は大学の裁量</u></li> <li>● 外国人の学長等への任用も可能</li> </ul>
給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可</u> (給与基準は届出、公表)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可</u> (給与基準は設立団体の長に届出、公表)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可能</u> (役員の報酬等の支給の基準は公表)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可能</u> (役員の報酬等の支給の基準は公表)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可能</u> (役員の報酬等の支給の基準は公表)</li> </ul>
服務・懲戒等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>各法人の裁量</u> (独自に定める就業規則による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>各法人の裁量</u> (独自に定める就業規則による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>各法人の裁量</u> (独自に定める就業規則による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>各法人の裁量</u> (独自に定める就業規則による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>各法人の裁量</u> (独自に定める就業規則による)</li> </ul>

# 諸外国の大学制度との比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
概況	大学数は8割弱、学生数は7割が私立	大学数は私立が7割、学生数は州立が6割	ほぼすべての大学が国立 (運営費における公費支出の割合が高く、実質的に国立大学に相当)	ほぼすべての大学が国立	大学数は7割、学生数は9割が州立大学
法的位置づけ	法律により、 <b>国立大学法人としての法人格</b> が与えられている	州立大学の多くは、 <b>州の法律等により法人格</b> が与えられている	1992年以前設立の大学は主に <b>国王の設立勅許状に基づく大学法人</b> 、1992年以降設立の大学は <b>法律に基づく高等教育法人</b> である場合が多い。	学術的、文化的・職業専門的性格を有する公施設法人として、 <b>法人格や教育、研究、管理、財政に関する自治権</b> を有する	公法上の団体であり、同時に州の機関として、 <b>法人格を有する団体としての性格と州の組織・機関の一部としての性格を併せ持つ</b>
国の関与の在り方					
	国立大学法人は、法人格を有し、大学を設置し、運営する。教育研究、教職員人事等において、大学の自主性・自律性が認められている。授業料は法令で規定。	大学とは別に管理組織として大学理事会がおかれ、教育研究、教職員人事、財政等について幅広く責任を負う。理事は、州知事が任命するが、州知事や州教育長が自ら理事となることもある。授業料は大学理事会で決定。	大学とは別に管理組織として財政を担う準政府機関が置かれ、大学における教育研究、教職員人事、財政等について幅広く責任を負う。授業料は法令で規定。	大学とは別に管理組織は置かれていない。授業料は無償。	大学とは別に管理組織は置かれていない。ただし、大学の管理組織の一部として設置されている大学評議会は、州の所管省の代表を含む外部有識者で構成され、学長等の選挙や州との契約及び発展計画の起草等において一定の権限を持つ。授業料は無償。
関与の方式等	法人は、 <b>6年ごとの中期目標・中期計画</b> に沿って教育研究を展開できるよう、 <b>政府から基礎的経費として運営費交付金を措置</b> 。国立大学法人評価委員会により、 <b>年度評価、4年次評価、中期目標期間終了時評価</b> が行われる。	大学理事会から州政府に対し予算要求を行う。州からの経常費は、基本的に学生数による。 <b>カリフォルニア州</b> では州内に3つある州立大学システムの <b>役割・使命を州法で規定</b> 。 <b>NY州</b> では州内に2つある州立大学システムが、それぞれ <b>4年毎に州知事及び州教育委員会に長期計画を提出することを州法で規定</b> 。	政府と政府から独立した準政府機関、また <b>準政府機関と各大学との財政契約</b> に基づき、政府は、準政府機関を通じて大学全体の条件設定を行う。この準政府機関が各大学の業績評価を行い、これに基づき各大学に補助金（一部）を配分する。	財政措置は予算の定めるところによる。 <b>大学・高等教育機関共同体(※COMUE)ごとに契約を政府と締結</b> 。同契約に基づき、予算が配分される。 (※)原則1つの大学区にある大学等の集合体	州政府に対する予算要求により財政措置がなされ、資金の学内での配分・運用は州の監督下で行われる。 <b>州により、目標合意方式</b> を採用。 (※)目標について大学と州が合意を図り契約を締結することで各大学に一定の予算権限を与える方式。州からの補助金の一部に各大学の業績が反映されるのが一般的。

# 国立大学のガバナンス

# ▶ ガバナンス

## ◆ 学長のリーダーシップの強化

- ・法人化により、
  - ①「学長」を法人の長かつ大学の長として位置付け
  - ②学内者と学外者の原則同数の構成員により学長を選考（学長選考会議）【2004】
- ・法律改正等により、
  - ①学長補佐体制として、副学長の職務内容を明確化
  - ②教授会が決定機関ではない旨を明確化
  - ③学部長等は学長の定めるところにより任命されることを明確化
  - ④意向投票の結果をそのまま学長の選考結果に反映させることは不適切であることを明確化 【2015】
  - ⑤法人の長と大学の長の分離を可能化【2020】

## ◆ 意思決定システムの透明化・明確化

- ・法人化により、
  - ①役員会制を導入
  - ②学外の理事・監事を義務化
  - ③経営協議会の半数を学外委員【2004】
- ・法律改正により、
  - ①学長選考の基準を策定・公表
  - ②経営協議会の委員の過半数を学外委員【2015】
  - ③学外の理事複数を義務化【2020】

## ◆ 機能強化の促進支援策

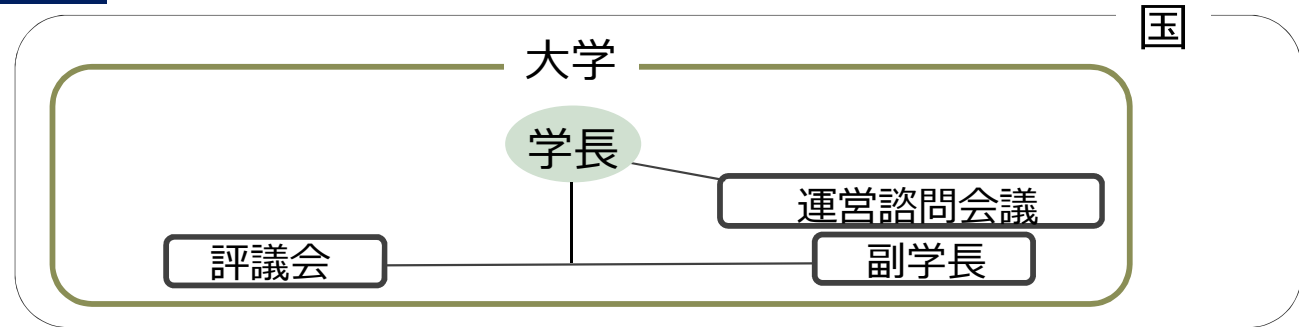
- ・指定国立大学法人制度の創設【2017】
- ・経営と教学の分離・一法人複数大学制の選択を可能化【2020】

# 国立大学法人化によるガバナンス体制

2004

国立大学法人化

## 《法人化前》



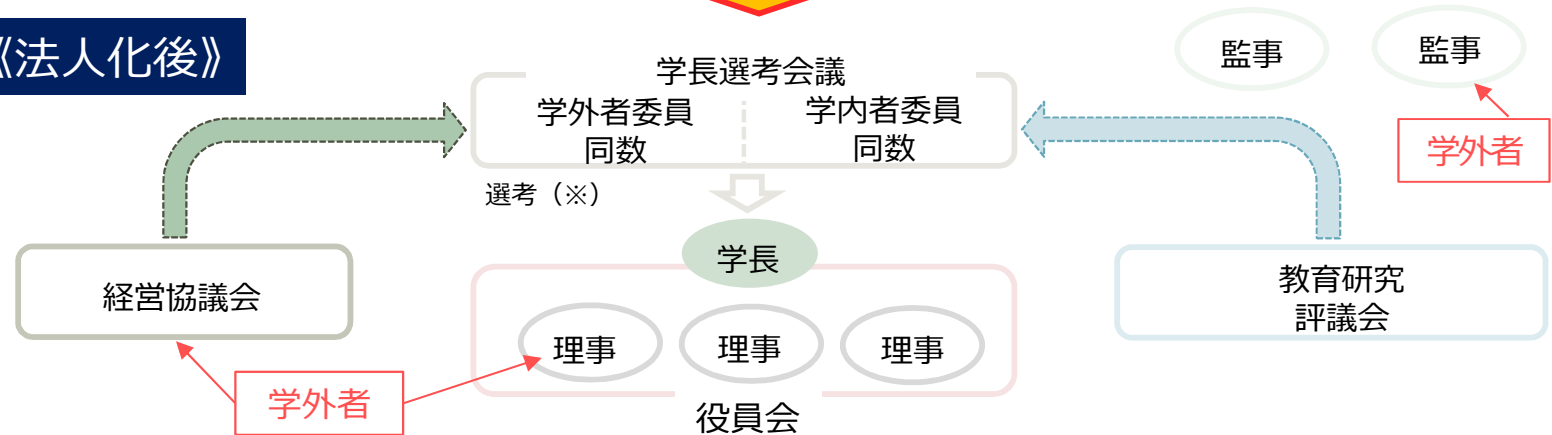
学長：大学運営の包括的な責任者

副学長：学長の職務を助ける

運営諮問会議：外部有識者から構成され、重要事項について学長の諮問に応じて審議、助言・勧告

評議会：学部長など部局長を中心に、重要事項について審議する全学的審議機関。

## 《法人化後》



学長：法人を代表し、業務を総理

経営協議会：経営に関する重要事項を審議

理事：学長を補佐し、業務を掌理

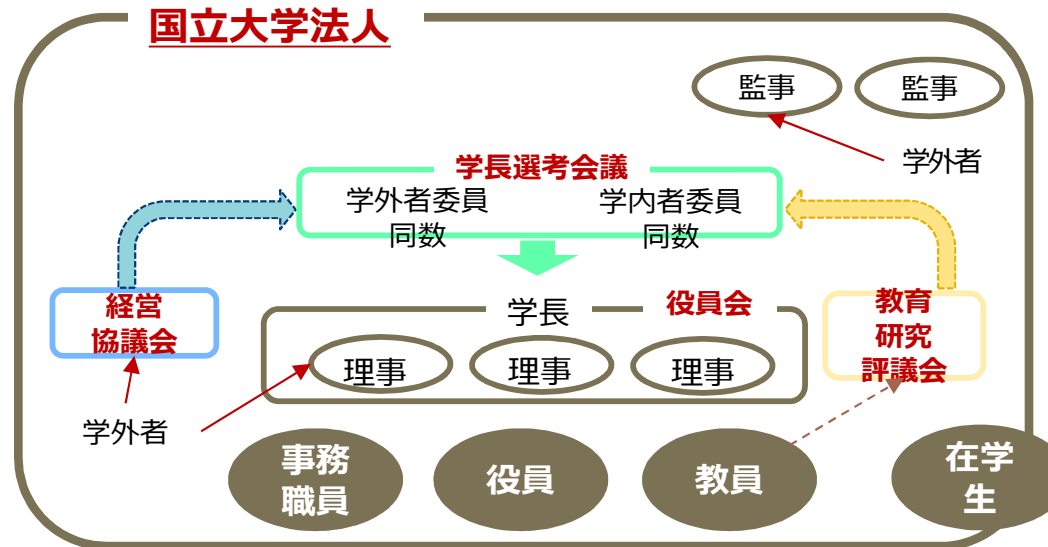
教育研究評議会：教育研究に関する重要事項を審議

役員会：重要事項について議を経て学長は決定

監事：法人の業務を監査

# 現在の国立大学法人のガバナンス体制

～会議体の役割～



	学長選考会議	役員会	経営協議会	教育研究評議会
議長	委員の互選	<b>学長</b>	<b>学長</b>	<b>学長</b>
議決権	<b>あり</b> (議長が学長選考会議に諮って定める)	なし (役員会の議を経て、学長が重要事項を決定)	なし	なし
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>学長の選考や解任の申し出</li> <li>学長選考会議の議事の手続きや、同選考会議に関して必要な事項</li> <li>選考した学長の業務執行状況に係る恒常的な確認</li> </ul>	<b>重要事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標についての意見</li> <li>大臣認可または承認を受けなければならない事項</li> <li>予算作成及び執行並びに決算</li> <li>重要な組織の設置又は廃止など</li> </ul>	<b>経営に関する重要事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>中目・中計の経営に関するもの</li> <li>経営に関する学則、会計規定、役員報及び退職手当の支給基準や職員給与及び退職手当の支給基準</li> <li>予算作成及び執行並びに決算</li> <li>組織及び運営状況についての評価など</li> </ul>	<b>教育研究に関する重要事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>中目・中計に関するもの</li> <li>学則、教員人事に関するもの</li> <li>教育課程の編成に関する方針</li> <li>学位の授与に関する方針</li> <li>教育及び研究の状況についての評価など</li> </ul>
構成員	<u>経営協議会の外部委員 (学外者)</u> + (それぞれ同数) <u>教育研究評議会委員 (学内者)</u>  ※現行法では、定めにより、 <b>学長</b> 又は理事を加えることが可 (総数の <b>1/3</b> を超えてはならない)	・学長 ・理事  ※役員数が4名以上の場合は複数の外部理事、3名以下の場合には1名の外部理事を置くことが必要	・学長 ・学長が指名する理事及び職員 ・ <b>教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する学外者 (過半数)</b>  ※大学総括理事がいる場合は含む (過半数が外部)	・学長 ・ <b>学長が指名する理事及び職員</b> ・ <b>重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者</b>  ※大学総括理事や教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる副学長がいる場合は含む (全員が内部)

# 国立大学法人化後のガバナンス機能強化 (学校教育法及び国立大学法人法の一部改正：2015年4月1日施行)

## 1. 学校教育法の改正

＜副学長の職務について＞ 第9 2条第4項関係

- ・ 副学長は、学長を助け、**命を受けて校務をつかさどる**こととする

＜教授会の役割について＞ 第9 3条関係

- ・ 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり**意見を述べる**こととする
- ・ 教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について**審議**し、及び学長及び学部長等の**求めに応じ、意見を述べる**ことができることとする

## 2. 国立大学法人法の改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞ 第1 2条関係

- ・ 学長選考会議は**学長選考の基準を定める**こととする
- ・ 国立大学法人は、**学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならない**こととする

＜経営協議会＞ 第2 0条第3項、第2 7条第3項関係

- ・ 国立大学法人等の経営協議会の委員の**過半数を学外委員とする**

＜教育研究評議会＞ 第2 1条第3項関係

- ・ 国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる**副学長を評議員とする**

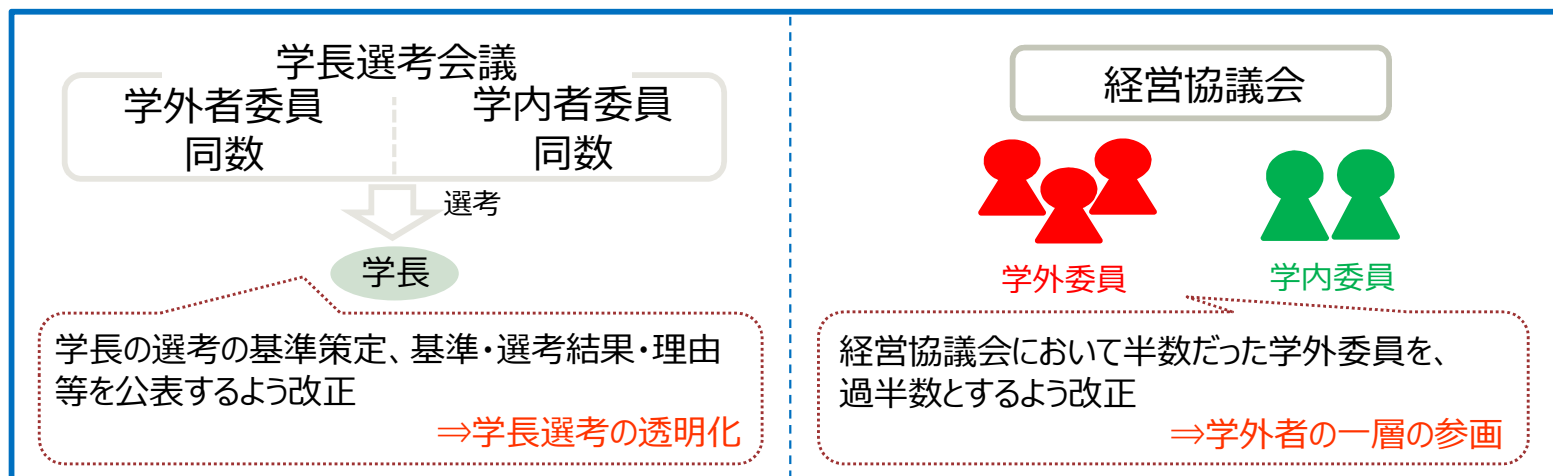
＜その他＞ 附則関係

- ・ 新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

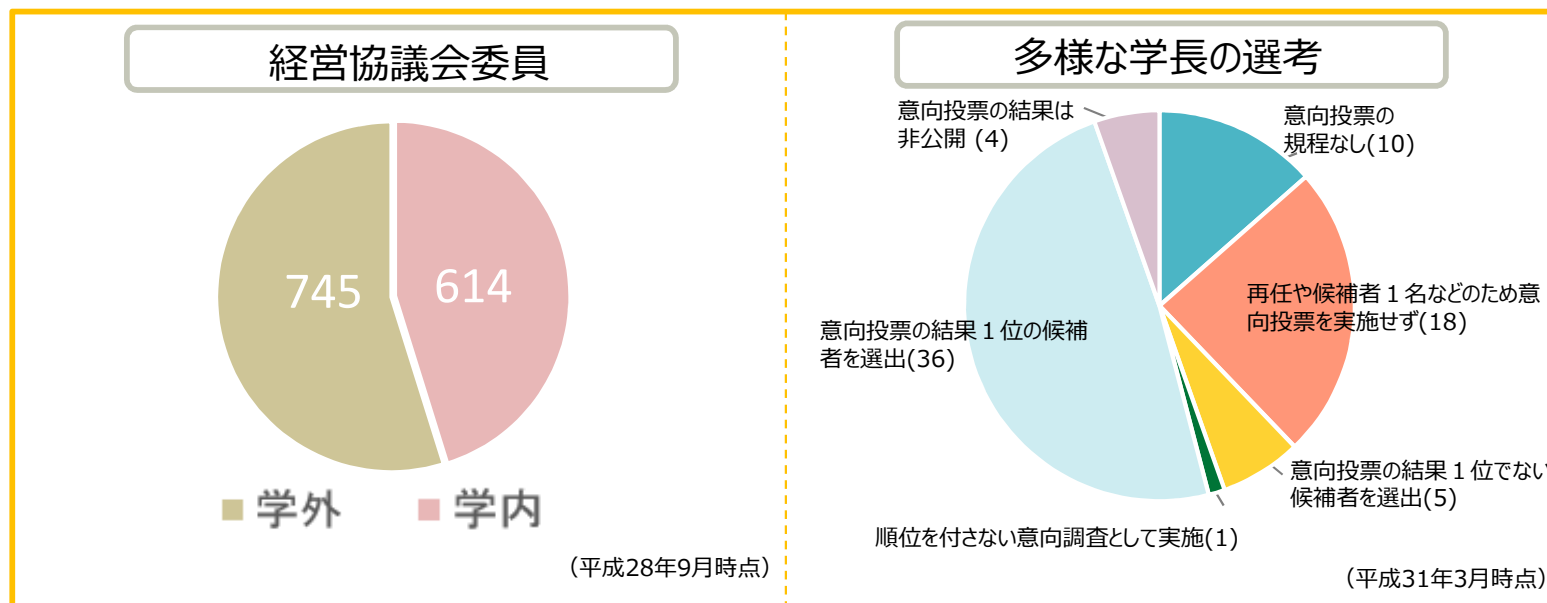


# 2014年法改正によるガバナンス体制強化

## 2014 法改正 (2015施行)



## 2019 現 状



# 法改正による更なるガバナンス機能強化 (学校教育法等の一部改正：2020年4月1日施行)

## 1. 学校教育法の改正

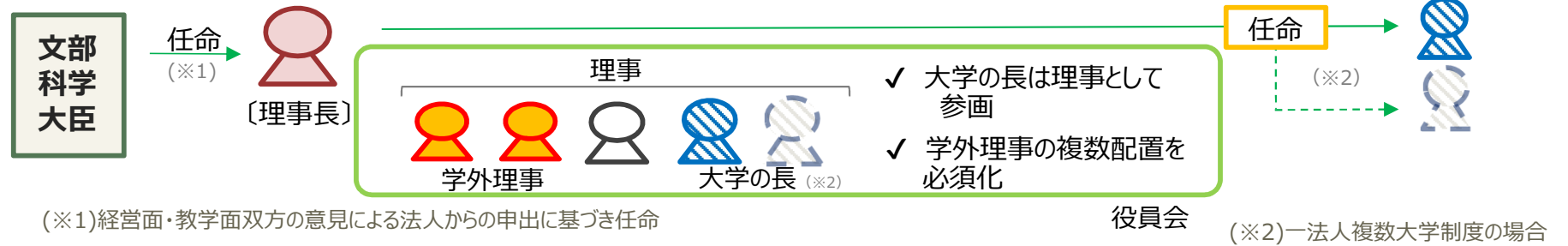
- ① 大学等の教育研究等の状況进行评估する**認証評価**において、**当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け**【第109条第5項関係】
- ② 適合している旨の**認定を受けられなかった大学等**に対して、文部科学大臣が**報告又は資料の提出を要求**【第109条第7項関係】 等

## 2. 国立大学法人法の改正

- ① 国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学を**統合**して国立大学法人東海国立大学機構を**創設**、同機構が岐阜大学と名古屋大学を**設置**【別表第1関係】
- ② 国立大学法人が**複数の大学を設置する場合**その他管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、**設置する大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事を設置できる**こととすること【第10条第3項等関係】
- ③ 理事数が**4**人以上の国立大学法人は、**理事に学外者を複数含める**ものとする【第14条第2項関係】
- ④ 国立大学法人評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に**認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請**すること【第31条の3第2項関係】 等

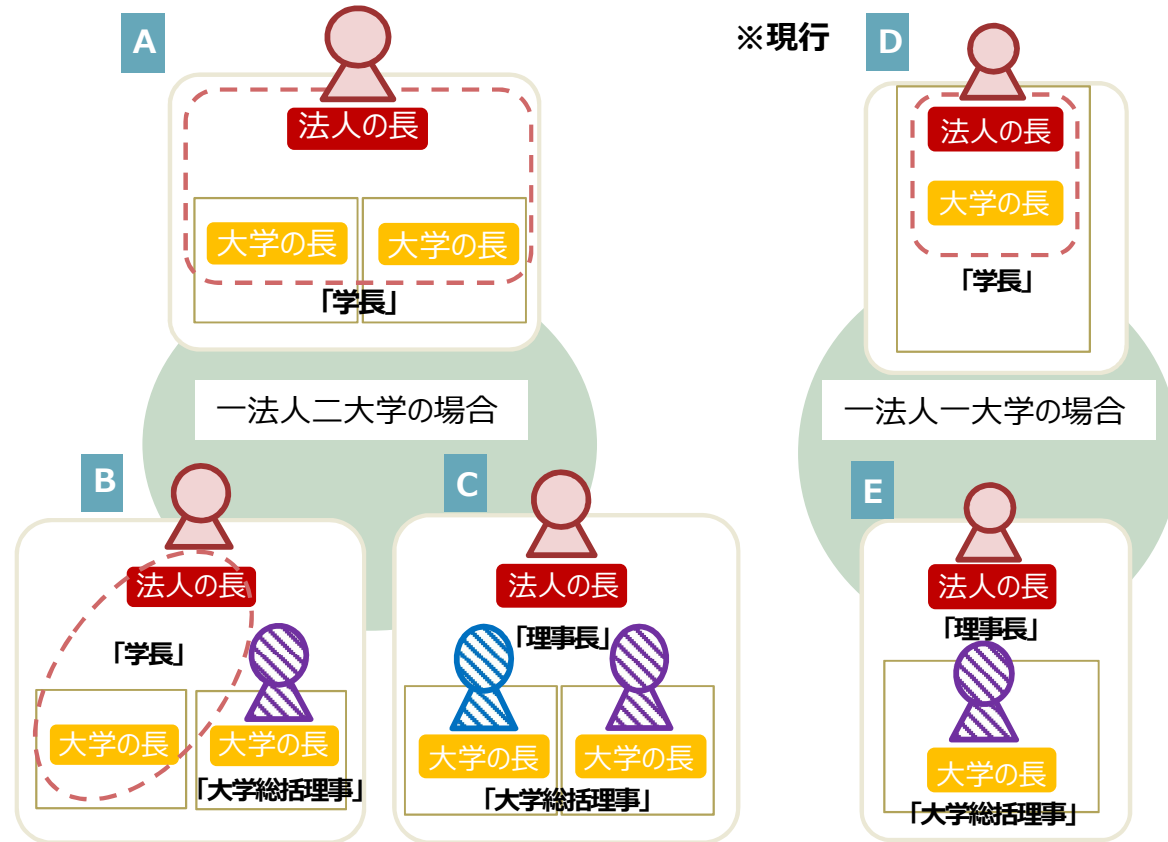
# 2019年法改正によるガバナンス体制強化

- 法人の判断により、**教学と経営の長を分担し、新たに理事長職を置く**こととする（同時に一法人複数大学制度も導入）
- **学外理事**について、**原則二人以上を設置義務**とする



国立大学法人の判断で、右の体制を選択できるような仕組みを設ける

- 一つの国立大学法人が複数の大学を設置することができる
- 大学の長を分担して置くことができる



- 法人の長：法人を代表する者
- 大学の長：法人が設置する大学の校務（学校教育法に規定）をつかさどる者
- 国立大学法人法上は、「法人の長」と「大学の長」を兼ねる者⇒「学長」 / 「大学の長」を兼ねない「法人の長」⇒「理事長」と整理
- 学校教育法上は、「大学の長」⇒「学長」

※実際の運用においては、混乱や誤解が生じない範囲で、「理事長」や「機構長」等の呼称を各国立大学法人において用いることも考えられる

# 法人の長と大学の長の役割分担・任命手続き

## 法人の長と大学の長の役割分担

教育研究と法人経営の双方の観点による議論を踏まえ、法人の効率的な運営及び教育研究活動の展開を一層進めるため、各法人において大学の長を分担すること（経営と教学の分離）を判断

法人における判断にあたって  
文部科学大臣が関与



【法人の長】

- 法人全体に対して監督責任を負い、経営の失敗や法人の諸問題の責任を負う
- 法人の人材・資源・予算を掌握し、組織のガバナンスを維持し、法人の目標や業務の成果の最大化を任務



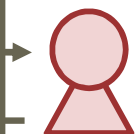
【大学の長】

- 各大学の校務をつかさどり、所属職員を統督（学校教育法第92条第3項に規定する職務）
- 法人全体の経営方針に従いつつ、大学運営の自主性や創意工夫が活かされるよう、教育研究に関する一定程度の裁量や権限を有すると同時に、法人の長に対して責任を負う
- 法人組織における職位は、他の理事とは異なる権限や役割を与えられた「理事」

## 法人の長と大学の長の任命手続き



文部科学大臣が任命



【法人の長】

法人の長が任命  
(文部科学大臣の承認が必要)



【大学の長】

※解任も同様の手続  
※法人の長の任期  
= 現行法の学長の任期  
2～6年で、  
学長選考会議の議を経て、  
各法人の規則で定める

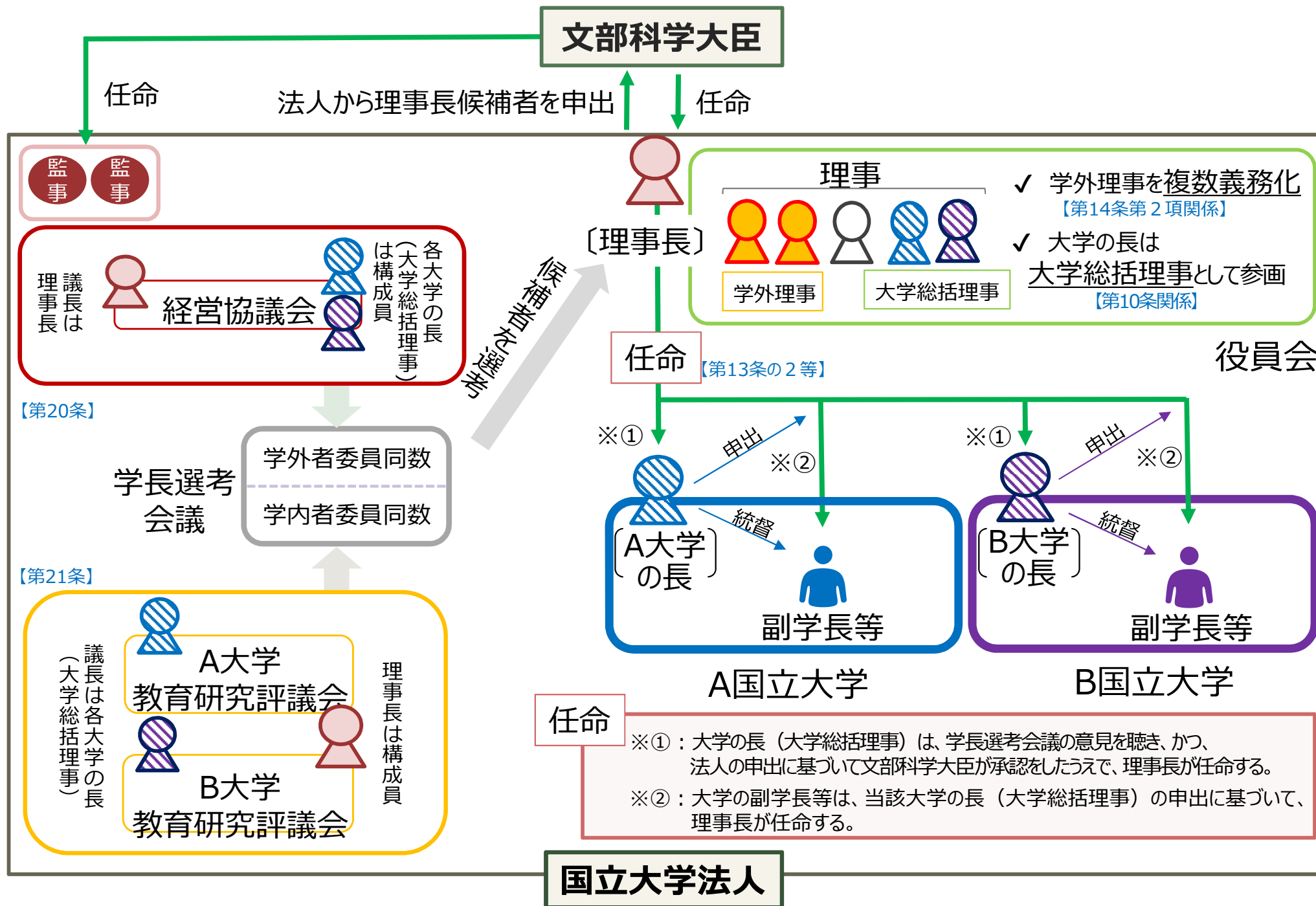
選考にあたり  
法人において予め選考方法を  
定めることなどが考えられる

※大学の長の任期  
：法人の長の任期を踏まえる  
～6年で、  
学長選考会議の議を経て、  
各法人の規則で定める

国立大学法人より  
経営と教育研究の  
両方の観点から  
透明性をもって選考された  
候補者を申出

国立大学法人

# 複数の大学を置き、全ての大学に法人の長とは別に大学の長を置く場合



# 大学等連携推進法人制度イメージ

## 制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が認定する制度を設ける。
- 併せて、認定を受けた一般社団法人の社員である大学の設置者が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した授業科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる特例措置を設ける。

(一般社団法人)〇〇地域大学ネットワーク機構

**理事会**  
(理事3人以上、監事1人以上、代表理事1人)  
法人の業務執行の決定

法人の業務を執行

**社員総会**  
法人に関する重要事項の決議

・意見具申  
・業務の実施状況の評価

※評議会の設置は任意

**大学等連携推進評議会**  
※学識経験者、産業界等で構成

### 連携推進方針

- 連携の推進を図る意義・目標、連携推進業務に関する事項
- 教学上の特例措置を活用する場合には、その連携の意義・内容や、大学間の役割分担

### 連携推進業務(例)

#### 教育機能の強化

- 単位互換の促進、**連携開設科目の開設※**、**連携開設科目を活用した教職課程の共同設置※**、**共同教育課程(共同学位)での各大学修得単位数の引下げ※等**

#### 研究機能の強化

- 産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同利用、知的財産の共同管理

#### 運営の効率化

- FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

※一法人傘下の大学間及び認定を受けた一般社団法人における参加大学間に限定して認めるもの

①申請



②認定



文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の公表を求める

### 大臣による認定基準(例)

- 連携推進業務を主たる目的とすること
- 連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 連携推進業務を安定的かつ一体的に行うことが可能な組織体制、役員構成であること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること

「社員」として参画

「社員」として参画

「社員」として参画

参加法人(大学を設置する者)

(例)国立大学法人



(例)公立大学法人



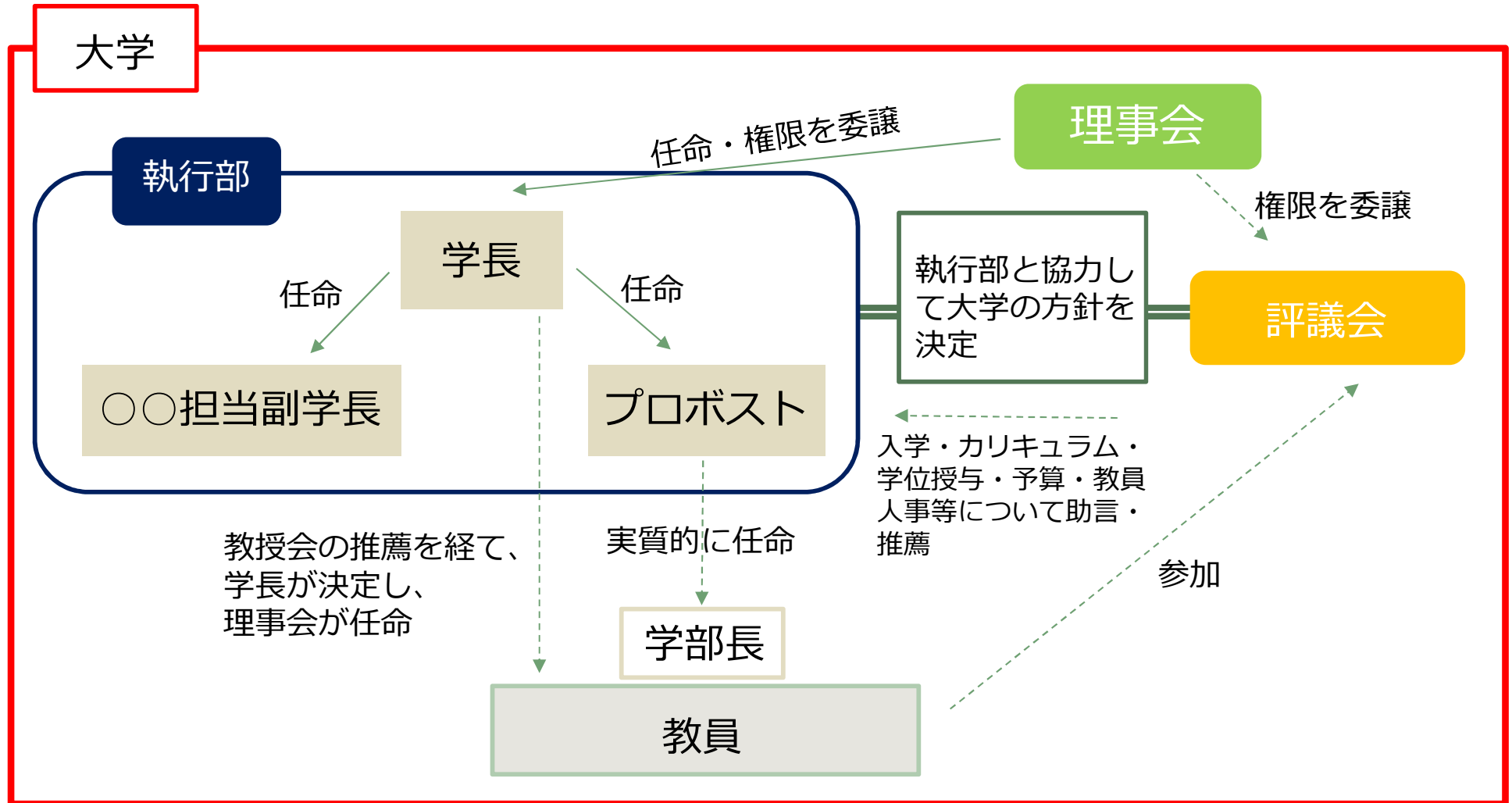
(例)学校法人



・研究開発法人  
・高等専門学校  
・関係自治体等

※全学的な参画に限らず学部単位、学位プログラム単位での参画も可能

# 諸外国の大学のガバナンス体制・学長選考プロセス①（アメリカ）

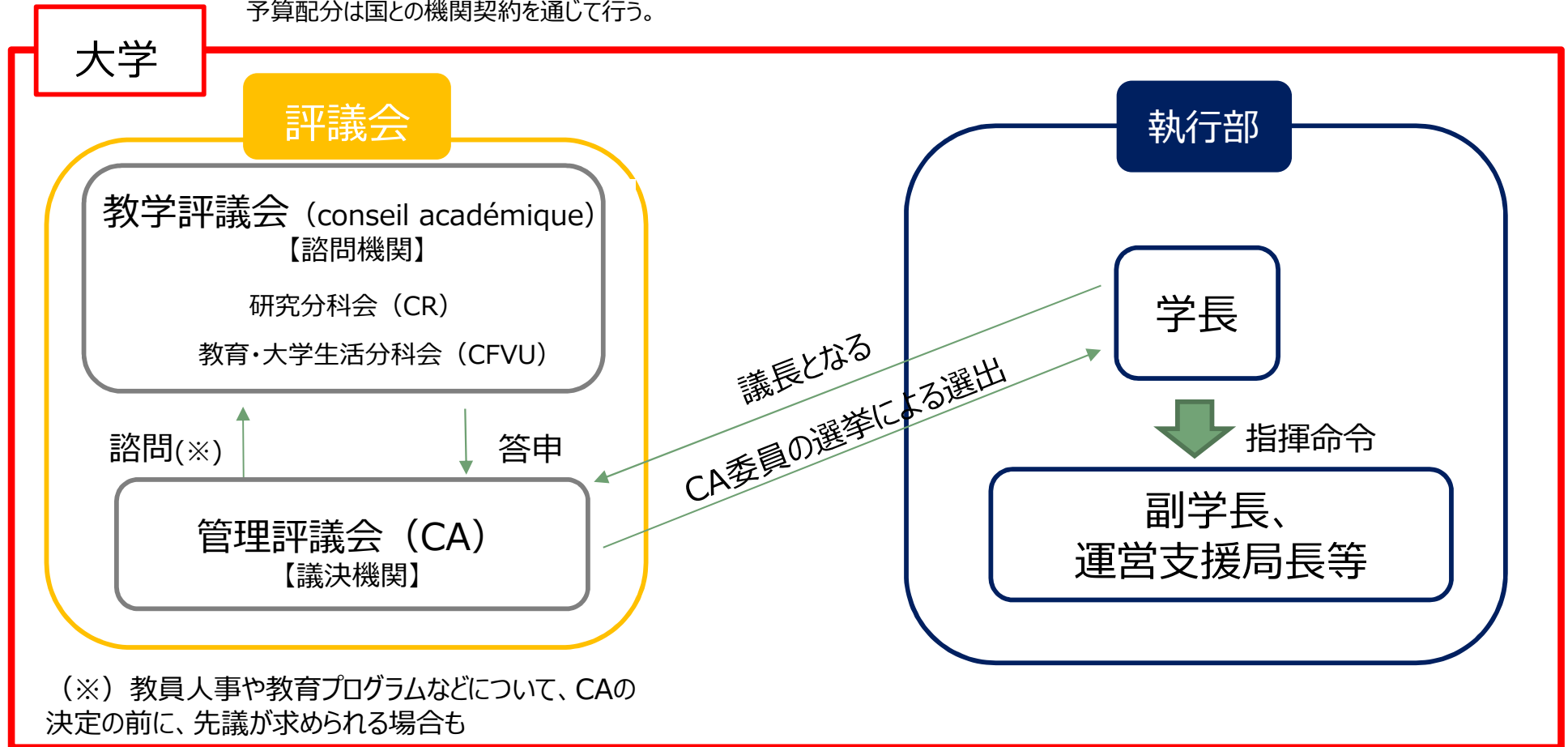


- ◆学長の任命 : 学長選考のための委員会が、外部サーチ機関を活用しながら候補者を選考し、最終的に理事会が任命。内部からの昇格は極めて少ない。
- ◆学部長・学科長の任命 : 学部長は実質的に人事を握るプロボストが事実上任命することが多い。学外者になることも多い。
- ◆教員の任用 : 学科・学部レベルの推薦、評議会による推薦を経て、学長が決定し、理事会が任命する場合が多い。

※上記①②は、「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）、「アメリカの大学評議会と共同統治 -カリフォルニア大学の事例-」（福留東士 広島大学高等教育研究開発センター大学論集 第44集（2012年度）2013年3月発行：49-64）、「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 アメリカ合衆国第2版（2016年版）」（独立行政法人大学評価・学位授与機構）をもとに、文部科学省にて作成

# 諸外国の大学のガバナンス体制・学長選考プロセス②（フランス）

※フランスの大学は、法令上、「学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人」という、法人格を有する国立の機関。  
 予算配分は国との機関契約を通じて行う。



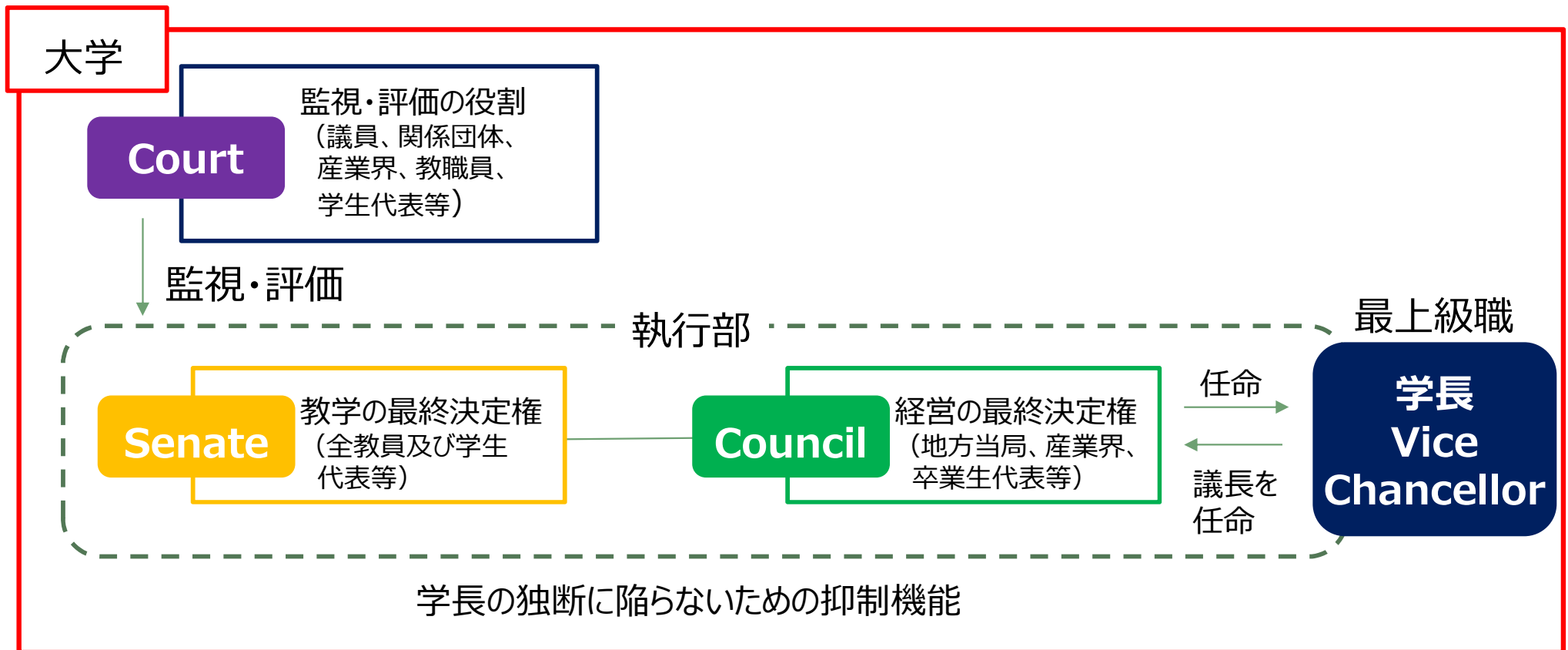
- ◆ 学長の任命 : 学内の教員等から、CAにおける選挙によって選出し、任命される。被選挙資格として学内の教員であることが求められる。
- ◆ 学部長・学科長の任命 : 学部長の選挙は法令で規定されており、学部内の教員から評議会の選挙で選出。学科長の選考は法令の規定はなく、各大学の学則で定められる。
- ◆ 教員の任用 : 管理評議会の決定に基づいて設置される選考委員会が審査。選考に基づいて大学が推薦し、教授は大統領が、准教授は大臣が任命。

※上記は、フランスにおける代表的と考えられる事例を中心に記述

※上記は、「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）、「フランスにおける大学ガバナンスの改革 - 大学の自由と責任に関する法律（LRU）の制定とその影響 -」（大場淳 大学論集第45集(2014年3月発行)）、「大学ガバナンスの国際比較：研究の視点の整理」（大場淳 広島大学高等教育研究開発センター編大『大学のガバナンス～その特質を踏まえた組織運営の在り方を考える～第41回(2013年度)『研究員集会』の記録・講演・報告』2014年5月、75-97頁)をもとに、文部科学省にて作成



# 諸外国の大学のガバナンス体制・学長選考プロセス③（イギリス）

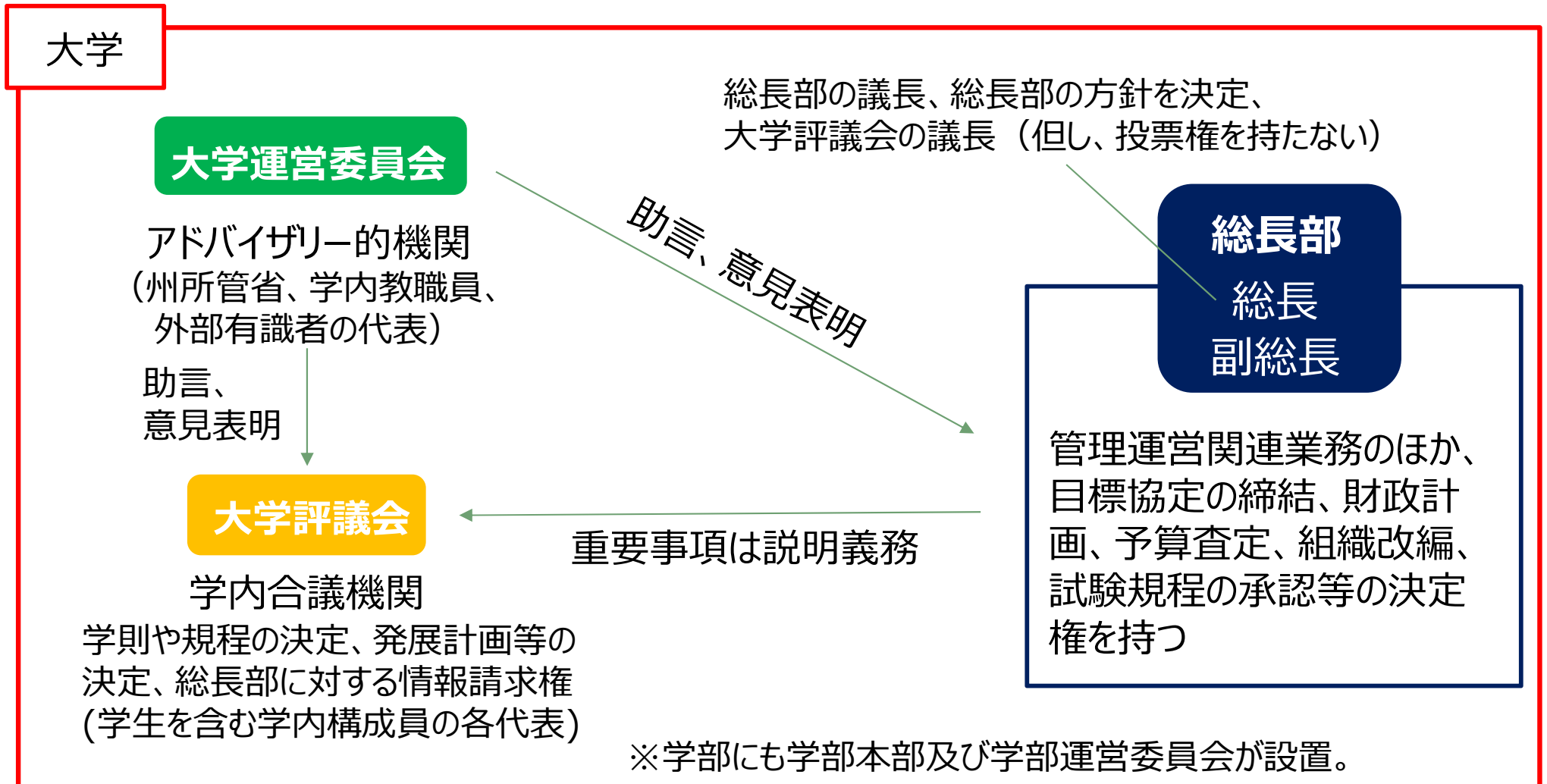


- ◆ 学長の任命 : 一般に、CouncilとSenateの委員から構成される選考委員会が、外部リサーチ機関や独自のデータベースを活用して選考し、カウンスルが任命。
- ◆ 学部長・学科長の任命 : 基本的に学長が学部長を独断で任命することはない。学長・副学長・全職員がコンセンサスの上で、Senateの承認に基づき決定。
- ◆ 教員の任用 : 学内外に公募し、その後面接。学部あるいは学科内で教員人事は完結。選考後、Senateの承認や、Senateへの報告の義務付け等を経た上で、Councilが任命。

※上記は、1992年以前からのイギリスの大学における代表的と考えられる事例を中心に記述

※上記は、「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）をもとに、文部科学省にて作成

# 諸外国の大学のガバナンス体制・学長選考プロセス④（ドイツ）



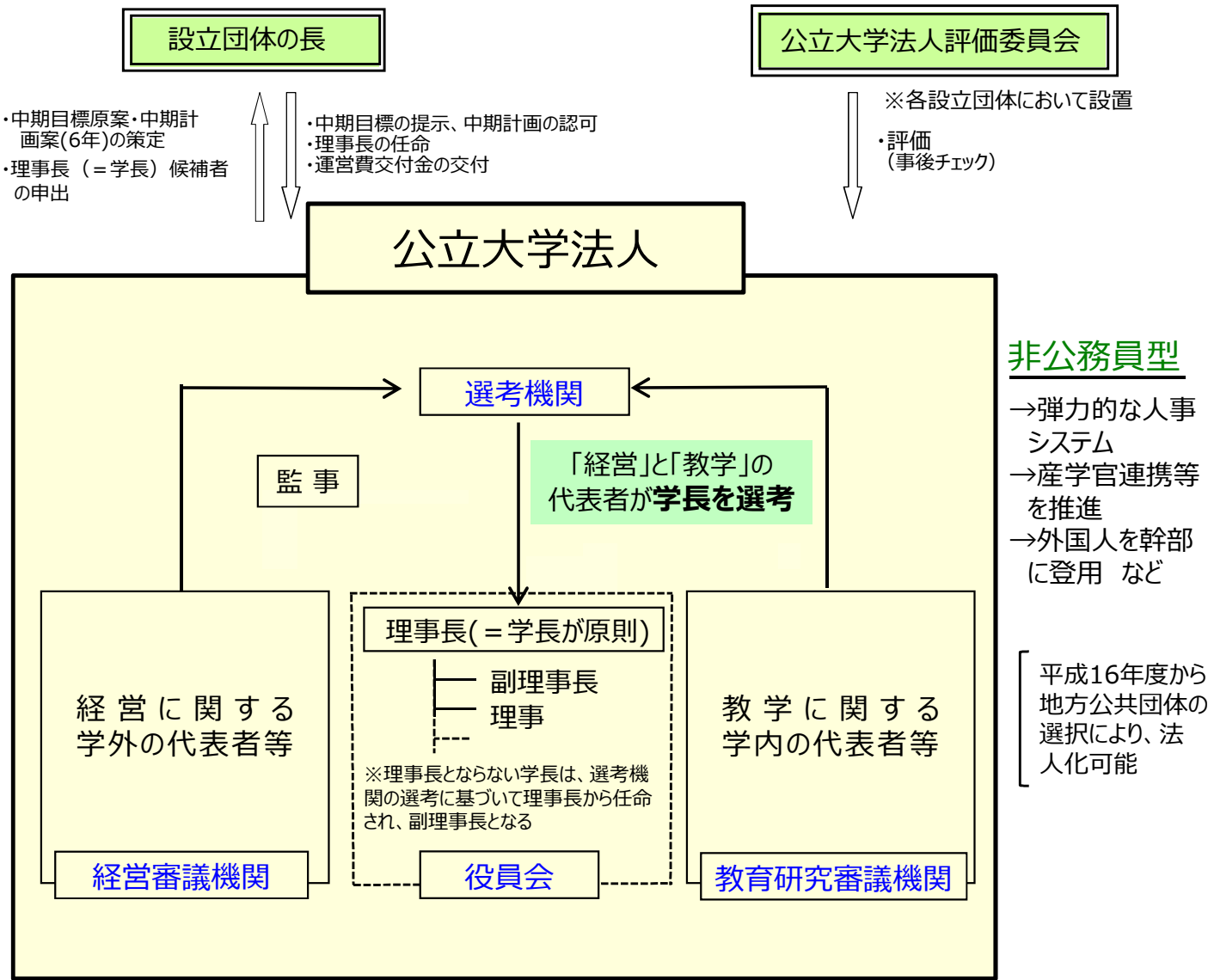
- ◆学長の任命：大学評議会（構成員の過半数が教員）の推薦（州により選挙結果）を受けて州の高等教育大臣が任命。推薦に当たって、大学評議会と大学運営委員会との合同選考委員会が設置される。

※上記は、ドイツの大学における代表的と考えられる事例を中心に記述（主にニーダーザクセン州高等教育法における規定を参考）

※上記は、「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）、「大学の設置形態に関する調査研究」（国立大学財務・経営センター研究報告第13号 平成22年9月 第3章「ドイツにおける高等教育制度と大学の設置形態」（城多努））をもとに、文部科学省作成。

# 公立大学法人のガバナンスの仕組み

- 公立大学法人では、法人の長である理事長が、大学の学長を兼ねることが原則とされているが、両者を分離することも可能
- 公立大学法人の理事長は、学外者などから構成される**経営審議機関の代表者**と、学内者から構成される**教育研究審議機関の代表者**から構成される**学長選考機関**において選考され、設立団体の長が任命
- 意思決定プロセスにおける透明性の確保や適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件の審議について、**合議制の審議機関を法定（経営審議機関、教育研究審議機関）**



※「役員会」は、地方公共団体の判断（定款に規定）等で設置可能

※各設立団体において設置

- ・評価（事後チェック）

【理事長】（＝学長が原則）  
公立大学法人を代表し、その業務を総理

【役員会】（必置機関ではない）  
予算の作成、重要な組織の改廃等に関する審議機関

【経営審議機関】  
経営に関する重要事項を審議する機関

【教育研究審議機関】  
教育研究に関する重要事項を審議する機関

【監事】  
公立大学法人の業務を監査

※「役員会」「経営審議機関」「教育研究審議機関」は、大学によってその人数が異なる。  
（例）名古屋市立大学：役員会 8人、経営審議会15人、教育研究審議会25人  
青森県立保健大学：役員会 6人、経営審議会10人、教育研究審議会10人

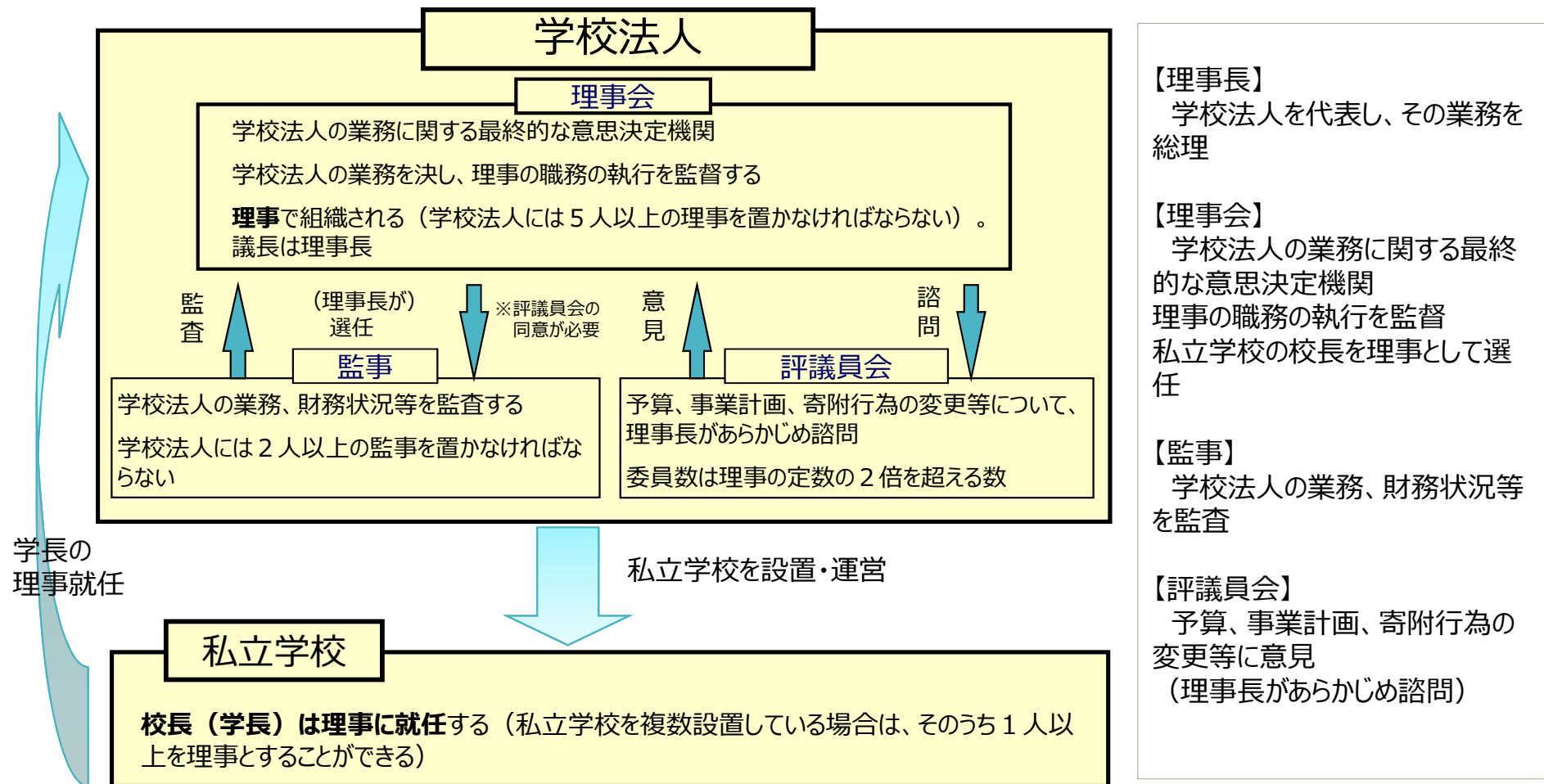
## 非公務員型

- 弾力的な人事システム
- 産学官連携等を推進
- 外国人を幹部に登用 など

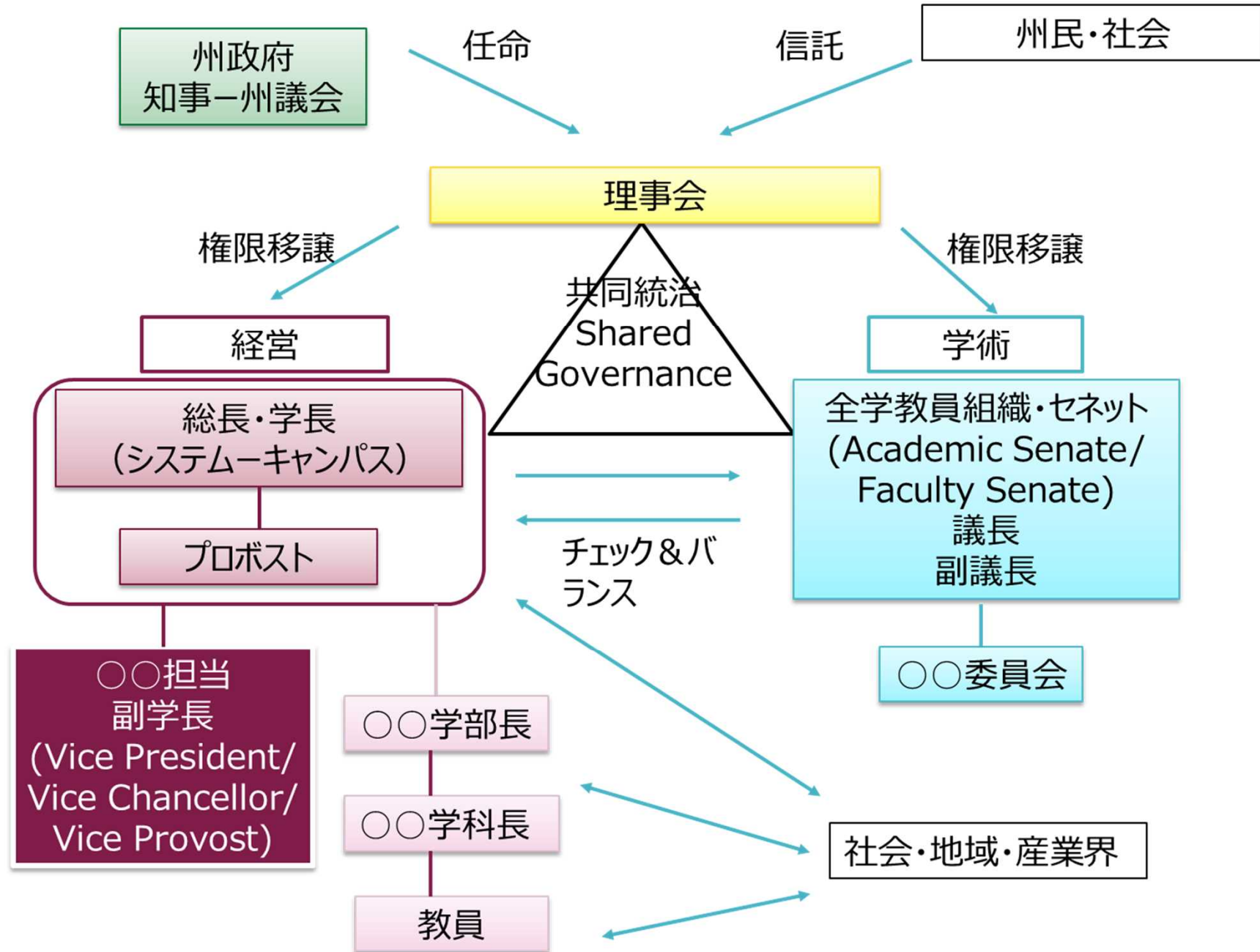
平成16年度から地方公共団体の選択により、法人化可能

# 学校法人のガバナンスの仕組み

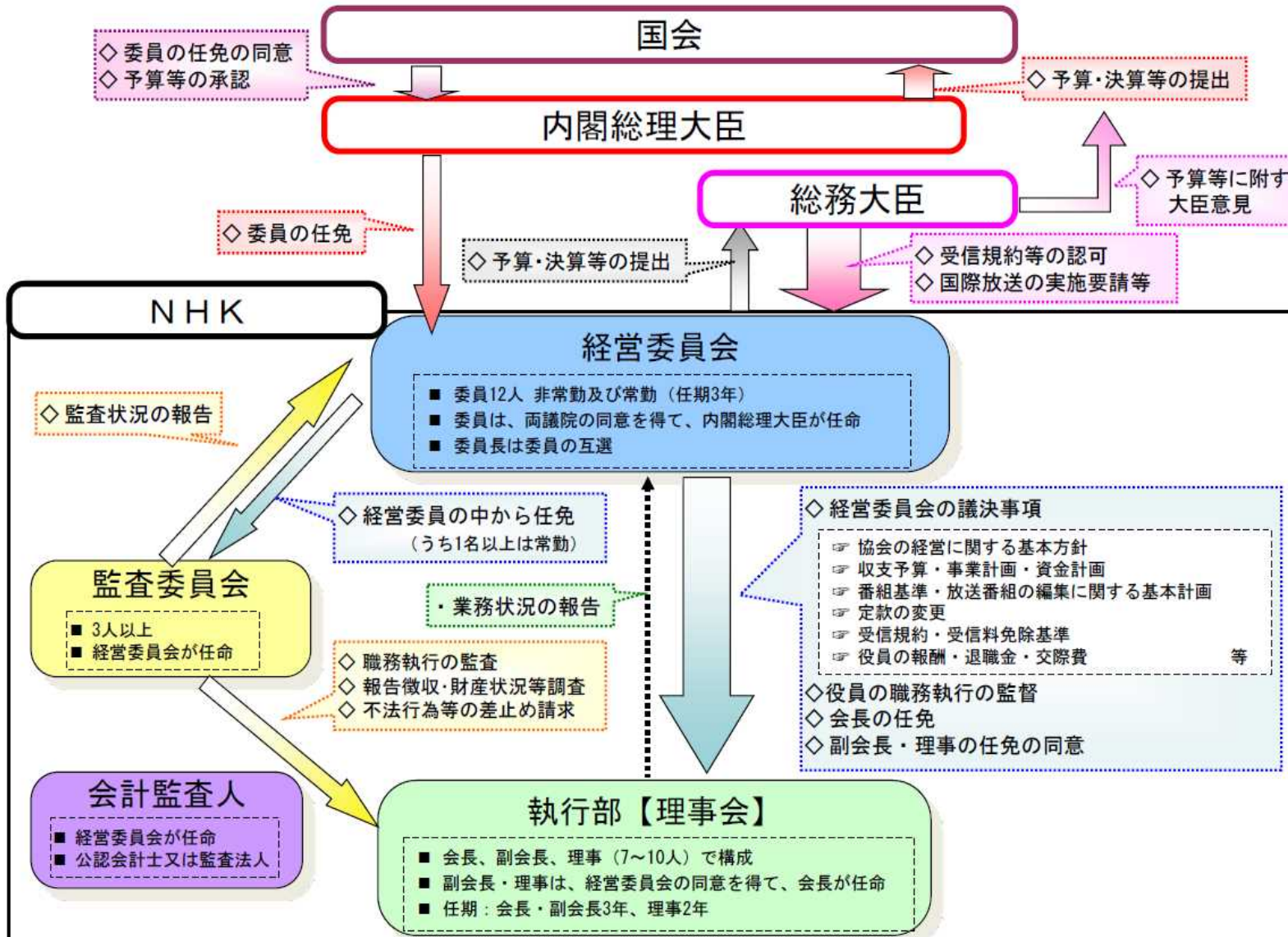
- 学校法人の業務に関する**最終的な意思決定機関は、合議制機関である理事会**。理事長は、**寄付行為の定めるところにより選任**され、学校法人を代表し、その業務を総理する
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織**され、学校法人の**職員や卒業生等が評議員に選任**される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、**予め評議員会の意見を聞くこととされている**
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する



# アメリカにおける州立大学のガバナンスの仕組み



# NHKのガバナンスの仕組み



**【経営委員会】**

- ・大臣が任免を行う委員が構成される
- ・経営に関する基本方針や役員報酬等を決定

**【理事会】**

- ・経営委員会が任免を行う会長、及び経営委員会の同意を得て会長が任命する副会長、理事で構成

**【監査委員会】**

- ・経営委員の中から任免される委員で構成され、理事会に対して職務執行の監査等を実施

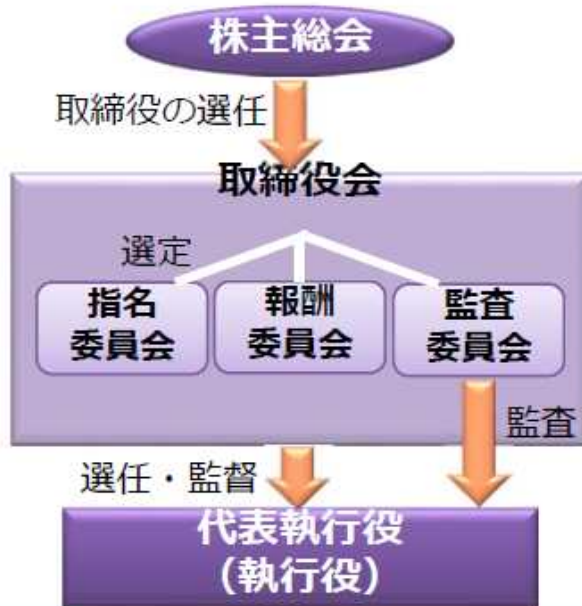
**【会計監査人】**

- ・経営委員会が任命する公認会計士または監査法人

# コーポレート・ガバナンスの仕組み

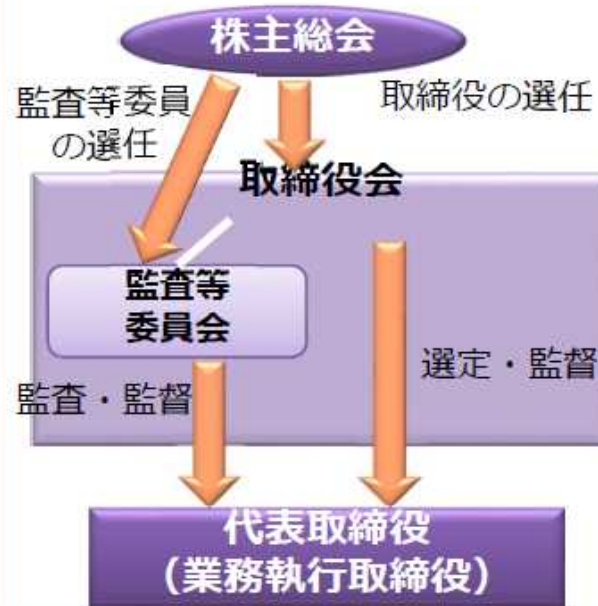
## 指名委員会等設置会社

- 各委員会のメンバーは取締役3人以上で組織し、過半数が社外取締役。
- 監督と執行を分離し、業務の意思決定を大幅に執行役に委任することが可能。



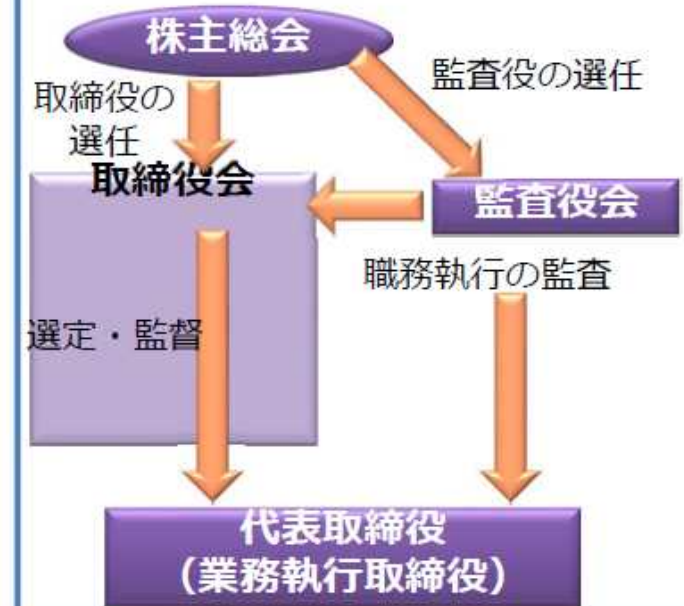
## 監査等委員会設置会社

- 監査等委員会のメンバーは取締役3人以上で組織し、過半数が社外取締役。
- 取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款の定めがある場合には、取締役会は代表取締役等に対して重要な業務執行の決定を委任できる（指名委員会等設置会社の場合と同様の範囲）。



## 監査役会設置会社

- 監査役会は監査役3人以上で組織し、その半数以上が社外監査役。
- 取締役の中から選定された代表取締役が業務執行を担う。
- 重要な業務執行（重要な財産の処分・譲受け、多額の借財、重要な使用人の選解任等）の決定を代表取締役等に委任できない。



# 指定国立大学法人制度について

## 1. 制度の趣旨

平成29年4月、国立大学法人法の改正により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。

## 2. 指定国立大学法人とは

### <指定の条件>

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していく必要があるため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを申請の要件として設定。

以下の項目を申請に当たって確認

#### 【研究力】

- ・ 科学研究費助成事業の新規採択件数
- ・ トップ10%論文の状況

#### 【社会との連携】

- ・ 受託・共同研究収益の割合
- ・ 寄附金収益の割合
- ・ 特許権実施等収入の割合
- ・ 大学発ベンチャー設立数の割合（第4期～）

#### 【国際協働】

- ・ 国際共著論文比率
- ・ 留学生及び日本人派遣学生の割合（学部・大学院）
- ・ 外国人教員割合（第4期～）

### <指定国立大学法人に関する特例>

- 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大（コンサルティング会社等への出資）
- 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮
- 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）

※今後も法人の要望の状況に応じて規制緩和を検討予定

## 3. 審査経過及び指定の状況

指定国立大学法人の審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）が書面審査、ヒアリング審査及び現地視察を実施。文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

### 【第3期審査経過及び指定】

- ・ 公募（平成28年11/30～平成29年3/31）
- ・ 指定国立大学法人部会による審査（ヒアリング審査及び現地視察：5/27～6/2）
- ・ 文部科学大臣による指定（東北・東京・京都）及び指定候補（東京工業・一橋・名古屋・大阪）への構想の充実・高度化の要請（6/30）
- ・ 指定候補の法人について、構想の充実・高度化を確認し、文部科学大臣による指定（平成29年3/20～令和元年9/5）

### <指定国立大学法人>

国立大学法人東北大学（平成29年6月30日指定）  
国立大学法人東京大学（平成29年6月30日指定）  
国立大学法人京都大学（平成29年6月30日指定）  
国立大学法人東京工業大学（平成30年3月20日指定）  
国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学（平成30年3月20日指定）  
国立大学法人大阪大学（平成30年10月23日指定）  
国立大学法人一橋大学（令和元年9月5日指定）

### 【第4期審査について】

- ・ 公募（令和元年10/16～令和2年1/31）
- ・ 指定国立大学法人部会による審査（ヒアリング審査及び現地視察を経て、文部科学大臣により指定）

### <指定国立大学法人>

国立大学法人筑波大学（令和2年10月15日指定）  
国立大学法人東京医科歯科大学（令和2年10月15日指定）



# 国立大学法人ガバナンス・コードについて

## 閣議決定文書におけるガバナンス・コード関連の記載

### ○成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

…2019年度末に策定した「国立大学法人ガバナンス・コード」について、[外部の有識者会議の意見を踏まえ](#) 2020年度中に各国立大学法人が公表する同コードへの適合状況等を確認する。

### ○統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)

…2019年度に策定した「国立大学法人ガバナンス・コード」の運用に向けて、[同コードへの適合状況等の報告の方法（時期、様式等）](#)について、文部科学省、内閣（科技）及び一般社団法人国立大学協会による三者協議会等において具体的に検討を行う。また、[各国立大学法人が公表する適合状況等の報告について、文部科学省において外部有識者による会議の意見を踏まえて確認](#)する。さらに、世界における大学ガバナンスの在り方の変化や、大学経営の在り方の検討を受けた制度変更など、更新の必要に応じて不断にコードの見直しを行う。

## ガバナンス・コードの内容

- ・ 「国立大学法人ガバナンス・コード」については、大学の特性に鑑み、国立大学協会が、一義的な策定責任者として原案を策定した上で、様々なステークホルダーの声を反映し、広く社会に受け入れられるものとするため、[文部科学省、内閣府、国立大学協会から成る三者協議会を設置し、三者による合意の上、令和2年3月に公表した](#)。
- ・ 各国立大学法人の本ガバナンス・コードへの[適合状況等の報告の方法（時期、様式等）](#)については、[三者協議会及び策定協力者会議において検討することとする](#)。その上で、[公表された報告については、文部科学省において、外部の有識者からなる第三者会議（策定協力者会議から移行）の意見を踏まえ確認することとする](#)。
- ・ 本ガバナンス・コードは[更新の必要性に応じて不断に見直しを行う](#)。見直しに当たっては、外部の有識者からなる第三者会議による検討を経るものとする。

### <基本原則>

- ①国立大学法人のミッションを踏まえビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築 ②法人の長の責務等
- ③経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議及び監事の責務と体制整備 ④社会との連携・協働及び情報の公表

## 適合状況等の報告スケジュール

- ・ 2020年10月にガバナンス・コードの[適合状況等の報告の方法](#)について、[三者協議会において検討を行い、様式等を提示](#)。
- ・ 2021年2月末までに各法人のHPに[適合状況等の報告を公表](#)。
- ・ 2020年度内を目途に各国立大学が公表する[適合状況等の報告](#)について、外部の有識者からなる[第三者会議において確認](#)。

# 国立大学の経営マネジメント

# ▶ 経営マネジメント

## ◆ 財務会計マネジメント

(資金の使途)

- ・ 法人化により、費目の別なく渡し切りの運営費交付金を措置【2004】

(財源多様化)

- ・ 法人化により授業料等は標準額の上限110%まで、2007年に上限120%まで、各法人において設定可能
- ・ 外部資金獲得により、交付金は減額しない「経営努力認定」
- ・ 寄附を促進する税制優遇【2016、2018、2020】
- ・ 法律改正により、資産の運用の規制緩和【2018】
- ・ 運営費交付金の配分に外部資金獲得に係る共通指標を導入【2019】

## ◆ 人事給与マネジメント

- ・ 法人化により、非公務員型の能力・業績に応じた人事・給与システムを各法人の責任で導入可能化【2004】
- ・ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、法人において柔軟な報酬・給与設定等を行うよう閣議決定【2014】
- ・ 指定国立大学法人の特例として、国際的に卓越した人材確保の必要性を報酬・給与の基準設定の考慮事項として法定【2017】
- ・ 人事給与マネジメントに係るガイドライン策定【2018】
- ・ 運営費交付金の配分に人事給与マネジメント改革に係る共通指標を導入【2019】

## 国立大学の授業料等「標準額」

文部科学省令（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）において「標準額」を規定（省令第2条）。

### 【2019年度標準額】

授業料：学部・大学院	年額	535,800円
：法科大学院	年額	804,000円
入学料：学部・大学院		282,000円
検定料：学部		17,000円
：大学院		30,000円

## 運営費交付金と「標準額」の関係

国立大学法人運営費交付金の算定には「標準額」を使用することとし、授業料等の改定（値上げ）は運営費交付金に影響しない仕組み。

# 国立大学法人の授業料の仕組み②

## 【2019年度の各大学の授業料等の設定状況】

### (1) 授業料：

・特定の研究科等において標準額を上回る額を設定する大学 2 大学

- 東北大学 大学院 経済学研究科  
会計専門職専攻（専門職学位課程） 589,300円
- 東京農工大学 大学院 工学府  
産業技術専攻（専門職学位課程） 572,400円

・標準額を上回る額を設定する大学 5 大学

- 東京工業大学 635,400円（2018年 9月13日公表）  
学士課程 2019年4月以降入学者  
大学院の課程 2019年9月以降入学者
- 東京芸術大学 642,960円（2018年10月26日公表）  
学士課程・別科 2019年4月以降入学者  
大学院の課程 2020年4月以降入学者
- 千葉大学 642,960円（2019年 6月 7日公表）  
学士課程・大学院の課程 2020年4月以降入学者
- 一橋大学 642,960円（2019年 9月11日公表）  
学士課程 2020年4月以降入学者  
大学院経営管理研究科 2021年4月以降入学者
- 東京医科歯科大学 642,960円（2019年11月 8日公表）  
学士課程 2020年4月以降入学者

・標準額を下回る額を設定する大学 4 大学

- 北見工業大学 大学院（博士課程） 520,800円
- 千葉大学 大学院（博士課程） 520,800円
- 東京大学 大学院（博士課程） 520,800円
- 三重大学 大学院（博士課程） 520,800円

(2) 入学料：標準額を上回る額を設定する大学 1 大学

- 東京芸術大学 学部・大学院 338,400円

(3) 検定料：

・標準額を上回る額を設定する大学 2 大学

- 東京医科歯科大学 大学院 36,000円
- 東京芸術大学 学部 20,400円  
大学院 36,000円

※上記以外の区分は標準額と同額に設定

# 国公立教育機関における平均年間授業料の国際比較

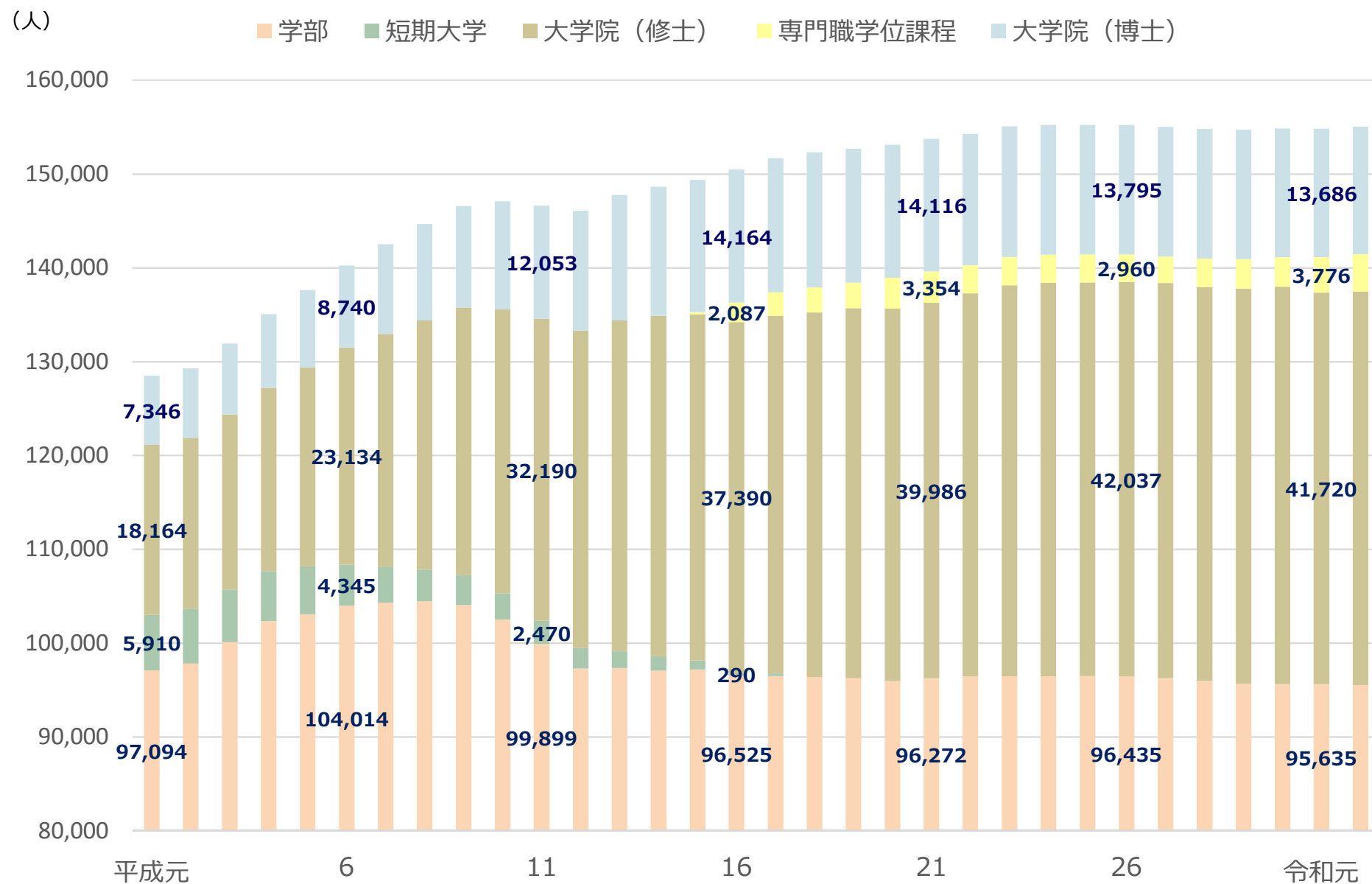
(単位：米ドル)

	フルタイムの学生の平均年間授業料					
	国公立教育機関（または、もっと一般的な場合は公営私立教育機関）					
	自国学生			外国人学生		
	学士課程または同等レベル	修士課程または同等レベル	博士課程または同等レベル	学士課程または同等レベル	修士課程または同等レベル	博士課程または同等レベル
日本	5,234	5,231	5,231	自国学生と外国人学生の授業料の差異なし		
オーストラリア	5,034	8,929	260	19,029	18,318	16,187
オーストリア	921	921	921	1,841	1,841	1,841
カナダ	5,286	5,527	※	20,406	13,040	※
フランス	237	330	504	自国学生と外国人学生の授業料の差異なし		
ドイツ	133	◆	◆	◆	◆	◆
イタリア	1,926	2,149	464	自国学生と外国人学生の授業料の差異なし		
韓国	4,886	6,414	7,167	自国学生と外国人学生の授業料の差異なし		
スペイン	1,747	2,873	※	自国学生と外国人学生の授業料の差異なし		
スイス	1,291	1,291	386	※	※	※
アメリカ	8,804	11,617	◆	24,854	※	※
イギリス	11,866	※	※	※	※	※

出典：「図表で見る教育」（OECDインディケータ（2019年版）をもとに文部科学省が作成

- データは2017~2018年度のもの。各国の購買力平価(PPP)による米ドル換算額を示している。
- ※は、データが得られない（欠測データの場合や、回答数が少ないため、指標の算定を行えない場合）ことを示している。
- ◆について、アメリカの博士課程または同等レベルのデータは、同国の修士課程または同等レベルのデータに含まれており、ドイツの博士課程または同等レベルのデータ及び修士課程または同等レベルのデータは、同国の学士課程または同等レベルのデータに含まれていることを示している。

# 平成以降の国立大学入学定員の推移



# 国立大学法人における自律的な経営環境の確保・財源の多様化について①

2004 ・国立大学が法人化

2005 ・国立大学が寄附やライセンス対価として株式を取得できることを明確化

2013 ・大学発ベンチャー支援会社（VC）への出資を可能化

2016 ・国立大学が実施できる「収益を伴う事業」を明確化  
 ・国立大学に対する修学支援を目的とした寄附に税額控除を導入（⇒寄附促進）

2017 ・不動産の第三者への貸付け対象が拡大  
 ・寄附金等を原資とする余裕金を、より収益性の高い金融商品への運用を可能化  
 ・指定国立大学法人制度創設  
 指定国立大学法人は、特定の大学発ベンチャーに直接出資が可能。

2018 ・国立大学に対して評価性資産の寄附（現物寄附）をした際のみなし譲渡所得税の非課税要件を緩和（⇒寄附促進）

2020 ・国立大学に対する学生やポストクへの研究助成・能力向上を目的とした寄附に税額控除の対象を拡大（⇒寄附促進）  
 ・長期借入金の借入や債券発行の対象事業の拡大や償還期間の延長

- ☑ 予算・人事等に関する大学の裁量拡大
  - ☑ 学外者の経営参画が法定
  - ☑ TLOに対する出資の可能化
- ※TLO：Technology Licensing Organization（技術移転機関）  
 大学の研究者の研究成果を特許化し、それを企業へ技術移転する法人

- ・教育研究活動で生み出された成果物の一般販売収入
  - ・教育研究活動の成果を活用して行った技術支援や法律相談の対価
  - ・施設・設備へのネーミングライツ収入
  - ・大学の博物館の入館料、展覧会・発表会の入場料
- ⇒全て可能

大学の業務に関係ない用途であっても、将来的に使用予定があるなど特定の要件を満たせば、文部科学大臣の認可を得て、貸付けが可能に。（これまで×）

国立大学に対して現物を寄附する際に、税務署で受ける非課税承認を受ける期間を短縮。  
 また、寄附された資産を別の資産に組み替えられるようになり、寄附を受け入れる大学にとっても資産の管理が柔軟に。

対象事業を附属病院や施設移転等に要する土地の取得等に限定していたところ、先端的な教育研究の用に供するための土地の取得等も対象に。これにより、国立大学における教育研究機能の一層の向上を可能に。



# 国立大学法人における自律的な経営環境の確保・財源の多様化について②

国立大学は、大学の活動から離れて、収益を上げることを目的とした事業はできないが、大学の教育研究成果を活用することで収益を得ることは可能（平成28年にその旨の解釈を通知）。

※国立大学法人は法人税法上の非課税法人であり、それとの関係からも収益を目的とすることは困難。

また、法人法を改正し、平成29年4月以降それまで国立大学では規制されていた、

- ・大学に関係のない用途で利用するための不動産の第三者への貸付け
- ・一定の収益性の高い金融商品の運用による自己収入の確保が可能。

※大学の用途に関係のある貸付けは従前より可能 ※国債、地方債等の安全資産の運用は従前より可能

平成16年度の法人化以降可能

平成29年度の改正法人法施行以降可能

1



**教育研究成果を活用した収益の獲得**


- 企業の技術相談や法律相談
- 教育研究活動の成果物の販売



九州大学 バイオ有機肥料  
宇都宮大学 牛乳


- 教員・学生の教育研究成果の  
展示会・発表会

1




**大学の資産を活用した収益の獲得**

- キャンパス・ツアーの実施
- 学内の施設（ジム、保育所等）の一般利用者への供与
- ネーミングライツの施設等への設定




山形大学 ニクドーム  
神戸大学 NTTDATA IT Room  
やまがた

2



**不動産の貸付けによる収益の獲得**


- 大学が保有する不動産を業務に関係のない用途で第三者に貸し付け  
※文部科学大臣の認可が必要
- 2019年6月末時点で東北、東京医科歯科、信州、名古屋、京都、岡山、広島、長崎、熊本の9法人（12件）が認可



長崎大学

老朽化したテニスコートを第三者利用の駐車場用に貸付け

2



**金融商品の運用による収益の獲得**

- 無担保社債、投資信託、外貨建債券などの収益性の高い金融商品の運用

※運用の原資は寄附金等の自己収入のみ  
※運用体制を確認するため文部科学大臣の認定が必要

- 2019年6月時点で18法人が認定。  
※指定国立大学法人7法人は特例で認定免除

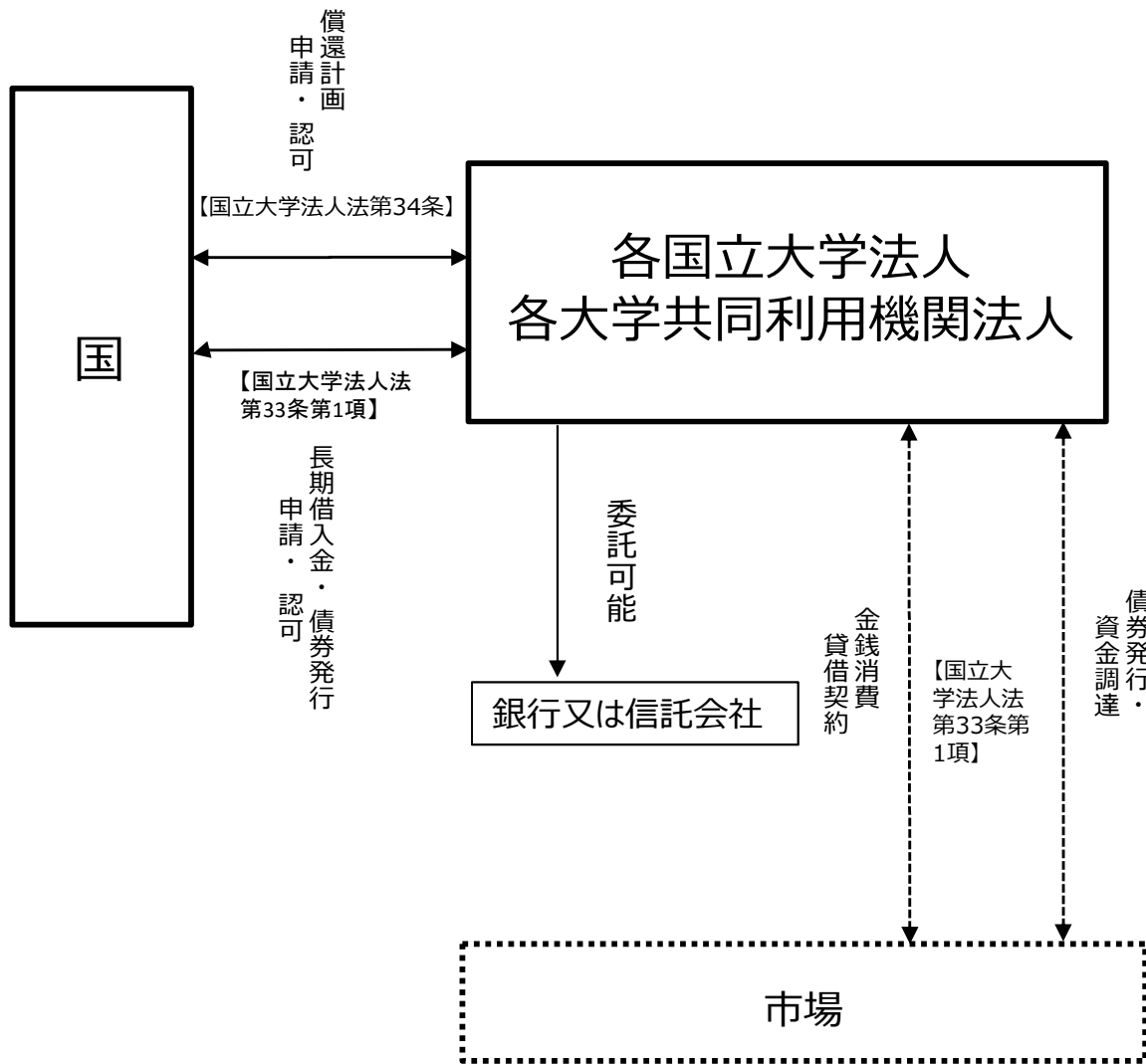
取組・収益実績は各大学において様々であるが、

例) 京都大学：2.7億円 (H16) ⇒ 16.8億円 (H29) ※

※財務諸表上の「財産貸付料収入」「入場料収入」「講習料収入」「著作権・特許料収入」「農畜産物収入」の合計

平成29年4月以降、認可・認定を受けた大学において、具体的な貸付け契約の**手続や運用等が進められている**

## 長期借入金・債券発行の仕組み



### (長期借入金・債券発行の対象事業)

次に掲げる土地の取得等（※）に必要な費用に充てるために、長期借入、債券発行をすることができる(国立大学法人法施行令第8条)

- 1 附属病院
- 2 施設の移転（キャンパス移転等）
- 3 その土地等を用いて行われる業務の収入で償還することができる見込みがあること
  - ア 学生の寄宿舍、職員の宿舍等
  - イ 産学連携施設
  - ウ 動物病院

（※）土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置

# 現行の国立大大学法人の出資制度

○ 各制度により、国立大学法人は技術移転機関、認定VC、コンサルティング会社への出資が可能。

## 大学等技術移転法（TLO法）

## 産業競争力強化法

## 指定国立大学法人制度

～研究成果の活用促進～

～研究成果の活用～

### 技術移転機関（TLO）への出資

- 技術移転機関（TLO）は、特許権等を企業に使用させて、対価として企業から実施料収入を受け取り、それを大学に還元することなどを事業内容とする機関。
- 文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けたTLOは、国立大学法人による承認TLOへの出資などの公的支援を受けることが可能。

### 認定VCへの出資

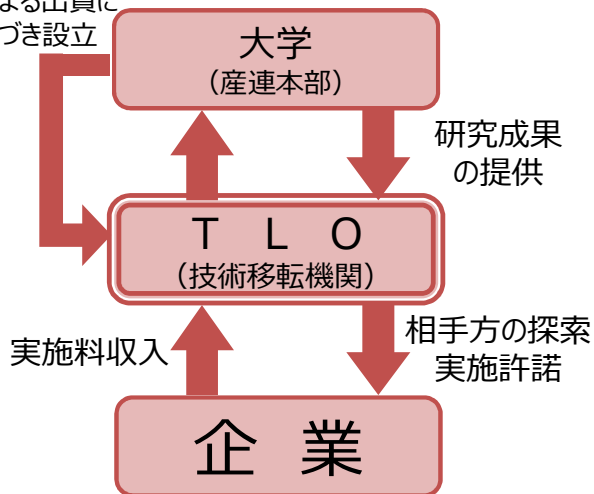
- 平成26年4月施行の産業競争力強化法において、大学の研究成果の活用を通じてイノベーションを促進するため、国立大学法人等が、大学ファンド（認定VCが無責任組合員として業務執行）を通じて大学発ベンチャーへの出資等を行うことができる制度を規定。
- 大学自身が世界最高水準の独創的な研究開発に挑戦し、その成果を新産業の創出につなげるため、国から4つの国立大学法人（東北、東京、京都、大阪）に対して合計1,000億円を出資。
- 平成30年7月施行の改正産業競争力強化法により、自大学に限らず、他の大学や企業との連携等を通じて事業化を進める大学発ベンチャーも対象に追加。

### コンサルティング会社等への出資

- 平成29年4月、国立大学法人法の改正により、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。
- 現在、東京大学、京都大学、東北大学、東京工業大学、名古屋大学<sup>(※)</sup>、大阪大学、一橋大学が指定。

(※)令和2年4月1日から国立大学法人東海国立大学機構。ただし、下記の特例のうち2点目及び3点目は名古屋大学にのみが対象。

大学、研究者等による出資に基づき設立



### <認定VC>

- ✓ 東北大学ベンチャーパートナーズ(株)
- ✓ 東京大学協創プラットフォーム開発(株)
- ✓ 京都大学イノベーションキャピタル(株)
- ✓ 大阪大学ベンチャーキャピタル(株)

### <指定国立大学法人に関する特例>

- ✓ 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大（コンサルティング会社等への出資）
- ✓ 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した
- ✓ 人材確保の必要性の考慮
- ✓ 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）

# 現行の研究制度における出資の可否

## 研究成果の活用促進事業

## 研究成果活用事業

	研究成果の活用促進事業		研究成果活用事業
<b>国立大学法人</b> 国立大学法人法	<b>技術移転機関 (承認TLO)</b>  ※共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動のみは不可	<b>ベンチャーキャピタル等</b>	指定国立大学法人のみ コンサル、研修・講習に関する大学発ベンチャーへの出資可 ※研究開発型の大学発ベンチャーへの出資は不可
<b>公立大学法人</b> 地方独立行政法人法	<b>技術移転機関 (承認TLO)</b>  ※共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動のみは不可	※ベンチャーキャピタル等への出資は不可	※大学発ベンチャーへの出資は不可
<b>研究開発法人</b> 科学技術・イノベーション活性化法、法人個別法	<b>成果活用等支援法人 (TLO機能、共同研究開発等についての企画及びあっせん等) への出資は理化学研究所のみ可</b>  ※その他の法人は不可	<b>ベンチャーキャピタル等への出資は理化学研究所のみ可</b>  ※その他の法人は不可	研究開発法人発ベンチャーへの出資は22法人のみ可  ※その他の法人は不可

※成果活用等支援法人の業務は、承認TLOの業務に比べ、条文上広く規定されている

# 現行の研究制度における出資規定

	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成二十年法律第六十三号)	国立大学法人法 (平成十五年法律第一百十二号)	産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号)
研究開発法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究開発法人発ベンチャー *出資認可不要</li> <li>● 研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等 *出資認可必要</li> <li>● 成果活用等支援法人 *出資認可必要</li> </ul>	<p>(国立大学法人等の行う出資等業務)</p> <p><b>第二十一条</b> 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。</p>	
国立大学	TLOの機能、ベンチャーの創出支援、共同研究のコーディネート等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術移転機関 (TLO) *出資・計画認可必要</li> <li>● 大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等 *出資・計画認可必要</li> <li>● 大学発ベンチャー(コンサルティング事業者、人材育成事業者等) ※指定国立大学法人のみ *出資認可必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等 *出資・計画認可必要</li> </ul>

**第三十四条の六** 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者 > **研究開発法人発ベンチャー**

二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金 供給その他の支援を行う事業であって、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの(以下この号において「資金供給等事業」という。)を行う者 (資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律 (平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。) > **研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等**

三 その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者 > **成果活用等支援法人 (TLO等)**

(業務の範囲等)

**第二十二条** 国立大学法人は、次の業務を行う。(略)

六 当該国立大学における技術に関する研究成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資 (次号に該当するものを除く。)を行うこと。  
> **技術移転機関 (TLO)**

七 産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号) 第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。  
> **大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等**

**第三十四条の五** 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究成果を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。  
> **大学発ベンチャー (コンサル、研修・講習法人)**

**別表第三 (第三十四条の六関係)**

- |                           |                              |
|---------------------------|------------------------------|
| 一 国立研究開発法人情報通信研究機構        | 十二 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター      |
| 二 国立研究開発法人物質・材料研究機構       | 十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構   |
| 三 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構    | 十四 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター     |
| 四 国立研究開発法人科学技術振興機構        | 十五 国立研究開発法人森林研究・整備機構         |
| 五 国立研究開発法人理化学研究所          | 十六 国立研究開発法人水産研究・教育機構         |
| 六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所   | 十七 国立研究開発法人産業技術総合研究所         |
| 七 国立研究開発法人国立がん研究センター      | 十八 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構     |
| 八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター    | 十九 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 |
| 九 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター | 二十 国立研究開発法人土木研究所             |
| 十 国立研究開発法人国立国際医療研究センター    | 二十一 国立研究開発法人建築研究所            |
| 十一 国立研究開発法人国立成育医療研究センター   | 二十二 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所    |

(※第二、三号は理研のみ出資可能)

**国立大学法人法施行令 (平成十五年政令第四百七十八号)**

**第三条** 法第二十二条第一項第六号及び第二十九条第一項第五号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律 (平成十年法律第五十二号) 第四条第一項の承認を受けた者 (同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。) が実施する同法第二条第一項の特定大学技術移転事業とする。

**第二十四条** 法第三十四条の五第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 当該指定国立大学法人における研究成果 (次号において「特定研究成果」という。) を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

二 前号に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業 (特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。)

# 研究開発法人の出資規定の整備（科技イノベ活性化法の改正）

- 産学官連携の活性化に向けて、**研究開発法人**の出資先事業者において、**共同研究等が実施できる旨を明確化**し、研究開発法人の出資規定を整備するため、科技イノベ活性化法の改正案を提出中（**国立大学法人等については政令改正で対応予定**）

## 既存制度の課題

現行では研究開発法人(別表第3<sup>※</sup>に掲げる法人)は①～③の事業者に出資可能

- ① 研究開発法人発ベンチャー
- ② ベンチャーキャピタル
- ③ **成果活用等支援法人**(以下の活動により研究開発の成果の活用を促進する者)
  - ・ 研究開発の成果の民間事業者への移転 (TLO機能) ※Technology Licensing Organization;技術移転機関
  - ・ 共同研究等についての企画・あっせん
  - ・ **その他の活動 (⇒共同研究等の実施が法律上明示されていない)**

### 大学・研究開発法人に内在する産学官連携の課題

- ・ 産学官連携活動に対する経営上の位置づけが必ずしも高くない
- ・ 研究のスピード感が合わない
- ・ 研究成果の活用・提供体制が不十分
- ・ 職務や能力に見合った処遇が困難

### 成果活用等支援法人活用のメリット

- ✓ 意欲ある法人のポテンシャルの最大限の発揮
- ✓ 産学官連携の場の形成と研究成果の社会実装の加速による国際競争力の強化
- ✓ 成果活用等支援法人でのノウハウを法人の改革へ活用

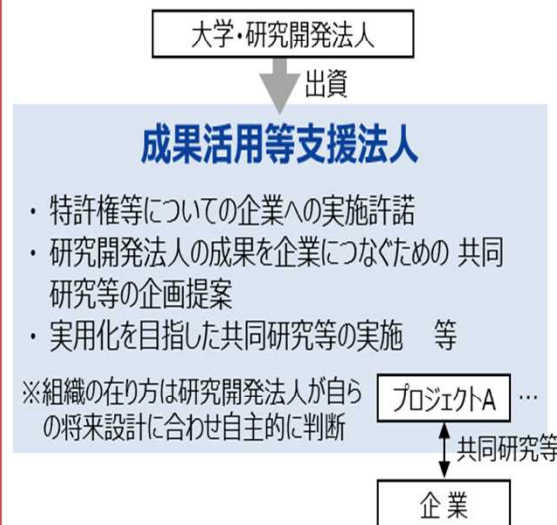
※別表第3には22法人が規定されているが、それ以外にも**出資を希望する研究開発法人が存在**

## 新たな制度概要

### 1. 成果活用等支援法人において共同研究等が実施できる旨を明確化

- 成果活用等支援法人の活動内容として、民間事業者との共同研究や受託研究の実施を法律上明確に位置づける。 **※国立大学法人等は政令改正で対応予定**

成果活用等支援法人のイメージ



学外において外部資金を活用した研究拠点を設立している例

#### ● SRI International (米国)

- ・ スタンフォード大学から独立
  - ・ 研究・製品開発やコンサルティングサービス等をグローバルに実施
- (総収入: 約6億ドル/職員数: 約1700名)



#### ● IMEC (ベルギー)

- ・ ナノエレクトロニクス、ナノテクノロジー分野における世界的研究拠点
  - ・ ルーベン大学が核となり、諸外国の企業・大学等が共同研究を活発に実施
- (総収入: 約4.15億ユーロ/所属研究者数: 3500名)



### 2. 別表第3に出資業務を行うことができる法人として5法人を追加 (22→27法人)

- 防災科学技術研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 海洋研究開発機構
- 日本原子力研究開発機構
- 国立環境研究所

# 指定国立大学法人の出資

## 概要

◆ 国立大学法人法 第22条第1項第6号及び第7号の規定により国立大学法人が認められている出資業務のほか、指定国立大学法人は**特例として、研究成果を活用する特定の事業者に対し出資が可能（同34条の5第1項）**

## 国立大学法人法で認められている出資業務

### 第22条 第1項第6号、第7号

→ **技術に関する研究成果**の活用を促進する事業を実施する者に出資が可能

技術に関する研究成果とは、特許権、実用新案権が設定されるような知見を想定。

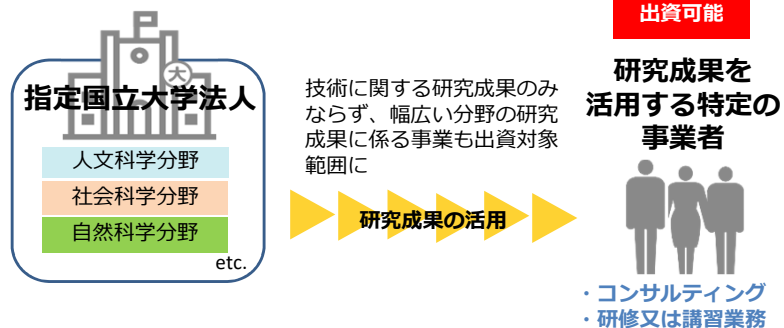
①承認TLO（技術移転機関）【第6号】

②認定特定研究成果活用支援事業者（ベンチャーキャピタル）【第7号】

※人文科学・社会科学分野の研究成果が該当しない

### 第34条の5 第1項（平成29年4月 改正）

→ **指定国立大学法人の研究成果**を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し出資が可能



## 国大法第34条の5 第1項による出資 概要

### ○出資可能な事業

<国立大学法人法施行令 第24条第1号、第2号>

	第1号業務	第2号業務
事業内容	事業者が行う事業活動に対する <b>コンサルタント的業務</b>	<b>研修又は講習</b> （教材開発・提供を含む）
対象者	依頼があった特定の事業者	事業者及びその従業員のほか、不特定の個人やグループ等
目的	依頼のあった事業者の事業活動を円滑に行うための援助	事業活動そのものへの援助ではなく、従業員や個人等が広く資質能力の向上を図るための手段を提供

### ○指定国立大学法人のみ出資対象を拡大したことについて

- ▶ 指定国立大学を指定の際、当該法人が株主として適切に議決権を行使し、出資先たる株式会社等の事業活動を適切にモニタリングするに足りる体制が整っているかについて審査可能
- ▶ 指定国立大学法人は、
  - ①教育研究活動の**成果の水準が高く**、その成果を民間企業等に普及・促進することによる**社会貢献の効果が**高い
  - ②世界最高水準の教育研究活動の展開の実現に繋げる**要請が高い**
  - ③企業からの高いニーズが期待され**出資のリスクが相対的に低い**

### ○これまでの認可状況

- 平成30年 5月 京大オリジナル株式会社への出資認可（京都大学）
- 平成30年11月 東大エクステンション株式会社への出資認可（東京大学）
- 令和元年 9月 東北大学ナレッジキャスト株式会社への出資認可（東北大学）
- 令和2年 2月 株式会社Tokyo Tech Innovationへの出資認可（東京工業大学）

# 指定国立大学法人の出資（事例）

## 東北大学

### ● 出資先概要

会社名 東北大学ナレッジキャスト株式会社  
TOHOKU University Knowledge Cast Co., Ltd.

本社 宮城県仙台市青葉区片平 2丁目 1-1  
東京オフィス 東京都中央区日本橋本町 2丁目 3-1 1  
日本橋ライフサイエンスビルディング 4階

出資金 8000万円（東北大学100%出資）  
設立日 令和元年10月9日  
役員 代表取締役社長 荒井 秀和

### <設立当初に注力するサービス（東北大学HPより）>

#### 1. 医療機器開発支援サービス

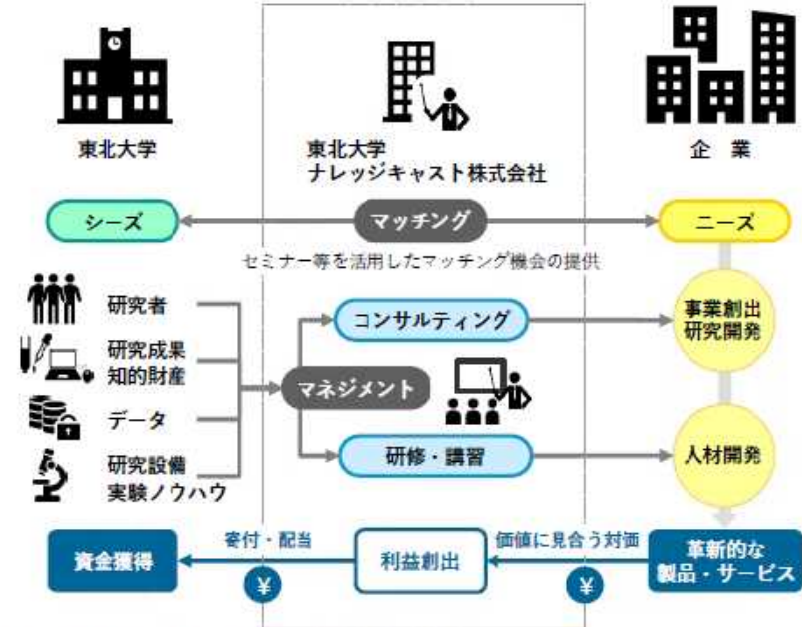
開発戦略の策定段階から一貫通貫で支援する開発伴走型のコンサルティングを含め、多くの開発支援実績を誇る東北大学病院臨床研究推進センター CRIETO と緊密に連携することにより、他社にはできない高効率・高付加価値のコンサルティングサービスを提供

#### 2. スマート・エイジング・カレッジ

（健康寿命延伸ビジネス支援サービス）

スマートエイジングの第一人者である川島隆太教授（東北大学加齢医学研究所長）を中心に大学の研究シーズ情報をレクチャーとディスカッションの形で提供し、企業の健康寿命延伸ビジネスを多様な角度から支援

### 東北大学ナレッジキャスト株式会社の事業概要（東北大学HPより）



### 東北大学の強みを活用した事業展開 ～ライフサイエンス・ヘルスケア分野～

	(2025年度予測)	()内は年平均成長率
健康増進市場	9.3兆円	(+3.2%)
病気の診断・治療市場	54.0兆円	(+2.3%)
病後ケア・介護市場	15.2兆円	(+4.5%)

●●● 第一弾として 取り組む事業領域

### 付加価値の高いコンサルティング事業を展開

サービス体系	ライフ分野における子会社のサービス
<b>コンサルティング</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門コンサル 専門家の知見や見解に基づくアドバイス</li> <li>● 開発コンサル 大学のリソースを活用したプロジェクト支援</li> <li>● 事業化コンサル メンターによる課題解決ノウハウの提供</li> </ul>	<b>東北大学の強み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 世界初の7万人規模の三世代コホート調査</li> <li>● 80万人の臨床データ</li> <li>● 我が国最大の橋渡し研究拠点(140人体制)</li> <li>● 医学研究科を含む国内最大級のアンダーフングループ体制</li> <li>● ライフ分野の民間共同研究額が急拡大(年率28%)</li> </ul>
<b>研修講習</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 講演会・セミナー</li> <li>● ワークショップ</li> <li>● コンテンツ提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機器開発支援サービス                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 医療機器開発のプロセスを一貫連携で俯瞰した戦略策定</li> <li>➢ 開発に伴走した専門コンサル</li> <li>➢ 大学病院のリソース活用を支援</li> <li>➢ 個別企業向けの薬事・臨床開発セミナー</li> </ul> </li> <li>● 健康寿命延伸ビジネス支援サービス                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ スマートエイジングの第一人者である川島隆太教授を中心に、研究シーズのレクチャーとディスカッション</li> <li>➢ 産学共同研究や業界企業との協働に結びつくコンサルティング</li> </ul> </li> </ul>



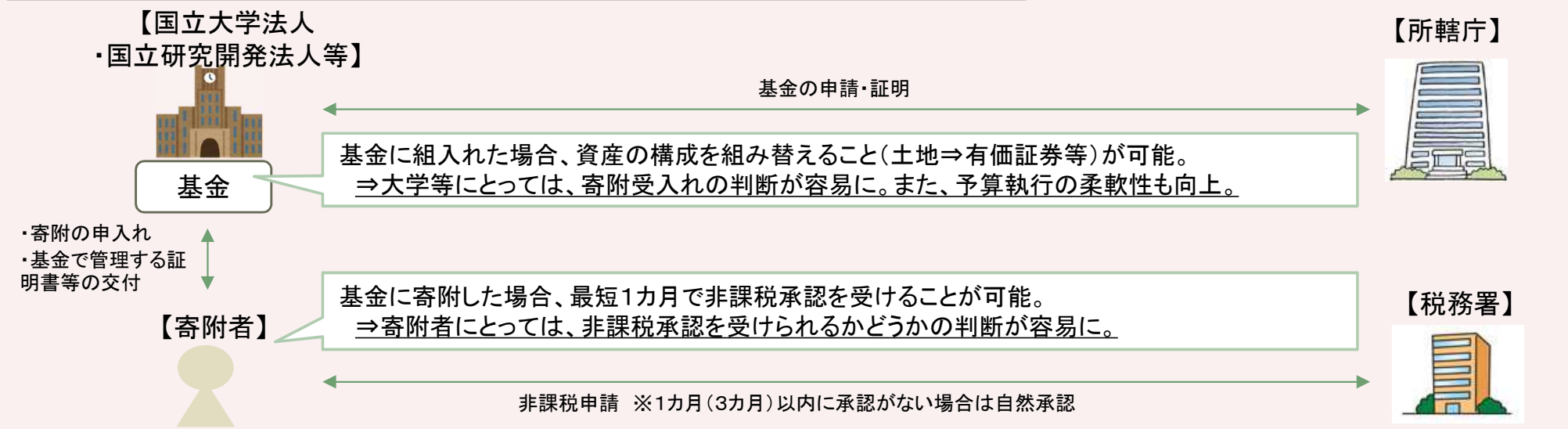
# 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等（平成30年度）

- 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人、公益社団法人、公益財団法人に対して個人が現物資産（土地、建物、株等）の寄附を行い、これらの法人が当該資産を所轄庁の証明を受けた基金で管理する場合、みなし譲渡所得税の非課税要件を緩和。また、当該基金内での資産の代替要件も緩和。
- 学校法人、社会福祉法人についても、現行のみなし譲渡所得税の非課税の承認手続きが簡素化される特例の対象資産に新たに株式を追加。

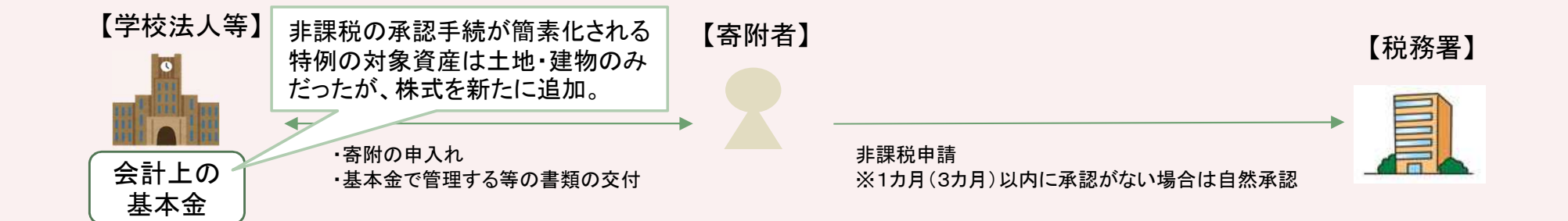
※みなし譲渡所得課税の非課税承認…現物資産の寄附に当たり、キャピタルゲイン（値上がり益）がある場合、当該金額に対しては所得税が寄附者に課される。ただし、公益目的事業に寄附する場合は国税庁長官の承認を受け、非課税とすることができる。

これまでの課題 ①みなし譲渡所得税非課税の承認要件として原則、寄附資産を当該資産のまま（土地なら土地のまま）保有することが必要、  
②非課税承認を受けるまでに時間がかかる等の課題あり。

## ◆国立大学法人・国立研究開発法人等への現物資産の寄附（認められた内容のイメージ）



## ◆学校法人等への現物資産の寄附



# 個人寄附にかかる税額控除制度の導入（平成28年度）

平成28年度税制改正より、一定の要件を満たした国立大学法人が行う学生の修学支援にかかる事業への個人からの寄附については、従来の所得控除に加え、税額控除の選択が可能となった。

## ○税額控除とは、

- ・寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接、寄附金額の一定割合が控除される仕組み

## ○税額控除のメリット（所得控除との違い）

- ・寄附金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、寄附者にとっては所得や寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が非常に大きい点が特徴（より幅広い関係者から、小口の寄附金を集めやすくなる）。

⇒ **平成29年度実績では、この仕組みを活用して、約18,100件、5.8億円の寄附を集める**

## 所得控除方式（従前も認められていたもの）

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定

$$\text{寄附金額}_{\times 1} - 2000\text{円} \times (\text{所得に応じた}) \text{税率} \rightarrow \text{所得税額から控除}$$

## 税額控除方式（改正により認められたもの）

各寄附者の税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除

$$\text{寄附金額}_{\times 1} - 2000\text{円} \times 40\% = \text{控除対象額}_{\times 2} \rightarrow \text{所得税額から控除}$$

※ 1 寄附金支出額が、総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※ 2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

例

年収500万円（平均的な税率10%）の方が1万円を寄附した場合

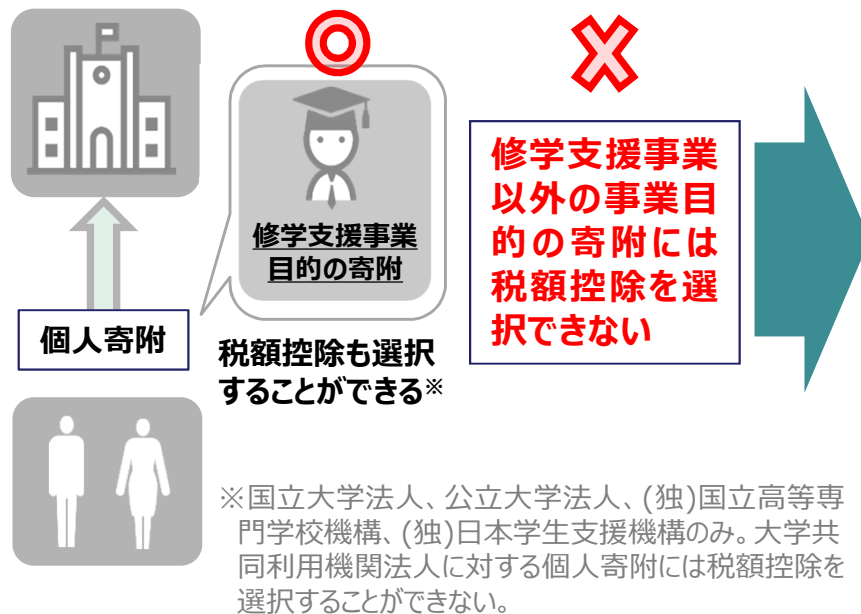
所得控除	$(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 800\text{円}$	控除額
税額控除	$(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 3,200\text{円}$	

# 個人寄附にかかる税額控除制度の拡大（令和2年度）

## 改正内容

- 現在、国立大学法人等に対する個人寄附は、**経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業**（修学支援事業）を対象とする場合に限り、税額控除が選択できる。
- 今回の措置により、これらの機関及び大学共同利用機関法人が行う**学生やポスドク**に対する**研究助成・能力向上のための事業**を対象とした個人寄附にも、**税額控除を選択できる**ようにする。

## スキーム図



◎ 学生又は不安定な雇用状態である研究者（ポスドク）に対する研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業を対象とした個人寄附にも税額控除を選択できるようにする。



### 対象者

学生、  
ポスドク

### 対象事業

- 公募型プロジェクトにおいて、自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- 研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- 異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

### 対象機関

国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人及び(独)国立高等専門学校機構

# 国立大学の評価

# ▶ 評価

## ◆ 国立大学法人評価

- ・ 法人化により、国が設立し、公金が支出される法人として、中期目標の達成状況の評価する国立大学法人評価を導入  
業務運営・財務内容の目標は毎年、教育研究の目標は4年目と6年目終了時に評価  
【2004】

## ◆ 認証評価

- ・ 全ての大学等が、文部科学大臣が認証した評価機関の評価を7年以内ごとに受けることを義務化【2004】
- ・ 認証評価において統一的に評価すべき事項として3つのポリシーに関することや、各大学における自律的な改革サイクル（内部質保証）に関することを新たに設定【2018】

## ◆ 重点支援評価、客観・共通指標評価

- ・ 機能強化を実現するための「ビジョン」「戦略」「評価指標」を各大学が主体的に作成し、その進捗状況を対象に外部有識者からの意見を踏まえて評価し、運営費交付金予算の重点支援に反映【2016】
- ・ 成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、運営費交付金予算の配分に反映【2019】

# 中期目標・中期計画

## 中期目標

- ・ 文部科学大臣は、6年間に於いて各国立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を「中期目標」として定め、これを各法人に示すと同時に公表
- ・ 中期目標は、各法人の意見を聴き、これに配慮すると同時に、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて定める
- ・ 第1期中期目標期間は平成16年4月～22年3月  
第2期中期目標期間は平成22年4月～28年3月  
第3期中期目標期間は平成28年4月～令和4年3月 ←現在  
第4期中期目標期間は令和4年4月～10年3月

## 中期計画

- ・ 各法人は、中期目標を達成するための計画を「中期計画」として作成し、文部科学大臣の認可を受けると同時に公表

## 年度計画

- ・ 各法人は、毎事業年度開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、文部科学大臣に届け出ると同時に公表

## 中期目標の事項（国立大学法人法第30条第2項）

### 1. 教育研究の質の向上に関する事項

（教育内容及び教育の成果等、教育の実施体制等、学生への支援、入学者選抜、研究水準及び研究の成果等、研究実施体制等、社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究、国際化、附属病院、附属学校）

### 2. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

（組織運営の改善（ガバナンス機能の強化、人事・給与制度の弾力化等）、教育研究組織の見直し、事務等の効率化・合理化）

### 3. 財務内容の改善に関する事項

（外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加、経費の抑制、資産の運用管理の改善）

### 4. 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

（評価の充実、情報公開や情報発信等の推進）

### 5. その他業務運営に関する重要事項

（施設設備の整備・活用等、安全管理、法令遵守等（研究不正行為、研究費不正使用の防止体制等））

## 中期計画の事項（国立大学法人法第31条第2項）

### 1. 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 4. 短期借入金の限度額

### 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

### 6. 剰余金の使途

### 7. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

（施設及び整備に関する計画、人事に関する計画、中期目標の期間を超える債務負担、積立金の使途、その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項）

# 関係法令（中期目標・中期計画・年度計画）

## ○国立大学法人法 （定義）

### 第二条

- この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であつて、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。
- この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であつて、第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。
- この法律において「年度計画」とは、準用通則法（第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第三十一条第一項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。

### （中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 教育研究の質の向上に関する事項
- 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 財務内容の改善に関する事項
- 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- その他業務運営に関する重要事項

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

### （中期計画）

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 短期借入金の限度額
- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 剰余金の使途
- その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

## ○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） （年度計画）

第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標管理法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。



# 国立大学法人における評価について①

## 国立大学法人評価

国が設立し、公金が支出される法人として、  
中期目標の達成状況を評価



国立大学法人  
評価委員会

- 国立大学法人評価委員会が評価を実施
- 評価結果は、法人の組織業務の見直し、運営費交付金の配分に反映
- 文部科学大臣が、法人の意見を踏まえ、各法人ごとに策定した中期目標の達成状況を評価

〔達成状況が「非常に優れている」から「達成のために重大な改善事項あり」の5段階で評価〕

- 業務運営・財務内容の目標は毎年、教育研究の目標は4年目と6年目終了時に評価



(独)大学改革支援・  
学位授与機構

— 法人評価において教育研究の目標の達成度評価を行うにあたっては、以下の理由から (独) 大学改革支援・学位授与機構に評価を要請。

教育研究面における**専門的見地**を有することが必要

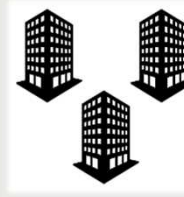


法人評価が交付金配分等に反映されるため、**同一の評価基準により、同一の機関で、安定的かつ確実に**行われることが必要

— 教育研究の目標の達成度評価を行う前提として、各大学の学部ごとの教育研究の質の水準評価（現況分析評価）の実施も要請。

## 認証評価

大学として一定の基準を満たしているか否かを  
国公私共通の仕組みで評価



文部科学大臣の  
認証を受けた  
評価機関  
(認証評価機関)

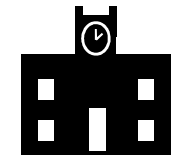
- 認証評価機関が評価を実施
- 評価結果に基づき、大学の自主的な改革を促進  
(法令違反の場合は大臣からの是正命令も可)
- 大学設置基準等の法令に適合した**大学評価基準**(省令に基づき認証評価機関が設定)を満たしているかを評価  
(基本的に「基準を満たしている」「基準を満たしていない」で評価)
- 国公立大学全てが7年以内に1回受審義務

### 【大学評価基準の項目例】

- ✓ 教育研究組織に関する基準(適切な組織体制の確認)
- ✓ 学生の受入に関する基準(アドミッションポリシーの内容)
- ✓ 教育課程と学習成果に関する基準  
(教育課程編成・学位授与方針の内容)

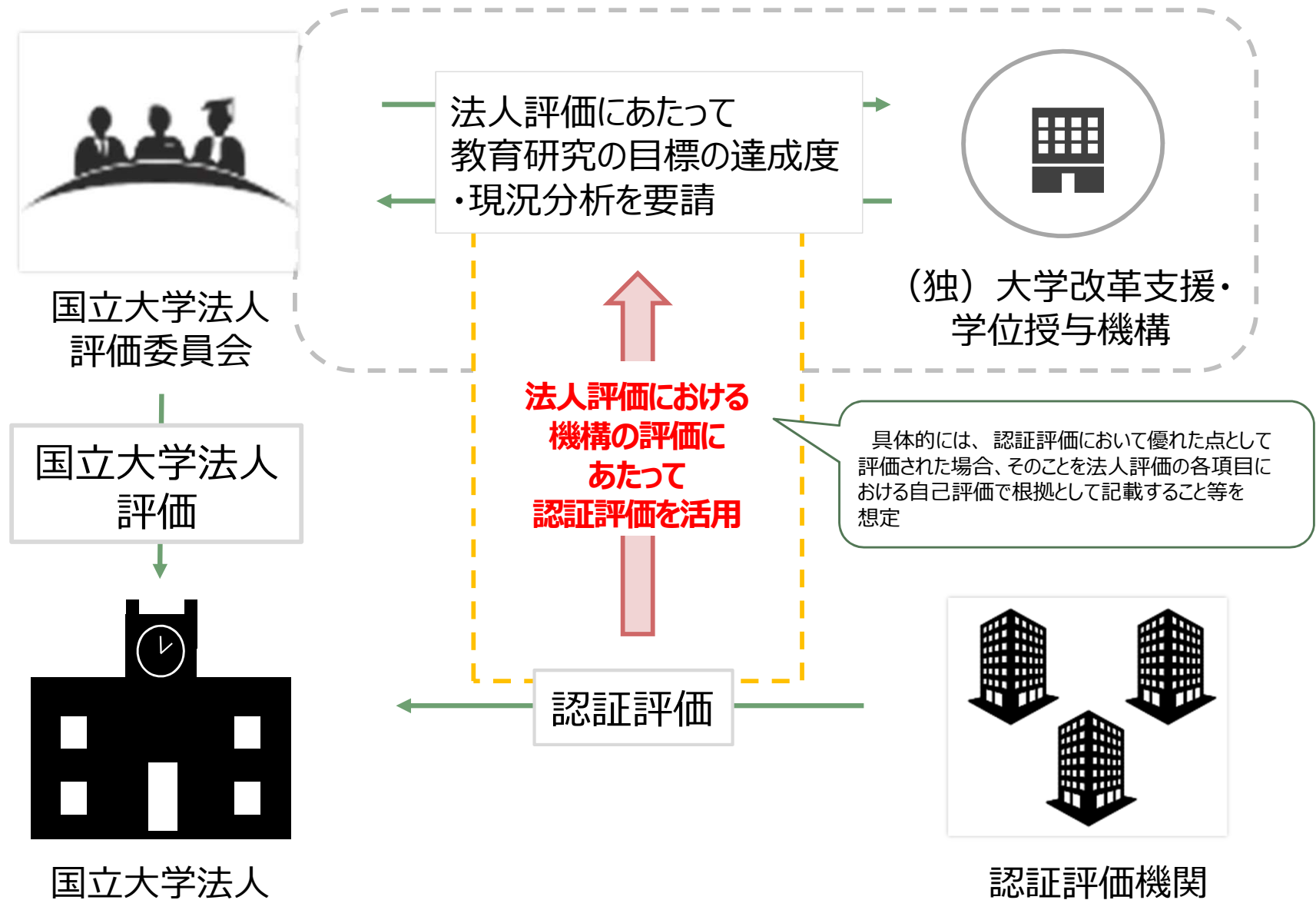
2020年法律改正により、  
役割の異なる2つの評価  
の連携を図る

⇒次ページ



国立大学法人

# 国立大学法人における評価について②



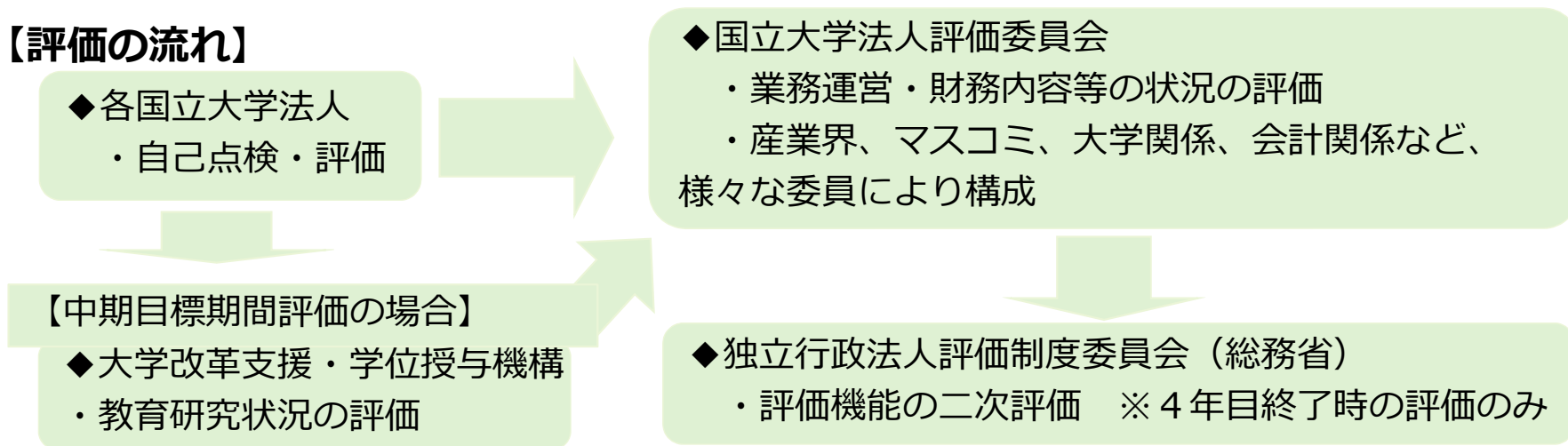
異なる役割を持つ2つの評価の連携を図ることで、  
評価を受ける大学の負担軽減を図る。

# 国立大学法人評価について（仕組み）

## 【制度の概要】

- 法律で設置される国立大学法人について、大学の教育研究の特性や自主性に配慮しつつ、必要最低限の国の関与として、6年間の中期目標・計画の設定や事後的な評価等を制度化
- 国立大学法人評価の目的は、「**国立大学法人の継続的な質的向上**」と「**社会への説明責任の遂行**」
- 国立大学法人評価は、各法人の意見を尊重して文部科学大臣が定めた法人ごとの中期目標について、その**達成状況を評価するもの**（したがって、法人間を相対的に比較するものではない）
- 「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営の実績について、**年度評価、4年目終了時及び6年目終了時**に実施する中期目標期間評価を実施
- 教育研究の状況について、年度評価では全体的な状況を確認するのみとし、中期目標期間評価では専門的な観点から評価を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重

## 【評価の流れ】

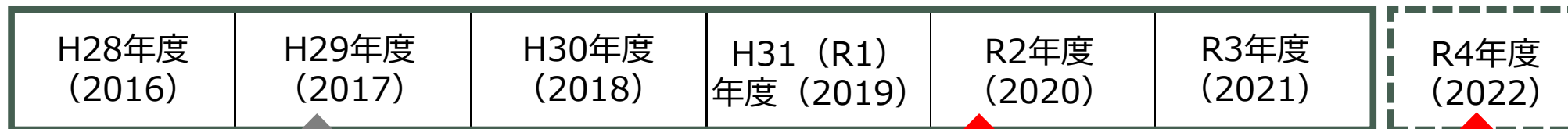


教育研究の状況について、専門的な観点から評価。各分野の専門家によるピアレビューを含め、教育研究に係る中期目標の達成度及び学部・研究科等の教育研究の水準について評価

# 国立大学法人評価について（サイクル）

## 第3期中期目標期間

## 第4期



**第2期中期目標期間評価**  
(平成22～27年度)  
平成29年6月6日公表

**4年目終了時の評価**

- ・ 6年間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況の評価
- ・ 教育研究の状況も含めた全般を評価

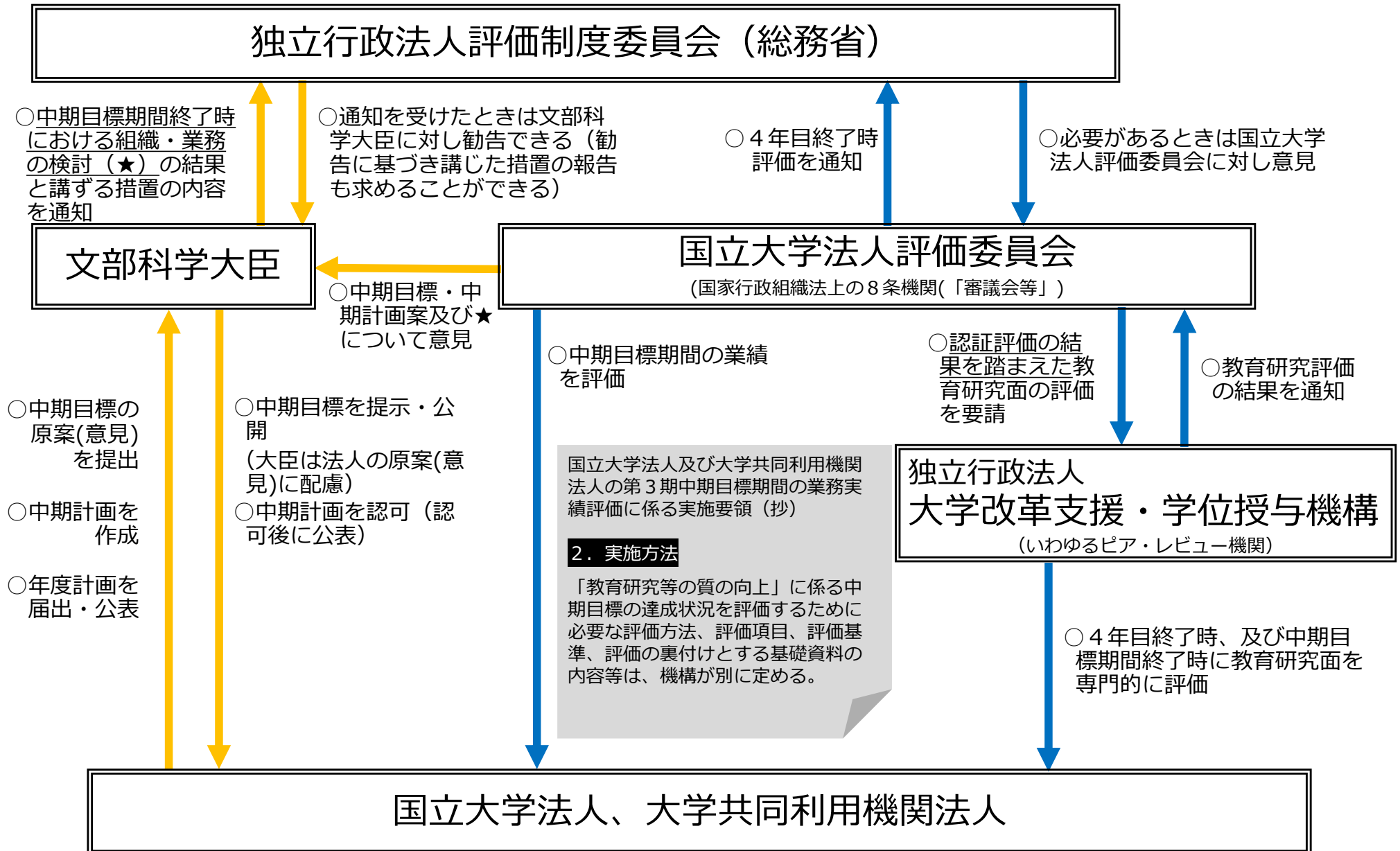
**第3期中期目標期間全体の評価**

- ・ 中期目標の達成状況の評価
- ・ 教育研究の状況も含めた全般を評価

## 国立大学法人評価委員会

- 毎年度の業務実績評価及び中期目標期間全体の評価を実施
- 企業各界・マスコミ・大学関係、会計関係など様々な委員により構成（20名以内）
- 教育研究の状況の評価は、中期目標期間評価全体の評価において取り扱うが、その際には、大学改革支援・学位授与機構にピアレビューを含めた評価を要請

# 中期目標・計画、法人評価に係る機関の関係



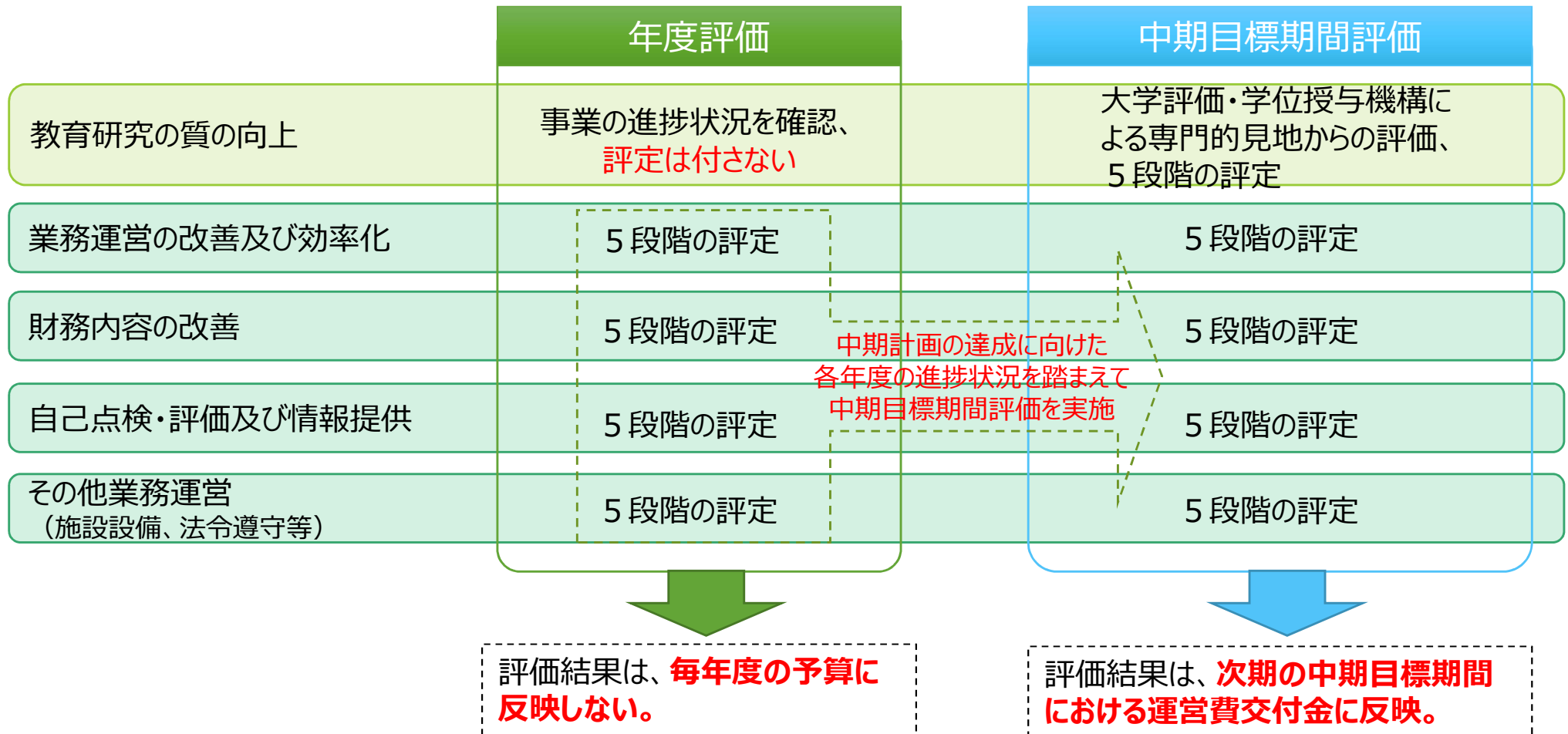
法律の運用に当たっては、大学の教育研究の特性に常に配慮

# 法人評価の予算への反映（現行）

第2期中期目標期間評価の結果については、運営費交付金（法人運営活性化支援分）として、平成30年度予算以降、各年度30億円を配分。

## 【ポイント】

- ✓ 各法人の中期目標・中期計画の達成度を評価するという国立大学法人評価制度の趣旨に鑑み、達成度評価の結果のみを運営費交付金に反映。
- ✓ 評価結果が良好な法人（33法人）に対しての増額のための反映。（減額反映は行わない。）



# 国立大学法人を評価する様々な仕組み①

## ◆国立大学法人評価（法定）

- 法人化により、国が設立し、公金が支出される法人として、中期目標の達成状況を評価する国立大学法人評価を導入。業務運営・財務内容の目標は毎年、教育研究の目標は4年目と6年目終了時に評価【2004】

## ◆認証評価（法定）

- 全ての大学等が、文部科学大臣が認証した評価機関の評価を定期的に受けることを義務化（大学の教育研究等の総合的な状況の評価（機関別認証評価：7年以内）及び専門職大学院等の評価（分野別認証評価：5年以内））【2004】

## ◆重点支援評価

- 機能強化を実現するための「ビジョン」「戦略」「評価指標」を各大学が主体的に作成し、その進捗状況等について外部有識者による評価を実施し、運営費交付金予算の重点支援に反映【2016】

## ◆成果に係る客観・共通指標

- 成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、運営費交付金予算の配分に反映【2019】

# 国立大学法人を評価する様々な仕組み②

	国立大学法人評価	認証評価 (機関別)	運営費交付金	
			重点支援評価	成果を中心とする 実績状況に基づく配分
<b>目的</b>	法人が中期目標・中期計画を着実に実施し、投じた国費が有効・適切に使用されたかどうかを国として検証	大学等の教育研究水準の向上	各法人の強み・特色を發揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援	多額の国費を投入するに当たり、厳格な評価とそれに基づく資源配分を実施 大学等の成果や実績を評価することを通じて一層の経営改革を推進
<b>評価主体</b>	国立大学法人評価委員会 ※教育研究面については、大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重	文部科学大臣が認証した評価機関	有識者会議	文部科学省
<b>評価対象</b>	国立大学法人等	大学、短大、高等専門学校	国立大学法人等	国立大学法人等
<b>評価期間</b>	年度評価：毎年度 中期目標期間評価：4年目と6年目終了時	7年以内	毎年度	
<b>評価基準</b>	法人が策定した中期目標・中期計画の進捗・達成状況 ※中期目標は法人の意見に配慮して文部科学大臣が策定	認証評価機関が自ら定める大学評価基準	法人が設定した「ビジョン」「戦略」「評価指標」の進捗・達成状況	成果に係る客観・共通指標に基づく実績
<b>評価項目</b>	教育・研究・業務運営・財務等	教育・研究・財務等	教育・研究・業務運営・財務等	教育・研究・経営改革
<b>評価結果</b>	次期の中期目標・中期計画の内容や運営費交付金に反映 ※運営費交付金への反映は中期目標期間評価結果のみ	資源配分や行政処分に直接反映することはない ※一部の補助事業においては、不適合の判定を受けた大学等に対して、申請資格を与えていない。	運営費交付金に反映	



# 機能強化の方向性に応じた「3つの重点支援の枠組み」

## 機能強化の方向性に応じた重点支援（2016～2019年度の4年間）

- 各大学の強み・特色を発揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、**第3期中期目標期間（2016年度）より**国立大学法人運営費交付金のなかに「**3つの重点支援の枠組み**」を創設

重点支援① 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進（55大学）

重点支援② 分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進（15大学）

重点支援③ 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進（16大学）

第3期中期目標期間を通じたビジョン



- 機能強化を実現するための「**ビジョン**」、「**戦略**」及びその達成状況を把握するための「**評価指標（KPI）**」を各大学が主体的に作成

- 全86国立大学が策定した**296の「戦略」**において、944項目（2019年度）の評価指標（KPI）が設定され、**PDCAサイクルの確立に向けて努力**

※1,847項目(2018年度)の評価指標（KPI）が設定されていたが、2019年度予算における改革として、分かりやすさの観点から約半分に評価指標を精選。

- 「戦略」の構想内容や進捗状況、評価指標（KPI）等を対象に、外部有識者からの意見を踏まえて評価を行い、運営費交付金予算の重点支援に反映

各国立大学の改革意欲を受け止め、強み・特色をさらに発揮することで、機能強化を一層加速

## 2020年度予算における状況

- 教育研究の安定性・継続性に配慮しつつ、改革インセンティブの向上を図るため、本枠組みの変動幅を2019年度から引き続き95%～105%に設定。（2020年度の対象経費は約250億円）

※2018年度の変動幅：77%～112%

- 6年間の中期目標期間を通じた各大学の機能強化を支援するため、第3期中期目標期間中は本枠組みを継続して実施。

# 国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について

## 仕組みの概要

各国立大学法人におけるマネジメント面での改革を一層推進するとともに、教育・研究の更なる質の向上を図る観点から、基幹経費において、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分を行う

## 令和2年度予算における評価・資源配分のイメージ

- ◆ 令和2年度予算案においては、以下の指標などにより配分を実施（配分対象経費：850億円 配分率：85%～115%）
- ◆ 令和元年度に活用したマネジメントに関する指標に加え、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標を令和2年度配分に適用

### 基幹経費

#### 配分指標（例）

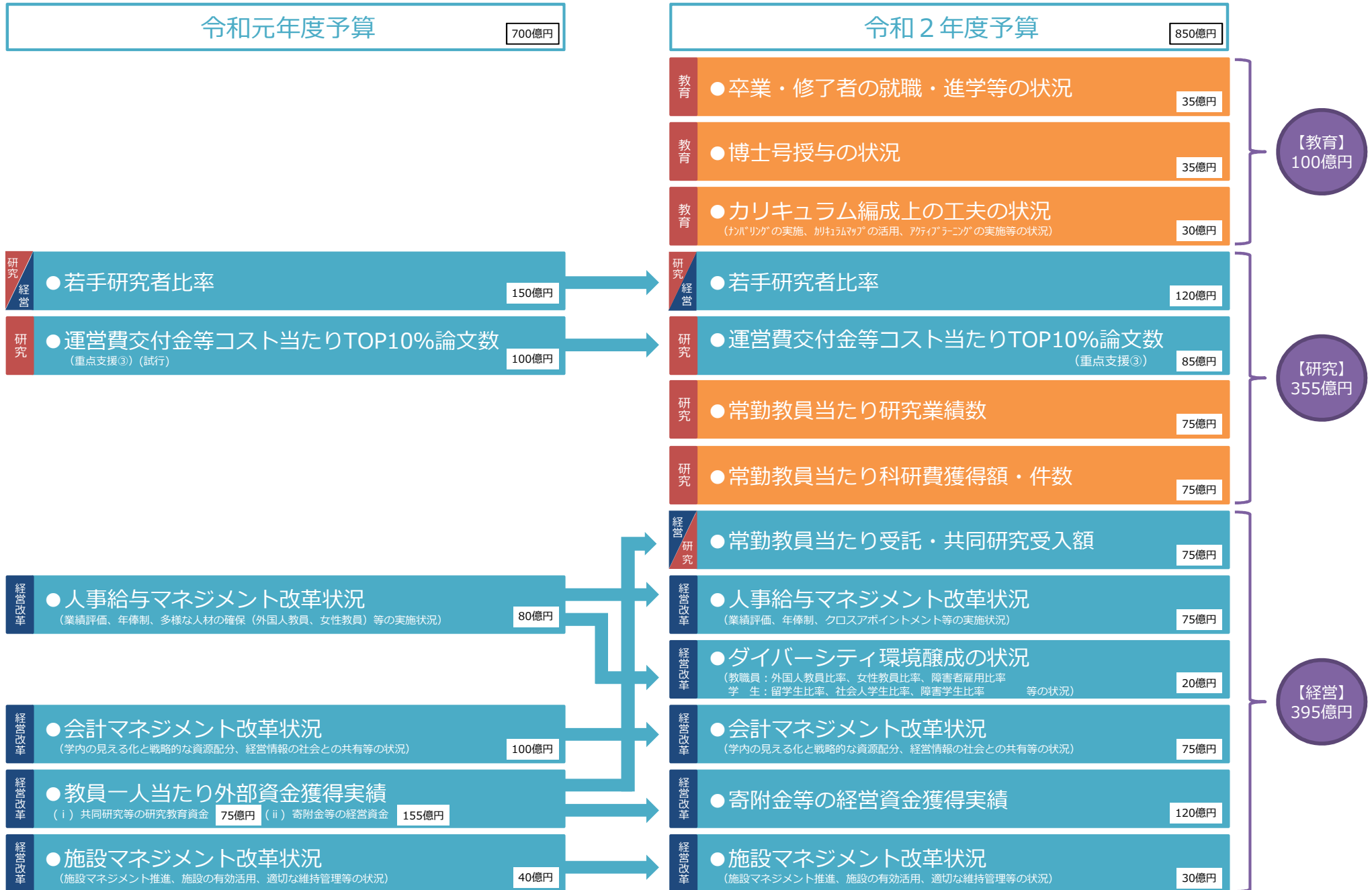
- 教育に関する指標  
卒業・修了者の就職・進学等の状況、博士号授与の状況 など
- 研究に関する指標  
常勤教員当たり科研費獲得額・件数 など
- マネジメントに関する指標  
人事給与マネジメント改革、会計マネジメント改革の状況 など

成果を中心とする  
実績状況に  
基づく配分

配分率：85%～115%

850億円

# 成果を中心とする実績状況に基づく配分」の配分指標



# 国立大学法人化以降の成果と課題

# 国立大学改革の全体像

## ガバナンス

### ◆学長のリーダーシップの強化

- ・法人化により、
  - ①「学長」を法人の長かつ大学の長として位置付け
  - ②学内者と学外者の原則同数の構成員により学長を選考（学長選考会議）【2004】
- ・法律改正等により、
  - ①学長補佐体制として、副学長の職務内容を明確化
  - ②教授会が決定機関ではない旨を明確化
  - ③学部長等は学長の定めるところにより任命されることを明確化
  - ④意向投票の結果をそのまま学長の選考結果に反映させることは不適切であることを明確化【2015】
  - ⑤法人の長と大学の長の分離を可能化【2020】

### ◆意思決定システムの透明化・明確化

- ・法人化により、
  - ①役員会制を導入
  - ②学外の理事・監事を義務化
  - ③経営協議会の半数を学外委員【2004】
- ・法律改正により、
  - ①学長選考の基準を策定・公表
  - ②経営協議会の委員の過半数を学外委員【2015】
  - ③学外の理事複数を義務化【2020】

### ◆機能強化の促進支援策

- ・指定国立大学法人制度の創設【2017】
- ・経営と教学の分離・一法人複数大学制の選択を可能化【2020】

## 経営マネジメント

### ◆人事給与マネジメント

- ・法人化により、非公務員型の能力・業績に応じた人事・給与システムを各法人の責任で導入可能化【2004】
- ・独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、法人において柔軟な報酬・給与設定等を行うよう閣議決定【2014】
- ・指定国立大学法人の特例として、国際的に卓越した人材確保の必要性を報酬・給与の基準設定の考慮事項として法定【2017】
- ・人事給与マネジメントに係るガイドライン策定【2018】
- ・運営費交付金の配分に人事給与マネジメント改革に係る共通指標を導入【2019】

### ◆財務会計マネジメント

- (資金の用途)
  - ・法人化により、費目の別なく渡し切りの運営費交付金を措置【2004】
- (財源多様化)
  - ・法人化により授業料は標準額の上限110%まで、2007年に上限120%まで、各法人において設定可能
  - ・外部資金獲得により、交付金は減額しない「経営努力認定」
  - ・寄附を促進する税制優遇【2016、2018、2020】
  - ・法律改正により、資産の運用の規制緩和【2018】
  - ・運営費交付金の配分に外部資金獲得に係る共通指標を導入【2019】

## 情報公開

### ◆教育研究面の情報公開

- ・法律改正により、国公私通じて大学は、教育研究活動の状況を公表するものとする（具体的な事項の列記はなし）【2007】
- ・国公私通じて大学は、教育研究目的の明示の義務化、シラバス・成績評価基準の明示の義務化【2008】
- ・国公私通じて大学が公表すべき情報を具体的に明示【2011】
- ・国公私通じて3つのポリシーの策定・公表を義務化【2017】

### ◆財務経営面の情報公開

- ・法人化により、
  - ①中期目標、中期計画等を公表しなければならない。
  - ②財務諸表、事業報告書、決算報告書等を公表しなければならない。
  - ③特定の資料を除き、開示請求があれば、法人文書を開示しなければならない【2004】
- ・国公私通じて大学は、自己点検・評価の公表を義務化【2004】

## 評価

### ◆国立大学法人評価

- ・法人化により、国が設立し、公金が支出される法人として、中期目標の達成状況を評価する国立大学法人評価を導入。業務運営・財務内容の目標は毎年、教育研究の目標は4年目と6年目終了時に評価【2004】

### ◆認証評価

- ・全ての大学等が、文部科学大臣が認証した評価機関の評価を7年以内ごとに受けることを義務化【2004】
- ・認証評価において統一的に評価すべき事項として3つのポリシーに関することや、各大学における自律的な改革サイクル（内部質保証）に関することを新たに設定【2018】

### ◆重点支援評価

- ・機能強化を実現するための「ビジョン」「戦略」「評価指標」を各大学が主体的に作成し、その進捗状況を対象に外部有識者からの意見を踏まえて評価し、運営費交付金予算の重点支援に反映【2016】

### ◆成果に係る客観・共通指標

- ・成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、運営費交付金予算の配分に反映【2019】

# 自律的な経営による活動の活発化

- 当初からの裁量の拡大に加え、経営力向上に資する規制緩和等の実施により、外部資金の獲得が増加、国立大学の自律的教育研究が展開。
- 一方で、国の財政状況により、財源の多様化・拡大が大きな課題。

## 当初の狙い

大学ごとに法人化し、**自律的な運営**を確保

実行

### 【裁量の拡大】

- 予算等に関する大学の裁量を拡大
- 学外者の経営参画を法定化し、法人経営力の向上
- 指定国立大学法人制度の開始（H29国立大学法人法改正）

### 【規制緩和の拡大】

- 大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能に（H25産業競争力強化法）
- 土地等の第三者貸付対象の拡大（H29国立大学法人法改正）
- 寄附金等を原資とする業務上の余裕金の運用を、より収益性の高い金融商品に拡大（H29国立大学法人法改正）
- 税制上の措置（税額控除の導入・拡大（H28・R2）、評価性資産の寄附に係る非課税要件緩和（H30））

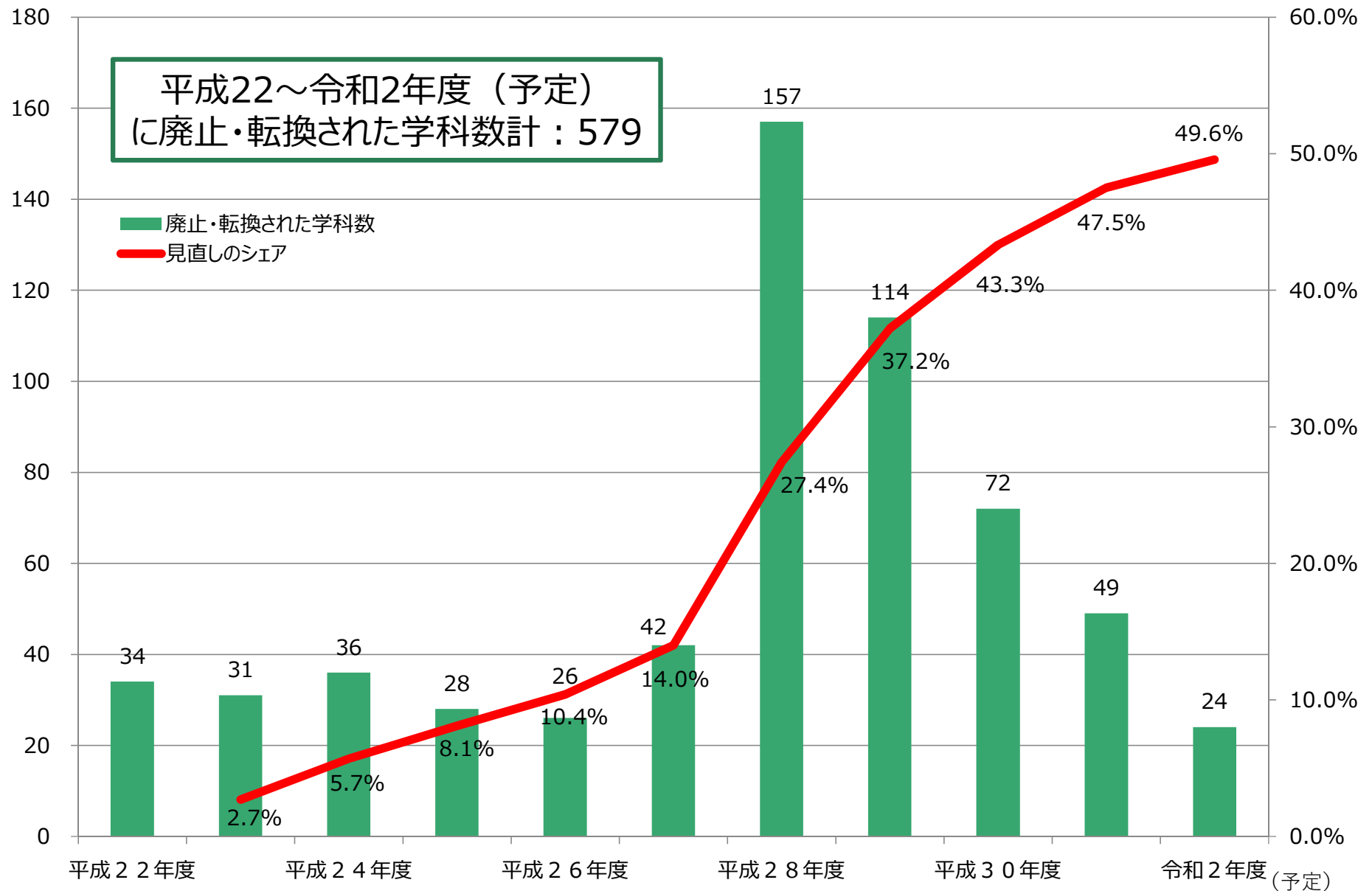
## 成果

- ✓ 平成16年の法人化以後、**教育・研究等の活動の活発化**（組織再編、活動費の増加）
- ✓ **外部資金や病院収入等の増収**

## 課題

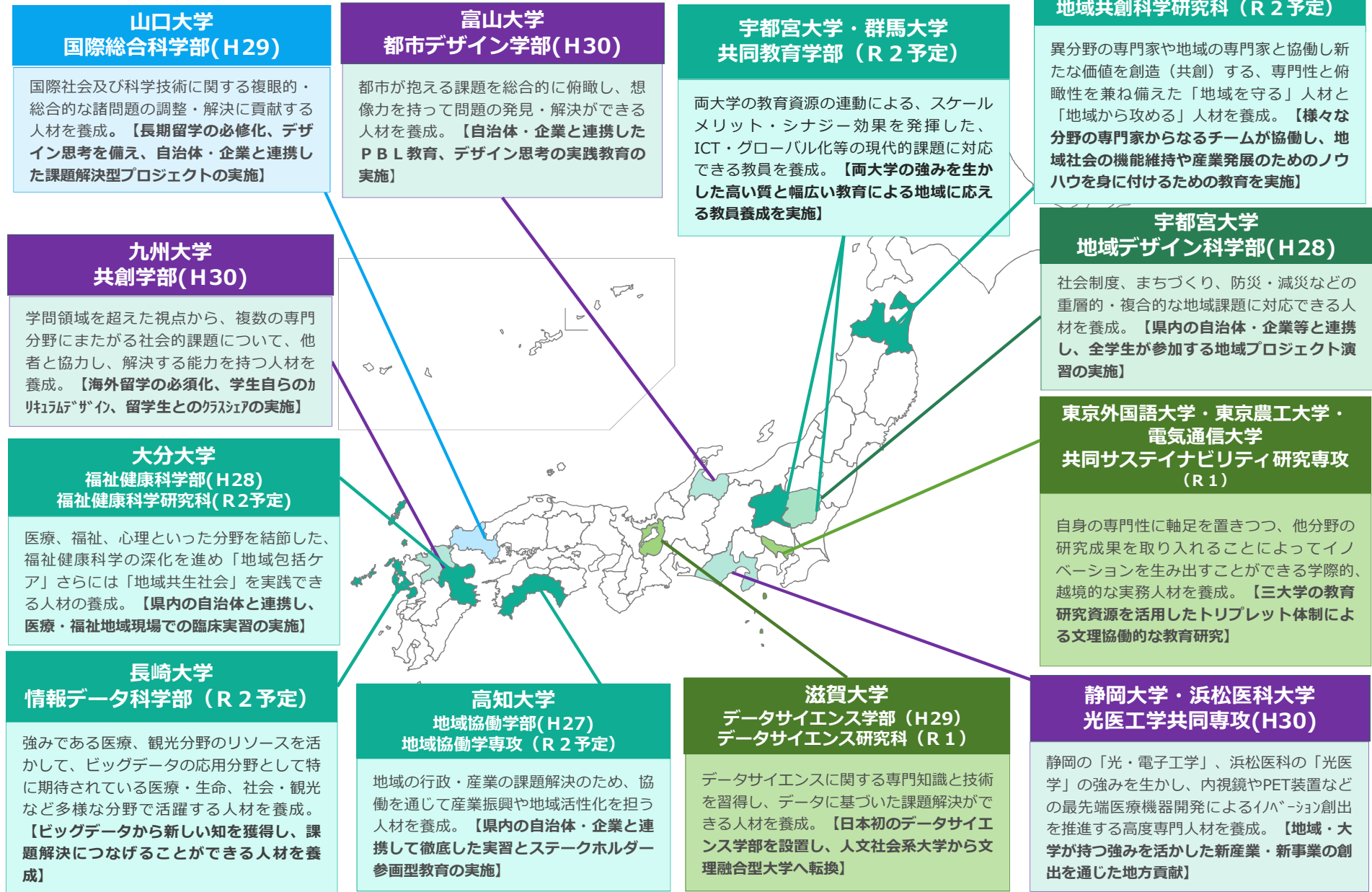
- ✓ **用途の制限がない収益の獲得が進んでいないため、自律的な活動に制限**
- ✓ **産業界等との連携・協働による財源の多様化**
- ✓ 一層の経営基盤強化のための**規制緩和**

## ■ 国立大学の組織の見直し



※平成22年度における国立大学の全学科数：1,168

## ■ 国立大学における特色ある学部等設置の状況（主なもの）

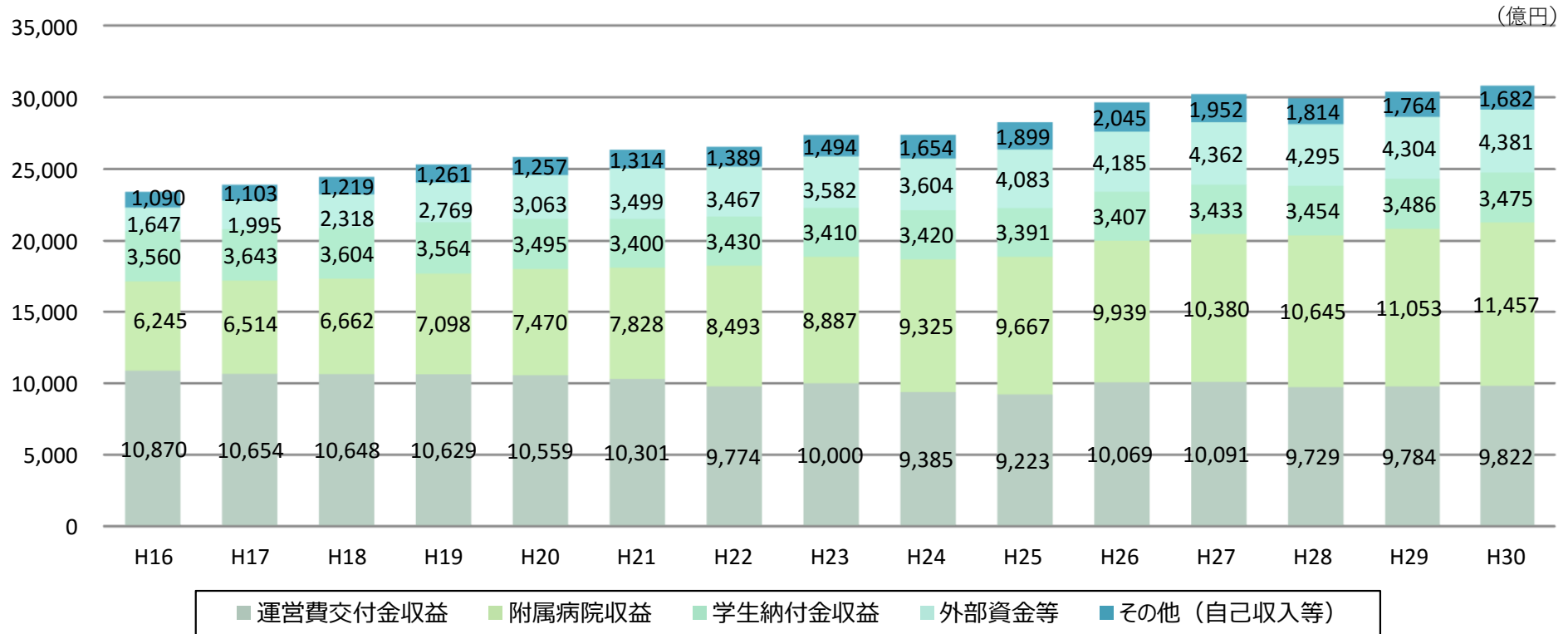




# 教育研究等の活動の活発化（活動費の増加）

## ■ 国立大学法人の経常収益の推移

➤ 運営費交付金が減少する中、附属病院収益や競争的資金・学部資金の確保に尽力しており、**経常収益は増加**



※運営費交付金収益は当該年度において収益化した額を記載しているため、交付額とは一致しない。  
 ※金額は単位未満を切り捨てており、計は必ずしも一致しない。

### 附属病院収益の増加状況

H16 : 6,245億円 → H27 : 10,380億円 (1.66倍) → H30 : 11,457億円 (1.10倍)

### 競争的資金及び外部資金の増加状況

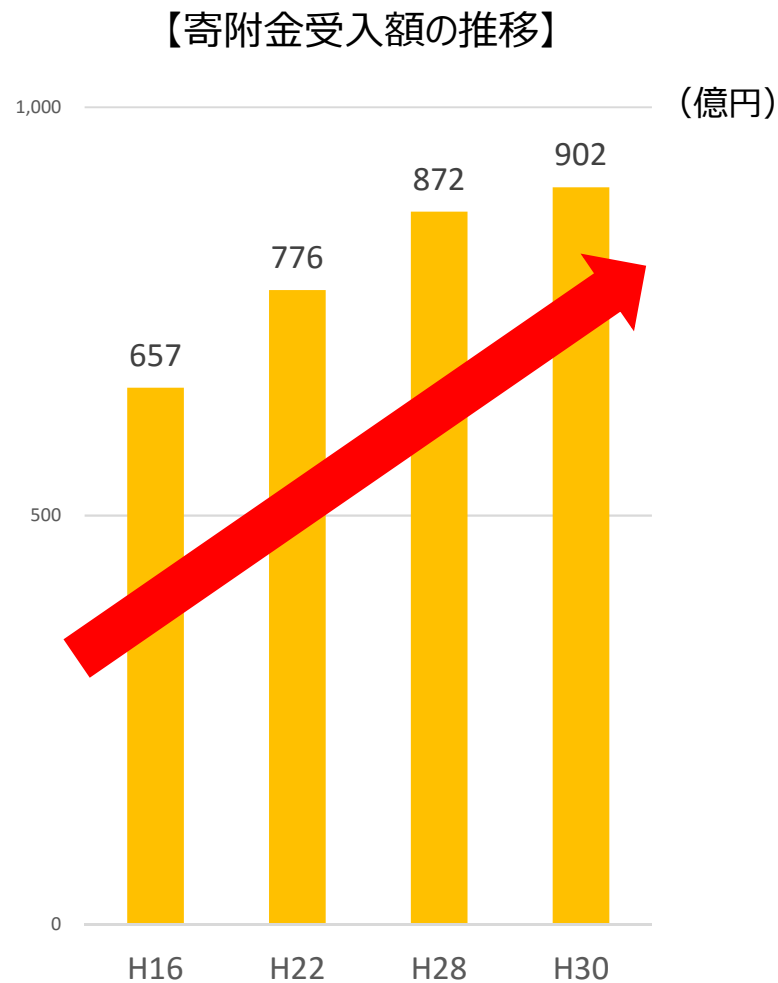
H16 : 1,647億円 → H27 : 4,362億円 (2.65倍) → H30 : 4,381億円 (1.00倍)

特に、学生納付金収益については、学生の教育環境の充実（学生の留学支援、国際水準のトップ教員の招聘等）を目的として、東京工業大学、東京芸術大学、千葉大学、一橋大学、東京医科歯科大学が標準額（535,800円）を上回る額を設定している

(国立大学法人の各年度財務諸表から文部科学省作成)

## ■ 国立大学法人の外部資金受入額の推移

➤ 国立大学における外部資金受入額は、**法人化以降大きく増加**



(国立大学法人の各年度財務諸表から文部科学省作成)

# ガバナンス改革

- 法人化後、学内との関係において運営体制の整備が進んでいる。
- 一方で、学外関係の人材の活用や経営を担う人材の確保、意識の醸成という点で途半ば。

## 当初の狙い

「民間的発想」の  
マネジメント手法  
を導入

「学外者の参画」  
による運営システ  
ムを制度化

実行

### 【組織】

- 経営に関する重要事項を審議する「経営協議会」に学外者が過半数  
(H27国立大学法人法改正)
- 理事・監事に学外者の参画 (H31より理事については、複数名を義務化)
- 「学長選考会議」は原則、学外者と学内者同数

### 【学長のリーダーシップ確立】

- 最終的な決定権は学長
- 学長補佐体制として副学長の職務内容を改正  
(H27学校教育法改正)

### 【教授会の位置づけ】

- 審議機関であり、決定権を有する学長に意見を述べる関係を明確化

### 【学長選考】

- 選考の基準策定、基準・選考結果・理由等の公表 (H27国立大学法人法改正)、  
意向投票の取扱い

### 【専門的機能の強化】

- I R、U R A機能の強化

## 成果

- ✓ 学長リーダーシップの浸透
- ✓ 学外者の意見の反映、I RやU R A等高度専門職の活用により、法人経営に一定の効果

## 課題

- ✓ 管理運営から経営へ脱却するための「経営」人材の育成
- ✓ (大学によるが) 構成員におけるコスト管理等や外部資金の獲得等、経営意識のさらなる向上

# 能力主義人事 ～非公務員型の弾力的人事の実現～

- 大学の特性を反映した、国家公務員法にとらわれない柔軟で弾力的な雇用形態・給与体系・勤務時間体系が展開されている。
- 一方で、厳格な業績評価や若手を始めやる気ある教員のモチベーションを高める人事給与制度が不徹底。

## 当初の狙い

能力・業績に  
応じた給与シ  
ステムを各大学の  
責任で導入

事務職を含め  
学長の任命権  
の下での全学  
的な人事を実  
現

実行

### 【教員の業績評価】H30.10時点

- 全ての法人で実施

### 【業績評価の活用】H30.10時点

- 年俸制の給与への反映 82法人 (91.1%)
- 賞与に反映 66法人 (73.3%)
- 月給制の昇降給への反映 66法人 (73.3%)
- 任期・雇用更新等に反映 24法人 (26.7%)
- 研究費等予算配分に反映 17法人 (18.9%)

### 【若手教員の採用・雇用環境の整備】H29.10時点※

- 若手教員の優先的採用施策 61法人 (70.9%)
  - 雇用・教育研究環境整備 79法人 (91.9%)
- ※共同利用機関法人を除く86法人の状況

### 【年俸制の導入状況】H30.10時点

- 導入済み 89法人 (98.9%)
- 計画中・検討中 1法人 (1.1%)

### 【新年俸制の導入状況】R1.11時点

- 導入済み 18法人 (20.0%)
- 計画中・検討中 72法人 (80.0%)

## 成果

- ✓ 兼業・兼職の弾力的運用、URA等高度専門人材の雇用促進、年俸制・任期制・クロスアポイントメント等の展開
- ✓ **全学戦略に基づく教員配置**

## 課題

- ✓ **厳格な業績評価と、当該評価に基づいた処遇への適正な反映の実現**
- ✓ 教員の適正な年齢構成の検討と計画的配置

# 第三者評価の導入

- 中期目標・中期計画の策定とそれに伴う国立大学法人評価委員会による評価の実施といった仕組みの導入により、各国立大学法人において評価の考えが浸透している。
- 一方で、様々な評価の導入による大学現場の疲弊、評価と資源配分への連動強化も指摘されている状況。

## 当初の狙い

「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

実行

### 【中期目標評価の導入】

- 法人化に伴い、中期目標・中期計画を策定し、計画的な法人運営を実現
- 計画の進捗については、第三者からなる国立大学法人評価委員会において、毎年度及び中期目標期間評価を実施

#### 「教育研究等の質の向上の状況」の評価結果

(法人数)

評価項目	教育	研究	社会貢献・国際化等	共同利用・共同研究
中期目標の達成状況が非常に優れている	–	5(6%)	1(1%)	–
中期目標の達成状況が良好である	11(12%)	14(16%)	21(24%)	1(33%)
中期目標の達成状況が「おおむね良好である【標準】	78(87%)	70(78%)	67(75%)	2(67%)
中期目標の達成状況が不十分である	1(1%)	1(1%)	–	–
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	–	–	–	–

- 第二期中期目標から、目標の精選、数値化を促進

### 【評価結果の交付金への配分】

- 中期目標期間終了時評価については、次期の国立大学法人運営費交付金に法人運営活性化支援分として反映  
1期反映：30億円（31法人）  
2期反映：30億円（33法人）

### 【運営費交付金改革による改革の促進】

- 「3つの重点支援の枠組み」を創設
- 係数によって拠出された財源（毎年度約100億円）を評価結果に基づいて再配分（H28～）
- 成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、配分に反映（H31～）

## 成果

- ✓ 計画的な法人運営の実現
- ✓ 学内における評価サイクルの確立

評価結果を「①大いに活用」及び「②活用」と回答した法人数は75法人  
(第2期中期目標期間における国立大学法人評価の検証について(アンケート結果:国立大学戦略室まとめ))

## 課題

- ✓ 国立大学法人評価と並んで、学校教育法に基づく認証評価、各種競争的資金の研究実績評価、学内における教員の業績評価など、様々な評価が重層的に行われており、大きな負担

# 長期借入金・債券発行の要件緩和

## 改正の概要

- 現在は、償還確実性の観点から、長期借入金の借入れ・債券発行の対象を附属病院、施設移転、宿舎、産学連携施設等に要する土地の取得等に限定し、その償還財源は当該土地等による収入を充てることを基本としている
- 今回の改正により、国立大学法人等が行うことができる長期借入金の借入れ・債券発行の対象事業及び償還財源として、以下を追加

対象事業：国立大学等における**先端的な教育研究**の用に供するために行う土地の取得等

償還財源：当該土地、施設又は整備を用いて行われる業務に係る収入、国立大学法人等の**業務上の余裕金**

※ 業務上の余裕金…寄附金、動産又は不動産の使用又は収益など

※ 大臣の認可に際しては、収支状況、規模・投資余力、安定性等を総合的に評価し、法人組織全体としての財務の健全性を支える組織体制等も基準とする。また、専門的知見を有する外部有識者による委員会を設置し、意見聴取を行う。

- これにより、**先端的な教育研究活動の展開を実現し、我が国の国立大学等における教育研究機能の一層の向上**を図る

## 省令改正

- 今回の政令改正に関連して、以下のとおり、国立大学法人等の行う長期借入金・債券の償還期間を定める国立大学法人法施行規則(省令)を改正

### (現行制度)

長期借入金の借入れ・債券発行の対象ごとに償還期間を定めている（土地が最長15年間、施設が最長30年間、設備が最長10年間。同施行規則第21条）

### (改正内容)

今回の政令改正により新設する対象事業にかかる長期借入金又は債券の償還期間については、土地、施設、設備の区分にかかわらず最長40年間に設定

# 第1回国立大学法人東京大学債券・発行概要

項目	概要
債券の名称	第1回国立大学法人東京大学債券 (ソーシャルボンド、愛称：東京大学FSI債)
年限	40年
発行額	200億円
各債券の金額	1,000万円
利率/発行価格	0.823% / 100円
条件決定日	令和2年10月8日(木)
払込日/発行日	令和2年10月16日(金)
償還日	令和42年3月19日(金)
利払日	毎年4月及び10月の各20日 (初回利払日：令和3年4月20日(火))
担保	一般担保
引受及び募集の取扱会社	大和証券株式会社(事務)、SMBC日興証券、みずほ証券
受託会社	株式会社三井住友銀行
振替機関	株式会社証券保管振替機構
取得格付	AA+ (R&I) / AAA (JCR)
ソーシャルボンド・フレームワーク評価	Social 1(F)



# 第1回国立大学法人東京大学債券・投資表明者一覧

医療法人 蒼会  
朝日紙業株式会社  
朝日生命保険相互会社  
アセットマネジメントOne株式会社  
学校法人 市川学園  
蒲郡市  
株式会社かんぽ生命保険  
JSR株式会社  
一般財団法人住宅改良開発公社  
学校法人 上智学院  
住友生命保険相互会社  
住友林業株式会社  
生活協同組合全国都市職員災害共済会  
セゾン自動車火災保険株式会社  
全国漁業信用基金協会  
ソニー生命保険株式会社  
第一生命保険株式会社  
大栄鋼業株式会社  
ダイキン工業株式会社  
大同生命保険株式会社  
太陽生命保険株式会社  
株式会社大和証券グループ本社  
学校法人 田中千代学園

東京海上日動あんしん生命保険株式会社  
東京西南私鉄連合健康保険組合  
東洋アルミニウム株式会社  
宗教法人徳雲院  
新潟大栄信用組合  
西美濃農業協同組合  
学校法人 日本女子大学  
日本生命保険相互会社  
日本電気株式会社  
日本ペイントホールディングス株式会社  
飛騨市  
プルデンシャル生命保険株式会社  
公益財団法人放送文化基金  
北海道市町村職員退職手当組合  
三井住友海上あいおい生命保険株式会社  
株式会社三井住友銀行  
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
宮崎県新富町  
明治安田アセットマネジメント株式会社  
山口重工業株式会社  
公益財団法人山田科学振興財団  
吉本興業ホールディングス株式会社  
(五十音順)

# 第1回国立大学法人東京大学債券・想定事業①

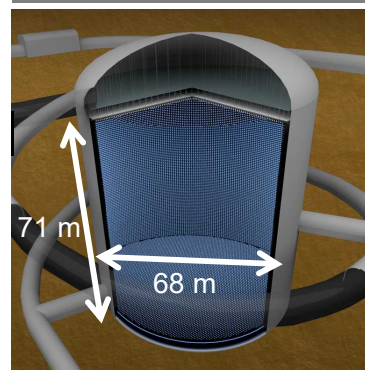
## ポストコロナ時代の新しいグローバル戦略

- サイバーとフィジカルが融合するポストコロナ時代にて、フィジカル（リアル）空間における国際求心力の維持・強化を図るための最先端大型研究施設の整備を行う
- 多くの候補があるが、候補施設の例としては下記

### ハイパーカミオカンデ計画（2027年観測開始予定）

- 「ニュートリノ」は宇宙で最も数の多い物質素粒子でありながら、未だその性質には謎が多く、素粒子と宇宙を理解する鍵と考えられている。日本はニュートリノ研究の分野において、カミオカンデやスーパーカミオカンデ、加速器を用いて成果を上げ、高い国際的地位を保ってきた
- 既存のスーパーカミオカンデの約8倍の有効体積19万トン（総重量26万トン）の大型先端検出器（ハイパーカミオカンデ）を建設し、既存のJ-PARC大強度陽子加速器の増強と組み合わせてニュートリノ研究や関連研究を行い、素粒子と宇宙に対する知見を大きく広げる
- 米国の次期ニュートリノ計画（DUNE）は2017年着工済みであるため、本計画を着実に遅滞なく推進する必要がある
  - 計画の遅れは、本研究分野での日本の優位性と先進性の消失に直結

ハイパーカミオカンデ検出器



大強度陽子加速器 J-PARC (KEK)



### 東京大学アタカマ天文台（TAO）計画（2021年観測開始予定）

- 世界最高標高に設置する最新鋭の口径6.5mの光赤外線望遠鏡TAOを用いて大規模な観測を含めた全国共同利用研究を実施
  - 新たに開く赤外線域の大気の窓を通した観測を中心に、天文学・惑星科学・宇宙物理学等の研究を推進、人類の知フロンティアを押し広げる
  - 最先端技術開発等も継続的に実施。人材育成に貢献、次世代リーダーを育成
- 世界第一級の大口径6.5mを有する光赤外線望遠鏡を赤外透過率の極めて高い高地へ建設することで、可視から近赤外にかけての切れ目ないスペクトルの取得と波長30ミクロン以上の赤外線領域において地上から初めての本格観測を可能にする
  - これらの特長によって銀河形成・暗黒エネルギー・惑星形成など天体物理学における未解決の重要問題に解答を出す

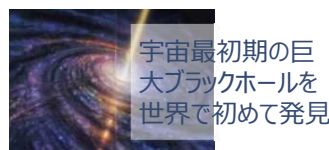
光赤外線望遠鏡TAO

- 先端技術を用いた口径6.5m望遠鏡
- 広視野近赤外線カメラ「すばる」を凌ぐサーベイ能力
- 高解像度中間赤外線カメラで世界唯一の30μm観測
- 地上最高標高となる5,640mに設置



研究課題の探求

- ✓ 巨大ブラックホール 誕生の謎の解明
- ✓ 惑星誕生の謎の解明



大学教育への貢献

- ✓ 大学院生の博士論文課題
- ✓ 次世代を担う若手の育成

期待される成果

# 第1回国立大学法人東京大学債券・想定事業②

## 安全、スマート、インクルシブなキャンパスの実現加速

- ネットワーク環境等の整備やリアルな交流の場の価値を高める環境整備など、ウイズコロナ、ポストコロナ社会における知の価値化・共有化に適したキャンパス整備を促進

### キャンパスのサイバー化/スマート化

- サイバー化による研究多様性の確保と質の向上
  - デジタルトランスフォーメーションの力を最大限に活用する
  - コンピュータやサービスの拡充化を図り、SINETやデータプラットフォーム等の計算資源と連携
- 新たな教育、サイバーキャンパスでの学びの実現
  - 在学中、教学システム、コミュニケーションツール、高度な研究ソフトウェアを活用できる環境を構築し運用する。場所手段を選ばないフルバーチャルなサイバー教育環境を実現する
- 大学の活動の場のサイバー化
  - 基幹情報システムの統合化、汎用化をすすめてすべての大学業務のオンライン化をフラットに実現し、バーチャルな空間において「いつでも、どこでも」大学活動ができる場を実現する

### ウイズコロナ、ポストコロナ社会に適した施設の整備

- フィジカル工学インフラの整備
  - デジタル革新を引き起こす工学分野における研究・教育・組織体制を新たに構築することで工学と異分野の知識融合を進め、孤立や社会の分断を生まないインクルーシブ社会の実現を先導するためのインフラ整備
    - デジタル教育研究棟：最先端ハードウェアを核とした頭脳交流の場 等
    - 「バイオ・デジタル」研究拠点：サイバー模擬手術室、バイオプロセス高度制御 等
    - 最先端ドリーム講義室：スマートラーニング設備
    - ゼロエネルギービル化、利便性が高くセキュアなネットワーク環境

### ウイズコロナ、ポストコロナ社会に適した施設への改修

- 老朽施設の大規模改修、老朽インフラ設備更新 等
  - コロナ対策に伴う換気（機械、自然）・空調設備更新を含む

### 土地の取得

- 本郷キャンパス、駒場 I キャンパスの隣接地を取得し、産学連携施設や学生宿舎を整備予定
- 柏キャンパスの東側未取得地についても購入

駒場 I キャンパス隣接地



柏キャンパス東側未取得地



# 国立大学法人の債券発行が可能な事業の要件緩和（背景）

## 国立大学を取り巻く状況変化 ～国立大学に期待される機能の拡張～

- デジタル革命の進展により、「知」による価値の創出が社会の発展に必須となる知識集約型社会において、国立大学が持つ最先端の「知」のインフラを最大限活用し、**社会変革の原動力**とすることが必要

第1回国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議における五神委員提出資料

- この期待に応えるべく国立大学の機能を拡張し、真の経営体へと転換する大前提として、**大学が経営的な裁量を発揮できる環境**が不可欠

- 諸外国においても、国際競争下にある世界トップレベルの大学が、**長期の債券発行を通じ、大規模な資金を調達**

### 大学が発行する長期債

	オックスフォード大学 100年債	ケンブリッジ大学 60年債
 イギリスの事例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2017年発行</li><li>・ 年利2.544%</li><li>・ 7億5000万ポンド調達(約1000億円) ※当初2億5000万から増額</li><li>・ 資金使途: General Corporate Purpose (「長期戦略プロジェクトとアカデミック・ミッションに使う」 ※卒業生向け雑誌より)</li><li>・ 投資家向けに大学の収益や資産に加え、<b>社会的価値や知財などの無形資産をアピール</b> →投資家から極めて人気が高い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2018年発行</li><li>・ 年利2.35%</li><li>・ または消費者物価指数に応じ0.25-3.25%</li><li>・ 6億ポンド調達(約840億円)</li></ul>
	カーディフ大学 40年債	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2016年発行</li><li>・ 年利3%</li><li>・ 3億ポンド調達(約450億円)</li></ul>	

### ⇒大学債の発行による大学独自の大規模資金調達

オックスフォードの100年債、ケンブリッジの60年債なども参考に長期債等を発行  
投資案件の立案、管理運用体制を検討中

※大学債発行には政令等改正(返済財源の多様化=単体では償還財源が見込めない事業にも支出可能に、対象事業の拡大、償還期間の弾力化)が必要。

#### 最近の国内公共関係債利回り例

政策投資銀行(政府保証なし・30年):0.462%

高速道路機構(政府保証なし・40年):0.882%

国債(40年):0.426~0.502%

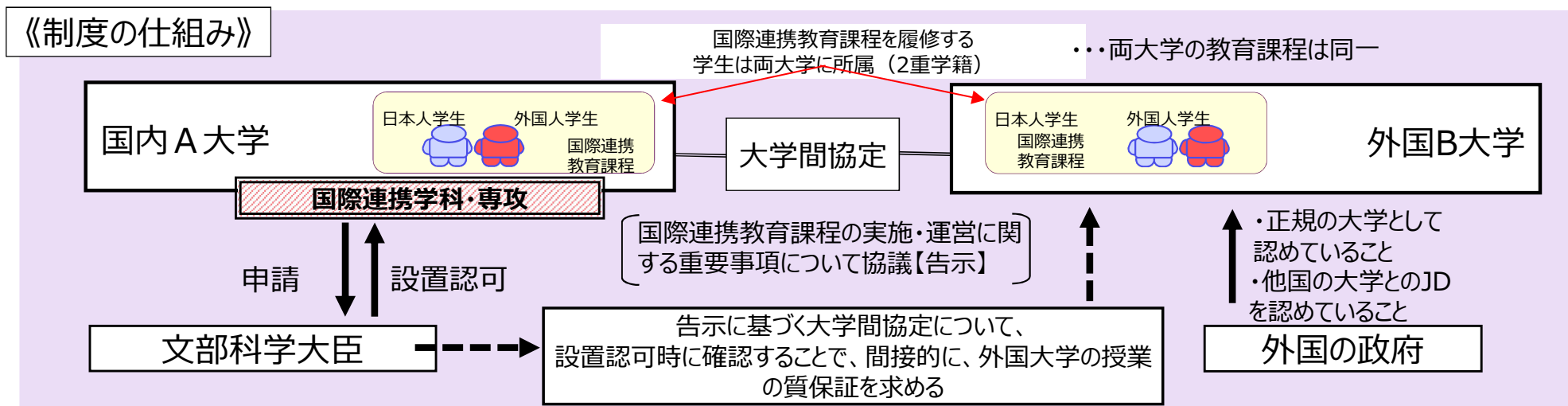
# 国立大学の国際化

# 外国大学とのジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。

- ◆ 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。  
（\* 我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができるものとして整理する。）
- ◆ 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する**学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象**とする。
- ◆ 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- ◆ 卒業要件は、**我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得**することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなせる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の**収容定員の内数で上限2割**とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

# ジョイント・ディグリー・プログラム開設状況

- ◆ これまでに開設されたJDプログラムは、**1件（私立大学）を除き全て国立大学**におけるもの。
- ◆ また、私立大学の開設プログラム以外は**全て大学院**における取組。

令和2年10月現在  
※文部科学省調べ

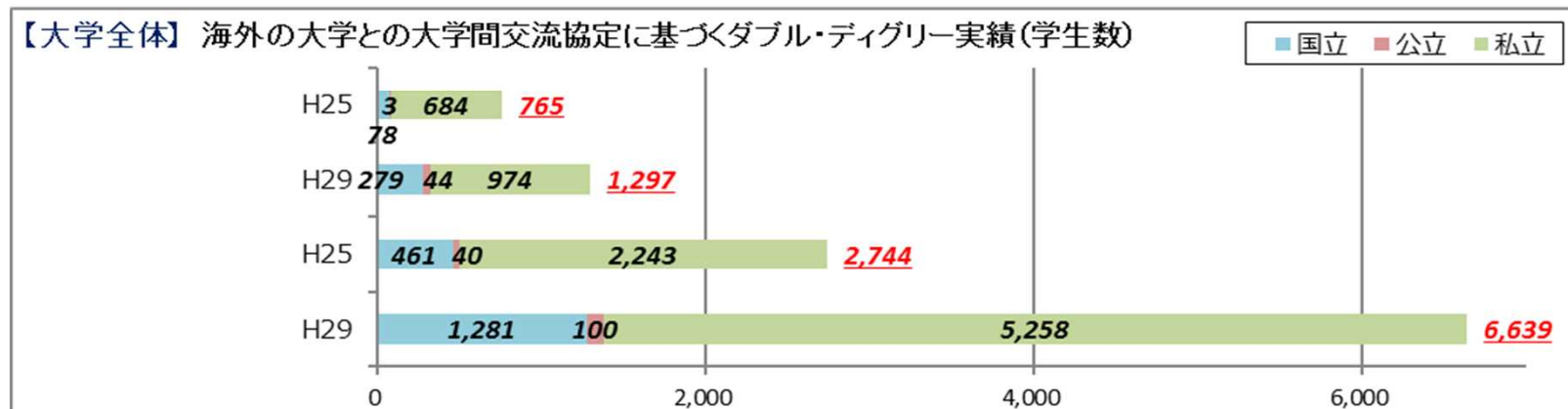
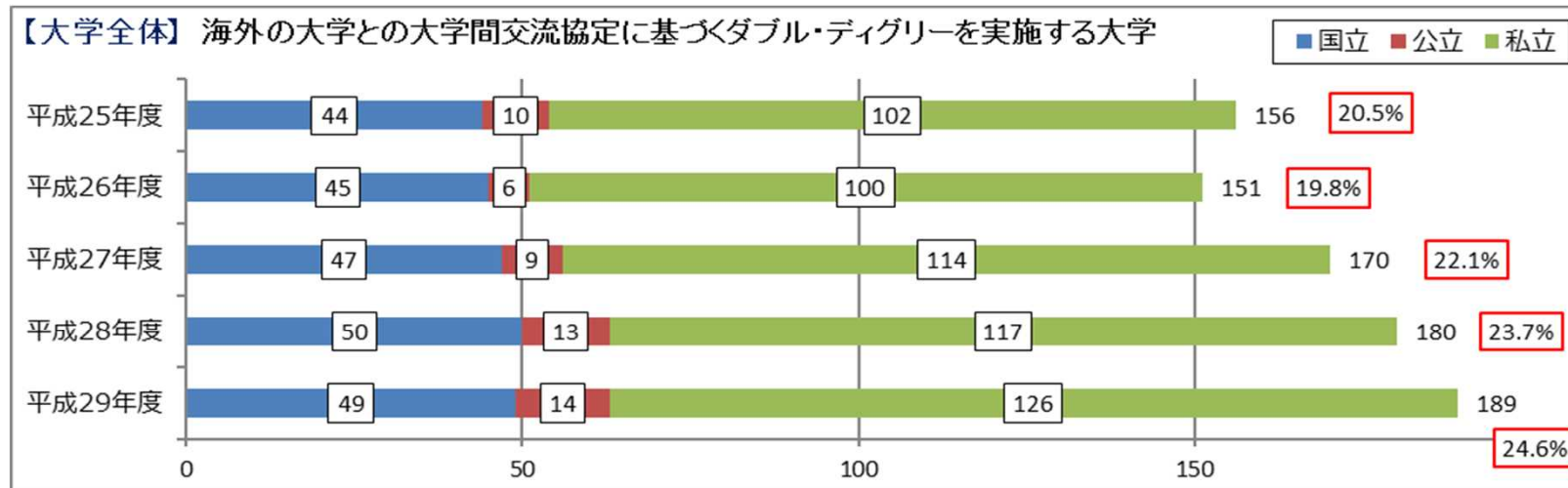
	大学名	学部・研究科	相手大学	相手国	新学科・専攻名	開設年月
1	名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻（D）	平成27年10月
2	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻（D）	平成28年4月
3	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チュラロンコン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュラロンコン大学国際連携歯学系専攻（D）	平成28年8月
4	名古屋大学大学院	理学研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（D）	平成28年10月
5	京都工芸繊維大学大学院	工芸科学研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻（M）	平成29年4月
6	名古屋大学大学院	医学系研究科	ルンド大学	スウェーデン	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻（D）	平成29年4月
7	筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ボルドー大学 国立台湾大学	フランス 中国	国際連携食料健康科学専攻（M）	平成29年9月
8	筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシア日本国際工科院	マレーシア	国際連携持続環境科学専攻（M）	平成29年9月
9	京都大学大学院	文学研究科	ハイデルベルク大学	ドイツ	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻（M）	平成29年10月
10	名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴン大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻(D)	平成30年3月
11	立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科（学部）	平成30年4月
12	名古屋大学大学院	生命農学研究科	カセサート大学	タイ	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻（D）	平成30年4月
13	京都大学大学院	医学研究科	マギル大学	カナダ	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻（D）	平成30年4月
14	長崎大学大学院	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	長崎大学・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（D）	平成30年10月
15	名古屋大学大学院	医学系研究科	フライブルク大学	ドイツ	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻（D）	平成30年10月
16	岐阜大学大学院	自然科学技術研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（M）	平成31年4月
17	岐阜大学大学院	連合農学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（D）	平成31年4月
18	岐阜大学大学院	工学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻（D）	平成31年4月
19	岐阜大学大学院	工学研究科	マレーシア国民大学	マレーシア	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻（D）	平成31年4月
20	名古屋大学大学院	生命農学研究科	西オーストラリア大学	オーストラリア	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻（D）	平成31年4月
21	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	マヒドン大学	タイ	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻（D）	令和2年4月
22	山口大学大学院	創成科学研究科	カセサート大学	タイ	山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻（M）	令和2年4月
23	広島大学大学院	先進理工系科学研究科	ライプツィヒ大学	ドイツ	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	令和2年10月
24	広島大学大学院	人間社会科学研究科	グラーツ大学	オーストリア	広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	令和2年10月

# 外国大学とのダブル・ディグリー

◆ 外国大学とのダブル・ディグリー（※）は年々増加傾向にあるが、特に私立大学の増加が顕著である一方、**国立大学の取組大学数は横ばい**。

◆ また、対象学生数を見ると、受入れ学生数（外国大学から我が国の大学に来る学生）と比較して、**送り出し学生数（我が国の大学から外国大学へ行く学生）は圧倒的に少ない**状況。

（※）我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、また、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与する形態。

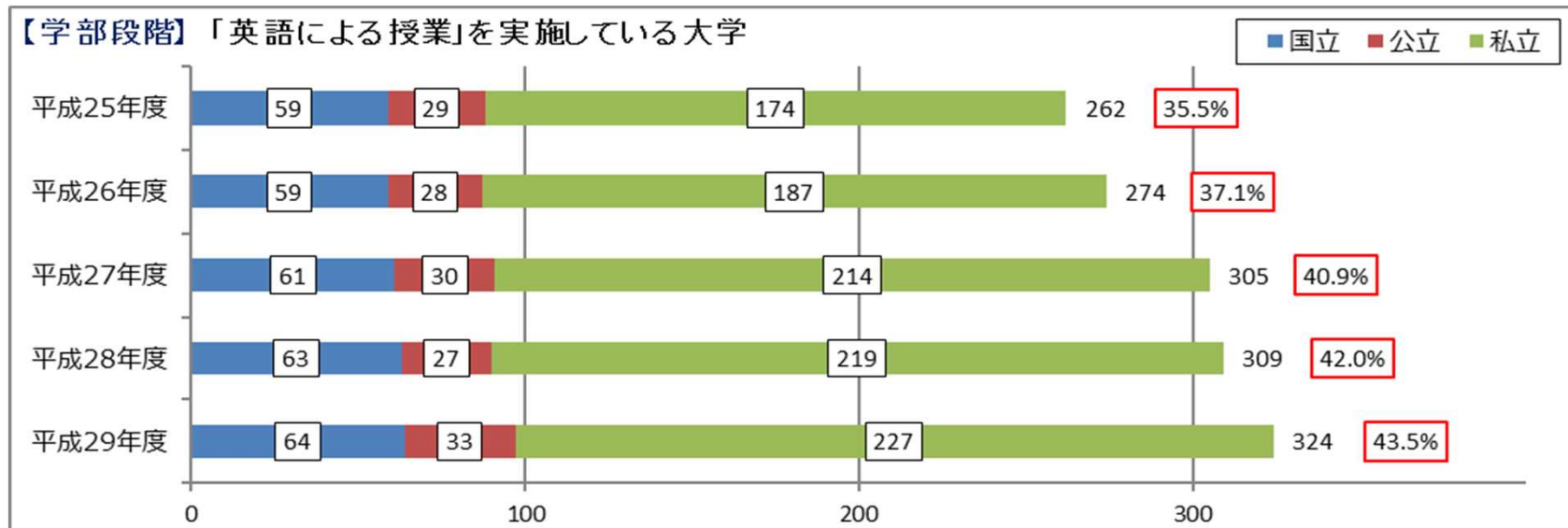


（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（平成29年度）」

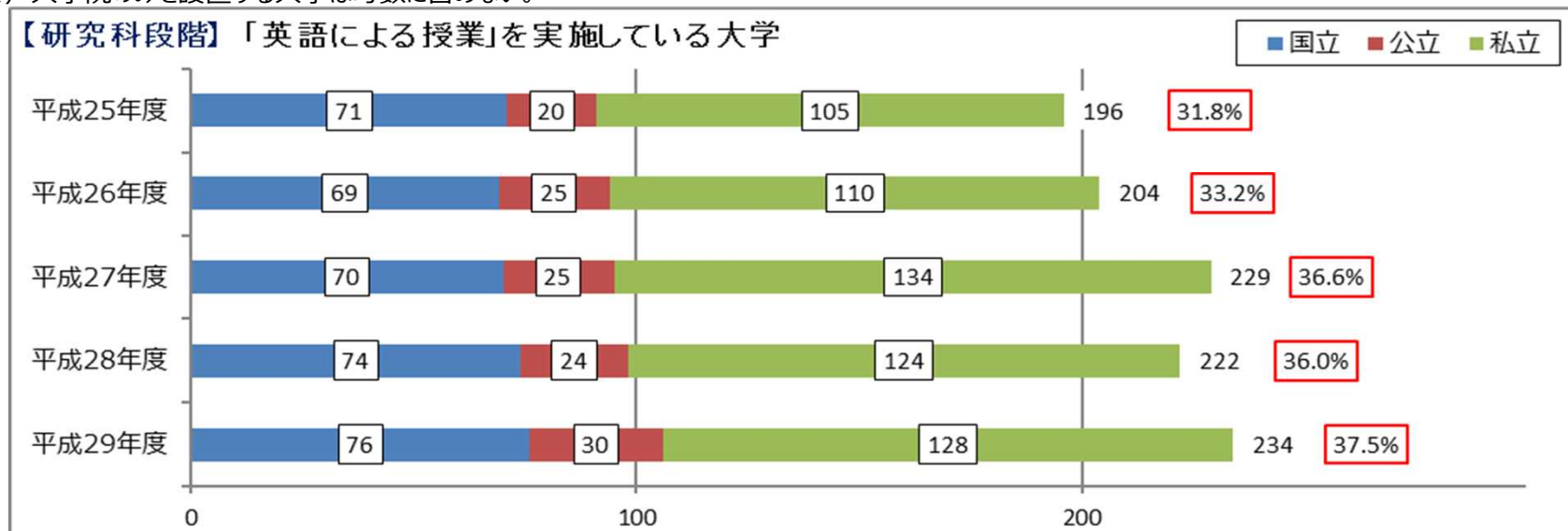


# 英語による教育の実施状況①

- ◆ 英語による授業を実施する大学は、全国立大学のうち、**学部段階で76%、大学院段階で88%**にのぼる。
- ◆ しかし、英語による授業のみで卒業・修了できる課程は未だ少数。  
【学部：8大学16学部、大学院：55大学160研究科】



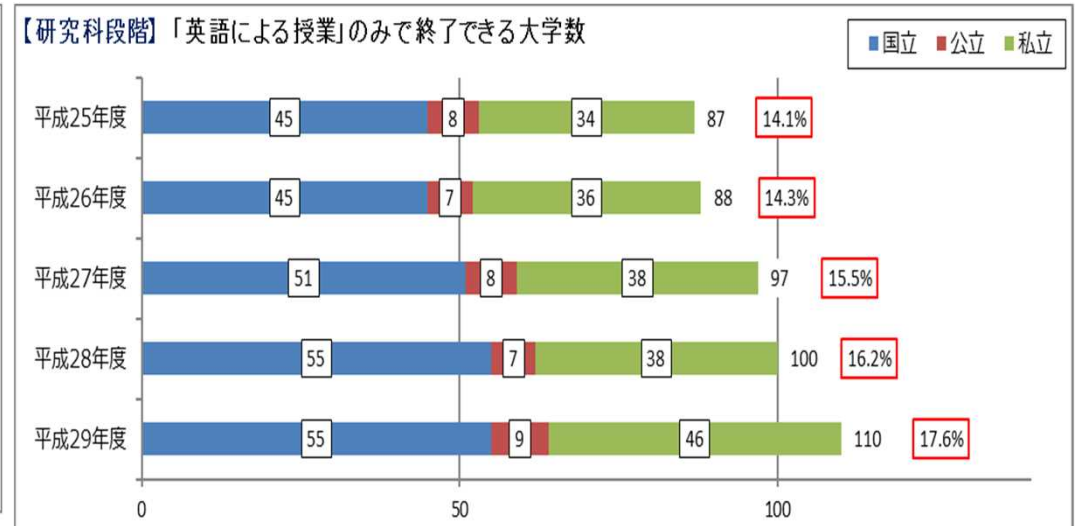
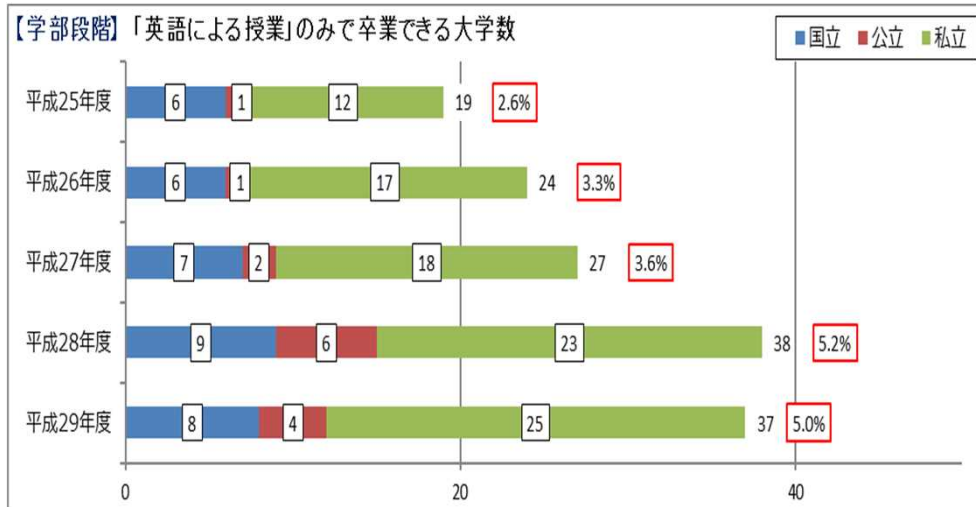
(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



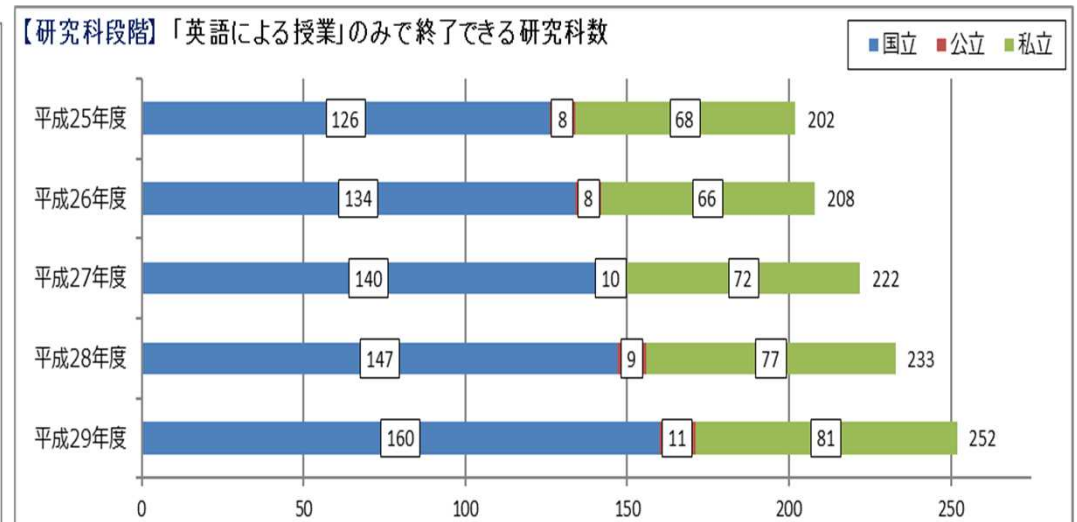
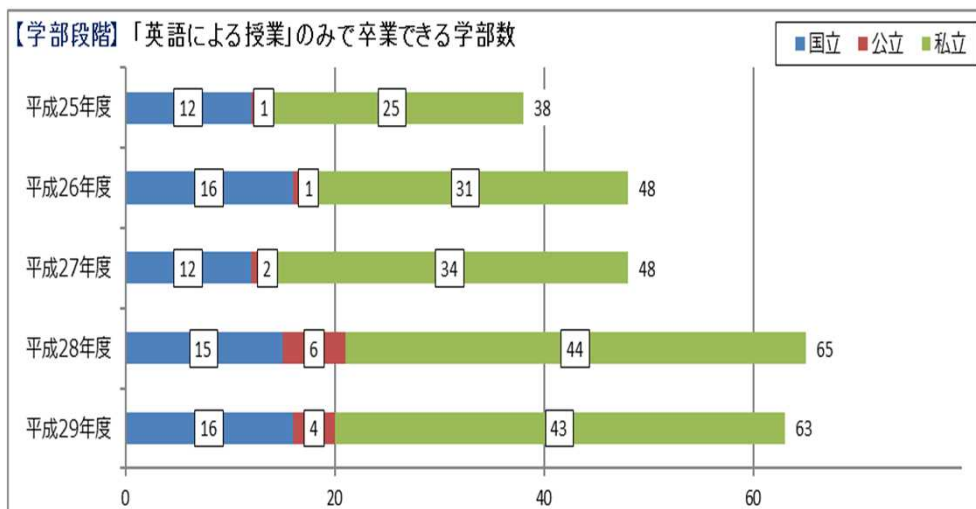
(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（平成29年度）」

# 英語による教育の実施状況②

- ◆ 英語による授業を実施する大学は、全国立大学のうち、学部段階で76%、大学院段階で88%にのぼる。
- ◆ しかし、英語による授業のみで卒業・修了できる課程は未だ少数。  
【学部：8大学16学部、大学院：55大学160研究科】



(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について (平成29年度)」

# 「英語による授業」のみで卒業できる大学

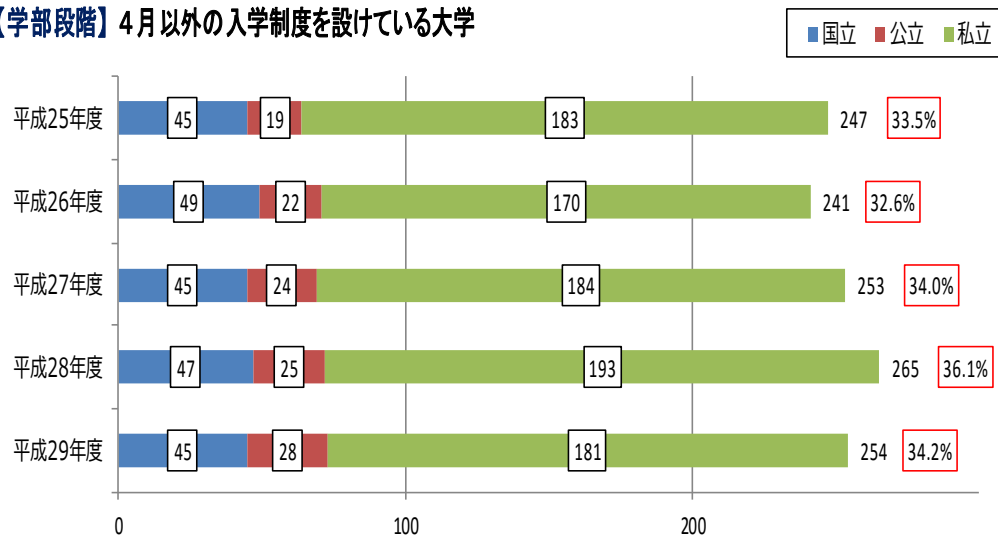
- ・北海道大学 工学部
- ・東北大学 理学部、工学部
- ・山形大学 人文学部
- ・筑波大学 社会・国際学群、生命環境学群
- ・東京大学 理学部、教養学部
- ・金沢大学 理工学域
- ・名古屋大学 文学部、法学部、経済学部、理学部、工学部、農学部
- ・京都大学 工学部
- ・国際教養大学 国際教養学部
- ・県立広島大学 経営情報学部
- ・東京国際大学 経済学部、国際関係学部
- ・城西国際大学 国際人文学部
- ・桜美林大学 グローバル・コミュニケーション学群
- ・上智大学 国際教養学部、理工学部
- ・東洋大学 国際学部
- ・法政大学 経営学部、人間環境学部、グローバル教養学部
- ・明治大学 国際日本学部・明治学院大学 国際学部
- ・早稲田大学 政治経済学部、文化構想学部、基幹理工学部、創造理工学部、先進理工学部、社会科学部、国際教養学部
- ・東海大学 教養学部
- ・山梨学院大学 国際リベラルアーツ学部
- ・四日市看護医療大学 看護学部
- ・立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部、国際経営学部
- ・宮崎国際大学 国際教養学部
- ・会津大学 コンピュータ理工学部
- ・高知県立大学 文化学部
- ・明海大学 ホスピタリティ・ツーリズム学部
- ・東京基督教大学 神学部
- ・慶應義塾大学 経済学部、総合政策学部、環境情報学部
- ・創価大学 経済学部、国際教養学部
- ・日本社会事業大学 社会福祉学部
- ・武蔵大学 人文学部
- ・立教大学 文学部、経営学部、異文化コミュニケーション学部
- ・仁愛大学 人間学部、人間生活学部
- ・南山大学 法学部
- ・関西学院大学 国際学部
- ・宮崎産業経営大学 法学部、経営学部

(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について (平成29年度)」

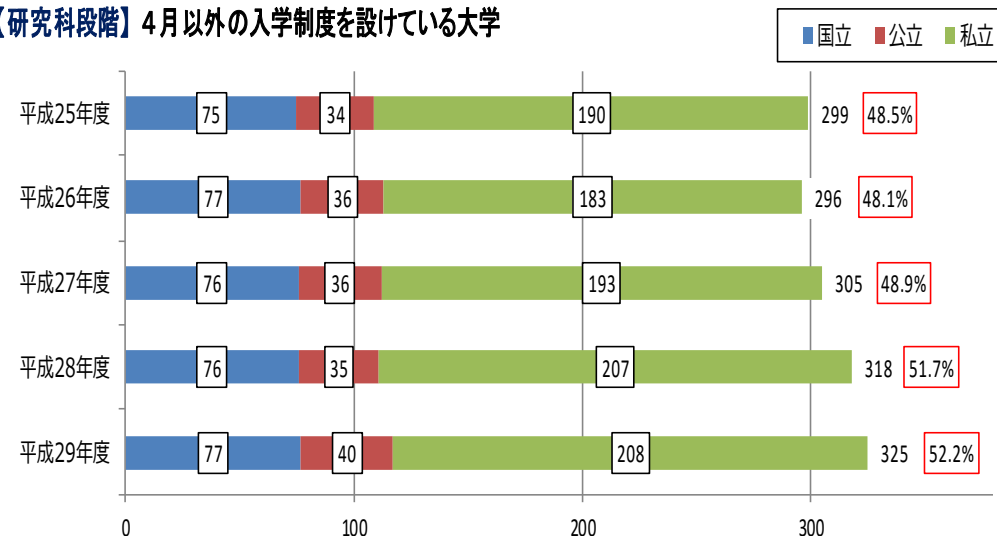
# 学事暦の多様化①

- ◆ 4月以外の入学時期を設定している国立大学は、学部段階で約半数、大学院段階で約9割。
- ◆ 学期については、「2学期制」（セメスター制）が多いが、その他の学期（4学期制、通年制等）も広がってきている。

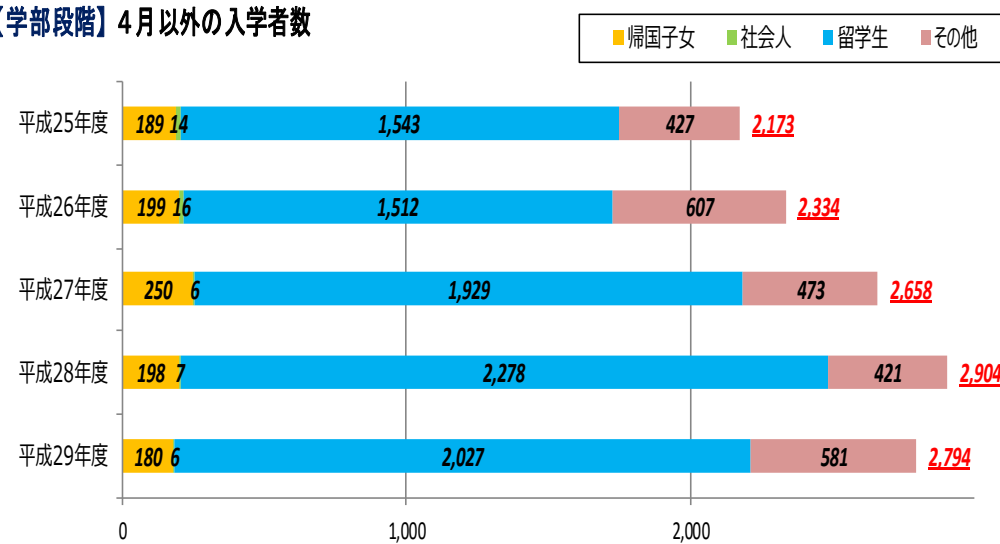
【学部段階】4月以外の入学制度を設けている大学



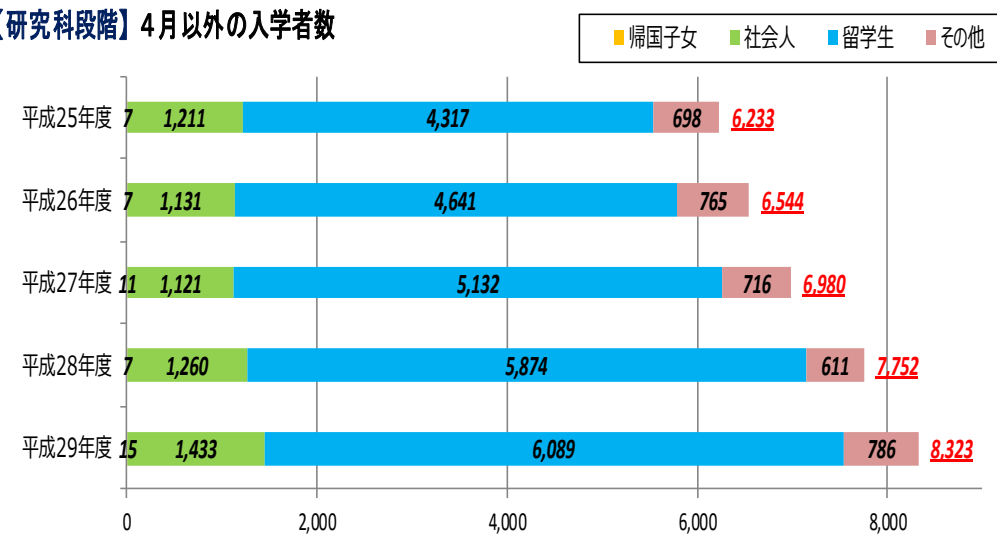
【研究科段階】4月以外の入学制度を設けている大学



【学部段階】4月以外の入学者数



【研究科段階】4月以外の入学者数



(※) 通信制の学部・研究科、放送大学を除く。  
 (※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

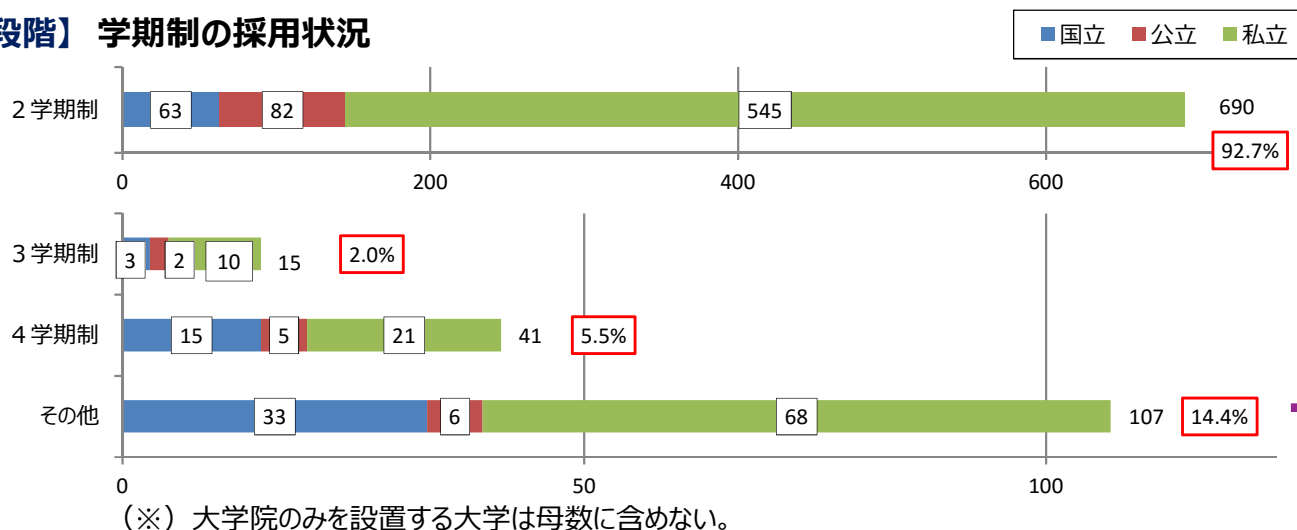
(※) 通信制の学部・研究科、放送大学を除く。

(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（平成29年度）」

# 学事暦の多様化②

- ◆ 4月以外の入学時期を設定している国立大学は、学部段階で約半数、大学院段階で約9割。
- ◆ 学期については、「2学期制」(セメスター制)が多いが、その他の学期(4学期制、通年制等)も広がってきている。

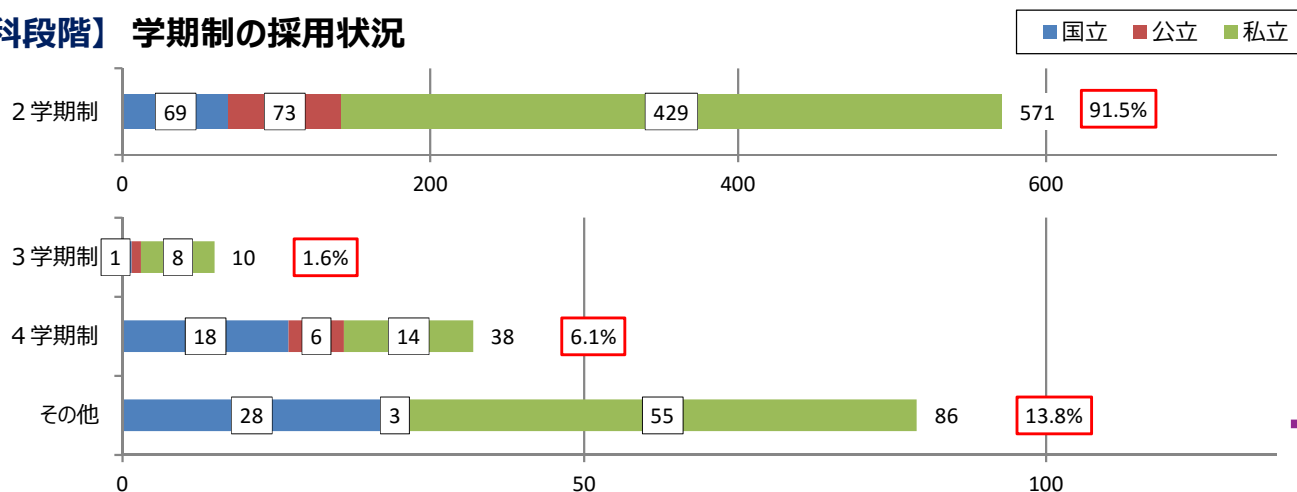
## 【学部段階】 学期制の採用状況



(その他の例)

- ・通年制
- ・学則上は2学期制だが、学期分割して授業科目を配置している
- ・夏季休業、春季休業期間に特別学期を設けている
- ・5学期制、6学期制 等

## 【研究科段階】 学期制の採用状況



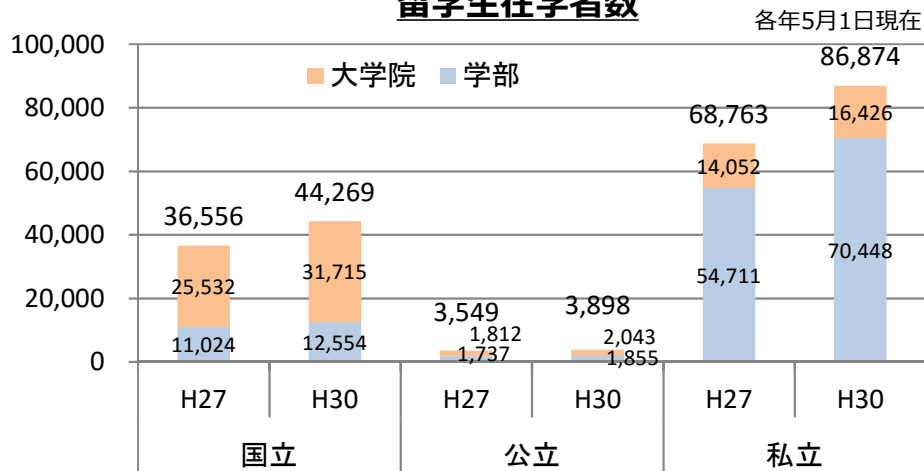
(その他の例)

- ・通年制
- ・学則上は2学期制だが、学期分割して授業科目を配置
- ・「前半」(クォーター)科目+夏・冬集中学期 等

# 外国人留学生の受入の現状①

◆ 外国人留学生の受入は平成27年度と比べ、増加している。(平成30年度)

留学生在学者数

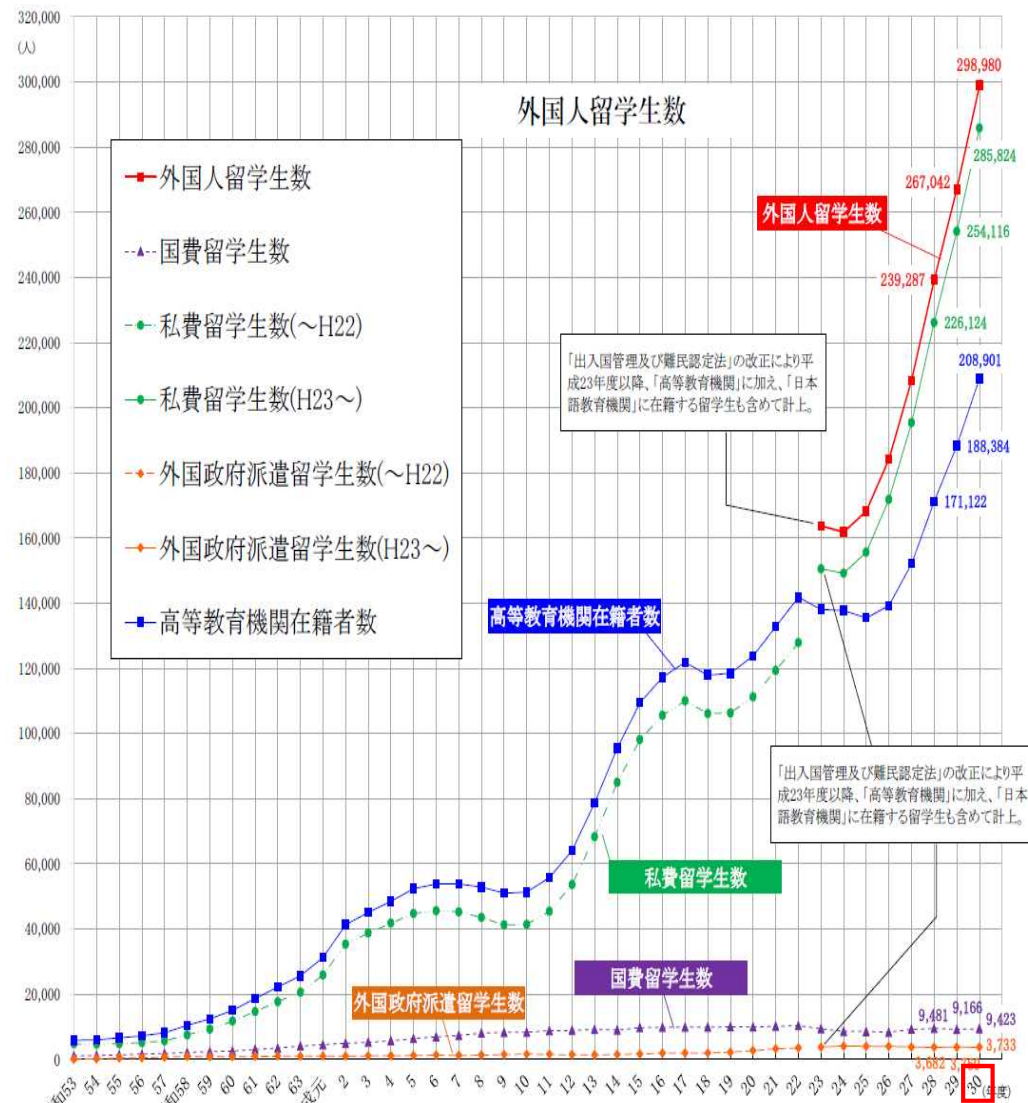


出身国・地域別の留学生数

国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
中国	114,950 (107,260)	7,690	インドネシア	6,277 (5,495)	782
ベトナム	72,354 (61,671)	10,683	ミャンマー	5,928 (4,816)	1,112
ネパール	24,331 (21,500)	2,831	タイ	3,962 (3,985)	△23
韓国	17,012 (15,740)	1,272	バングラデシュ	3,640 (2,748)	892
台湾	9,524 (8,947)	577	その他	32,673 (28,273)	4,400
スリランカ	8,329 (6,607)	1,722	<b>合計</b>	<b>298,980 (267,042)</b>	<b>31,938</b>

(2018年5月1日現在)

留学生数の推移



(日本学生支援機構調べ)

## 外国人留学生の受入の現状②

### 国立大学の課程別留学生在学者数

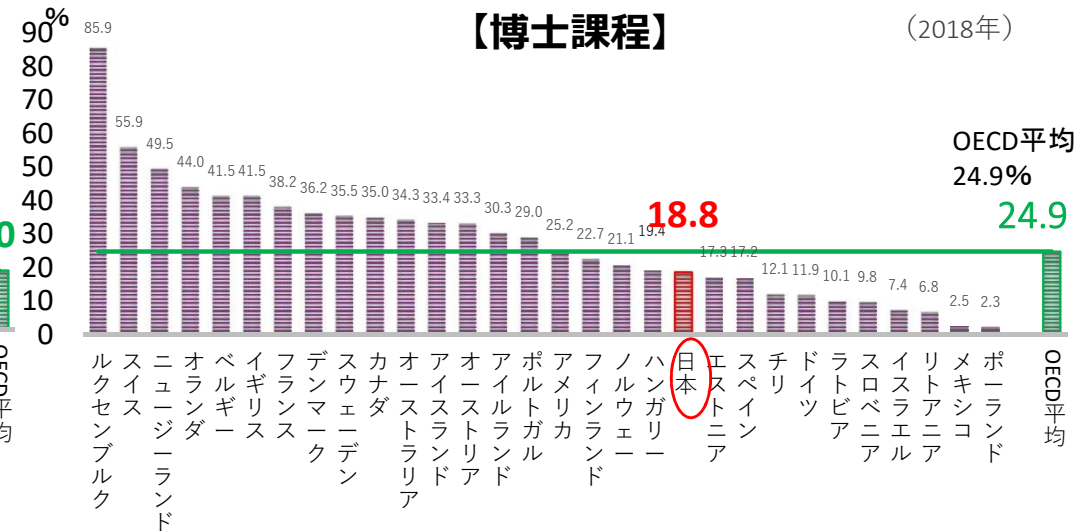
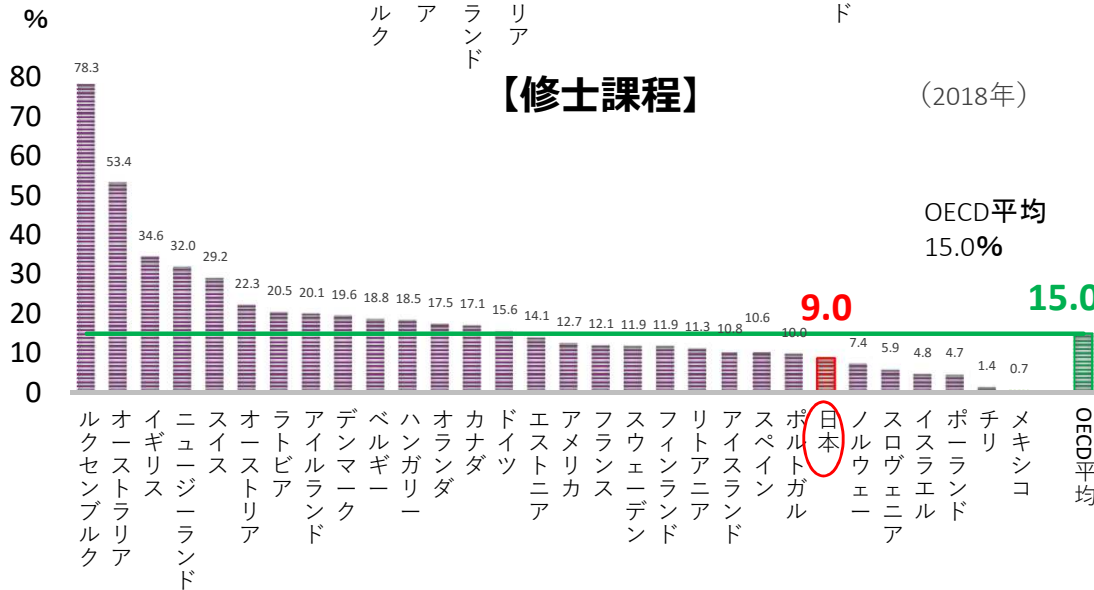
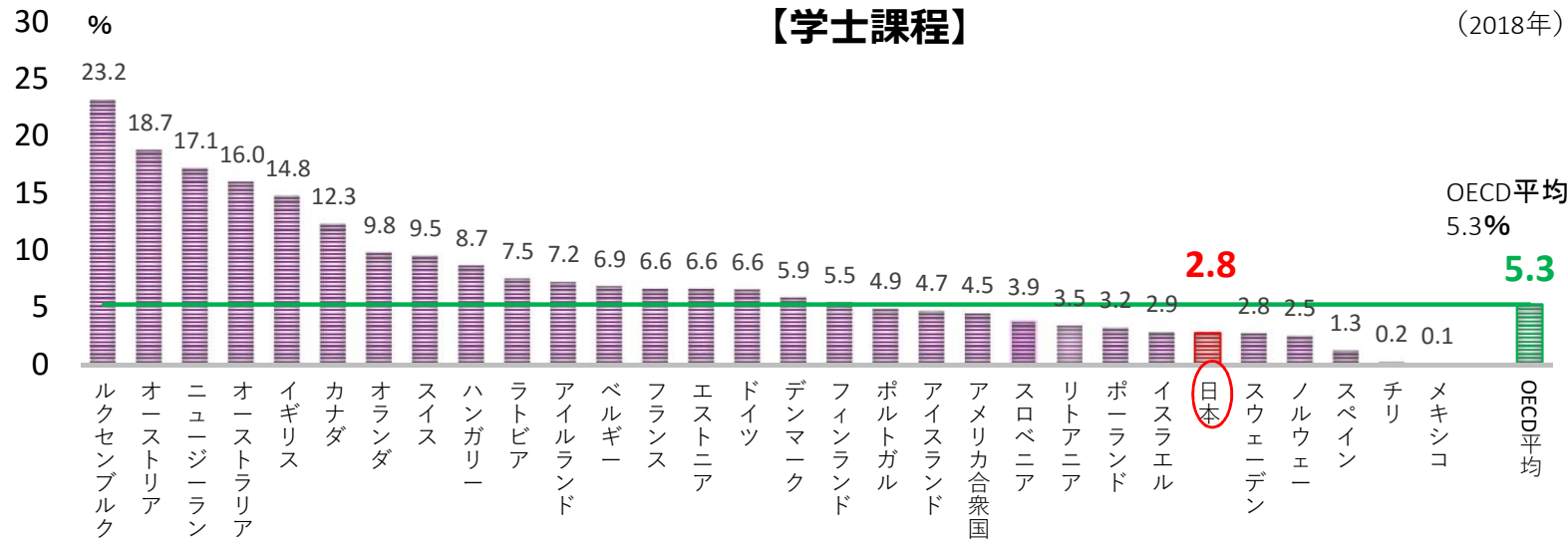
在籍区分			H27		H30	
			在学生数(人)	収容定員における割合	在学生数(人)	収容定員における割合
正規生	大学院	博士課程	10,717	23.7%	12,444	27.5%
		修士課程	11,071	13.2%	14,445	17.1%
		専門職学位課程(法科大学院)	3	0.1%	4	0.2%
		専門職学位課程(法科大学院を除く)	227	6.7%	413	9.7%
	学部	5,892	1.5%	6,514	1.6%	
非正規生	大学院	修士・博士課程	3,390		4,327	
		専門職学位課程(法科大学院)	0		0	
		専門職学位課程(法科大学院を除く)	124		82	
	学部		5,119		6,034	
		専攻科生	12		0	
		別科生	1		6	
計			36,556		44,269	

(日本学生支援機構調べ)

# 外国人留学生の受入の現状③

## 各国の学生に占める留学生の内訳

◆ 我が国の留学生割合は、OECD各国平均より低い。



注1： OECD加盟38カ国のうち、コロンビア、コスタリカ、チェコ、ギリシャ、イタリア、韓国、スロバキア、トルコを除く。

注2： OECD平均は、データのある加盟国の平均値を算出したもの。 注3： 我が国の参照年度は、2017年度（平成29年度）。

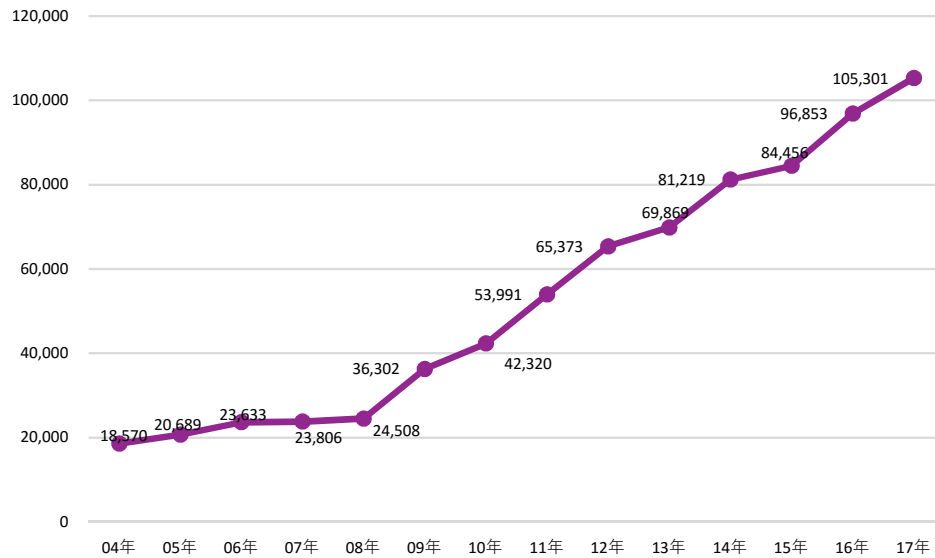
出典： OECD「Education at a Glance 2020（図表でみる教育2020）」を元に文科省で作成



# 日本人の海外留学の状況

◆ 日本人の海外留学者数は、上昇傾向にある。

## 日本人の海外留学者数の推移

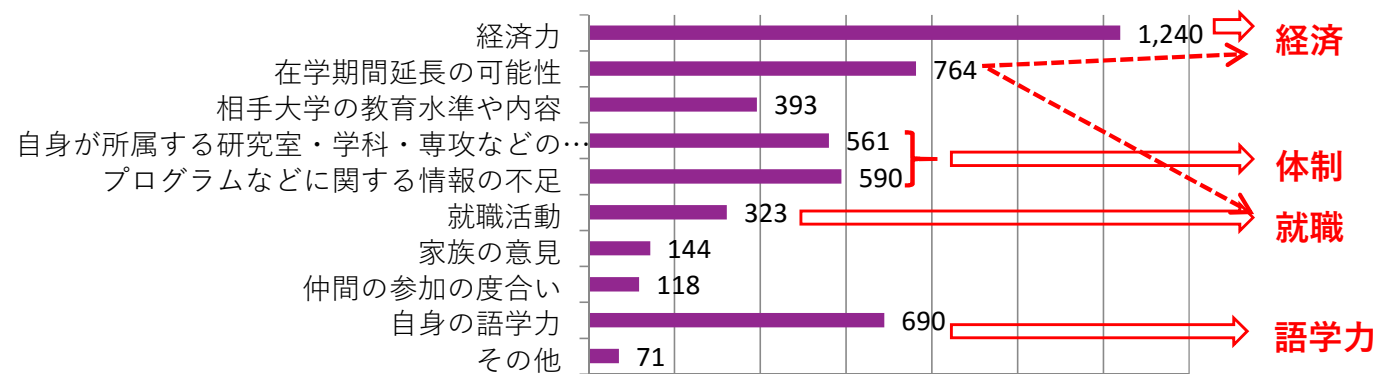


## 日本人留学者の留学先・地域

2017年度

国・地域	留學生数		前年度比増減	
	2017年度	2016年度	人数	増減率
アメリカ合衆国	19,527	20,214	△ 687	△ 3.4%
オーストラリア	9,879	9,485	394	4.2%
カナダ	9,440	8,908	532	6.0%
中国	7,144	5,787	1,357	23.4%
韓国	7,006	6,489	517	8.0%
英国	5,865	5,840	25	0.4%
台湾	5,187	4,238	949	22.4%
タイ	4,838	4,278	560	13.1%
フィリピン	3,700	3,213	487	15.2%
ドイツ	3,125	2,882	243	8.4%
その他	29,590	25,519	4,071	16.0%
合計	105,301	96,853	8,448	8.7%

## 海外留学の阻害要因







※複数回答あり、回答数：1565

(出典) 「東京大学国際化白書」 (2009年3月・東京大学より)

# 世界大学ランキングについて

## 概要

- ◆ 毎年、様々な世界の大学ランキングが発表されている。
- ◆ **評価項目**は、「教育環境」及び「研究」はほぼ共通するも、「国際性」「産業界との繋がり」「各評判評価」等も対象となっているほか、それぞれの項目中の指標や評価方法は多種多様である。
- ◆ **課題**として、時に評価指標の取り方に変更があること、評価方法が一部非公開になっていることや教育中心の大学は評価されない等の指摘もなされている。
- ◆ 大学ランキングは、順位を一概に評価することはできないが、個別の指標を分析することは、我が国の大学の国際的な評価を知り、改善する上で参考になる。

主な世界大学ランキング	評価指標	100位以内の国内大学
Times Higher Education World University Rankings 2021 	①教育 (30%) ②論文引用 (30%) ③研究 (30%) ④国際 (7.5%) ⑤産学連携 (2.5%)	・東京大学 (36位) ・京都大学 (54位)
Quacquarelli Symonds QS World University Rankings® 2021 	①世界各国の学者による評価 (40%) ②世界各国の雇用者による評価 (10%) ③教員一人あたり論文引用数 (20%) ④学生一人あたり教員比率 (20%) ⑤留学生比率 (5%) ⑥外国人教員比率 (5%)	・東京大学 (28位) ・京都大学 (33位) ・東京工業大学 (56位) ・大阪大学 (72位) ・東北大学 (79位)
世界一流大学センター (上海交通大学) Academic Ranking of World Universities 2020 	①ノーベル賞もしくはフィールズ賞を受賞した卒業生数 (10%) ②ノーベル賞もしくはフィールズ賞を受賞した教員数 (20%) ③21の領域分野において被引用頻度の高い研究者の数 (20%) ④ネイチャー誌・サイエンス誌発表論文数 (20%) ⑤自然科学系及び社会科学系論文インデックスへの掲載論文数 (20%) ⑥上記5つの指標を教員のフルタイム換算値で割った補正值 (10%)	・東京大学 (26位) ・京都大学 (34位) ・名古屋大学 (83位)
世界大学ランキングセンター (アラブ首長国連邦) The Center for World University Rankings - 2020-2021 	①世界的な賞を受賞した卒業生数 (25%) ②卒業生におけるグローバル企業の最高経営責任者クラスの数 (25%) ③世界的な賞を受けた教員数 (10%) ④論文掲載数 (10%) ⑤一流ジャーナルに掲載された論文数 (10%) ⑥影響力のあるジャーナルに掲載された論文数 (10%) ⑦被引用論文数 (10%)	・東京大学 (14位) ・京都大学 (28位) ・大阪大学 (87位) ・慶應義塾大学 (93位)

◆Times Higher Education 「World University Rankings 2021」

(2020年9月公表)

- 1 オックスフォード大学 (英)
- 2 スタンフォード大学 (米)
- 3 ハーバード大学 (米)
- 20 清華大学 (中国)
- 23 北京大学 (中国)
- 25 シンガポール国立大学 (シンガポール)
- 36 東京大学**
- 39 香港大学 (香港)
- 47 南洋理工大学 (シンガポール)
- 54 京都大学**
- 56 香港科技大学 (香港)
- 56 香港中文大学 (香港)
- 60 ソウル国立大学 (韓国)
- 87 中国科学技術大学(中国)
- 94 浙江大学 (中国)
- 96 韓国科学技術院 (KAIST) (韓国)
- 97 国立台湾大学 (台湾)
- 100 上海交通大学 (中国)

ランクイン大学数※ (国別)	
1位	米国 (181校)
2位	日本 (116校)
3位	英国 (101校)

※全1,526大学

(201-400位の日本の大学)  
 201-250 東北大学 301-350 東京工業大学  
 351-400 名古屋大学 351-400 大阪大学  
 351-400 産業医科大学

【評価指標】

①教育 (30%)	②研究 (30%)	③論文引用 (30%)	④国際 (7.5%)
⑤産学連携 (2.5%)			

(出典) 各社ホームページをもとに高等教育局高等教育企画課国際企画室作成 (2020年12月)

◆QS 「World University Rankings 2021」

(2020年6月公表)

- 1 マサチューセッツ工科大学 (米)
- 2 スタンフォード大学 (米)
- 3 ハーバード大学 (米)
- 11 シンガポール国立大学 (シンガポール)
- 13 南洋理工大学 (シンガポール)
- 15 清華大学 (中国)
- 22 香港大学 (香港)
- 23 北京大学 (中国)
- 24 東京大学**
- 27 香港科技大学 (香港)
- 34 復旦大学(中国)
- 37 ソウル国立大学 (韓国)
- 38 京都大学**
- 39 韓国科学技術院 (韓国)
- 43 香港中文大学 (香港)
- 47 上海交通大学 (中国)
- 48 香港城市大学 (香港)
- 53 浙江大学 (中国)
- 56 東京工業大学**
- 59 マラヤ大学 (マレーシア)
- 69 高麗大学校 (韓国)
- 72 大阪大学**
- 75 香港理工大学(香港)
- 77 浦項工科大学 (韓国)
- 79 東北大学**
- 85 延世大学 (韓国)
- 93 中国科学技術大学 (中国)

ランクイン大学数※ (国別)	
1位	米国 (151校)
2位	英国 (84校)
3位	中国 (51校)
4位	ドイツ (51校)
5位	日本 (41校)

※全1,003大学

【評価指標】

①世界各国の学者による評価 (40%)	②世界各国の雇用主による評価 (10%)
③学生一人あたり教員比率 (20%)	④教員一人あたり論文引用数 (20%)
⑤外国人教員比率 (5%)	⑥留学生比率 (5%)

# 国立大学法人の会計

# 現行の独立行政法人・国立大学法人会計制度の主な特徴

## (1) 独立行政法人・国立大学法人と営利企業の特徴の主な違い

独立行政法人・国立大学法人の特徴	営利企業の特徴
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない。</li> <li>・独立行政法人独自の判断では意思決定が完結し得ない場合が存在する。</li> <li>・毎事業年度における損益計算上の利益（剰余金）の獲得を目的として出資する資本制を制度上予定しない。</li> <li>・独立行政法人に対する動機づけの要請と財政上の観点の調整を図る必要があること。</li> <li>・主たる業務内容が教育・研究であり、固有かつ多額の収入を有する。（国立大学法人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由な資金調達により利益獲得等を目的とした事業を行う。</li> <li>・剰余金は、出資割合に応じて資本主に分配される。</li> <li>・成果情報のほとんどは、売上高、利益額等といった財務情報で提供される。</li> <li>・損益関係は、収益を獲得するために費消した費用という関係にある。</li> </ul>

## (2) 会計処理の特徴の主な違い

項目	企業会計の特徴及びメリット	独立行政法人・国立大学法人会計（現行制度）の特徴及びメリット
①損益外処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、事業活動に関わるすべての取引が損益に計上される。</li> <li>・損益計算書のみで活動状況が一覧でき、企業会計に馴染みのある利害関係者の理解可能性が高まる。</li> </ul>	<p>政府出資資産や施設費で購入した建物の減価償却額は、損益外減価償却累計額として純資産に計上され、損益計算書に影響を与えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府出資資産の償却額を損益計算から除外することで、収益が発生し得ないコスト部分について、<b>損失を発生させない</b>。</li> <li>・法人の運営責任の範囲外にある部分を損益計算から除外することで、<b>アカウントビリティの範囲を明らかにし、経営努力を明示</b>する。</li> </ul>
②資産見返負債（損益均衡処理）	<p>原則として、取得財源の受入年度に全額収益化され、耐用年数にわたって減価償却費が計上される。</p>	<p>運営費交付金や授業料などを財源として、固定資産を購入した場合、資産見返負債を計上し、後年度発生する減価償却費と同額を収益に取り崩していくため、損益差額が生じない。</p> <p>単に会計年度のずれにより生じる利益や損失の発生を排除し、公的セクターとして、教育・研究活動にかかる<b>経営努力を明示</b>する。</p>
③負債受けの処理（運営費交付金等）	<p>商品又は役務の提供に応じて収益が計上される。</p>	<p>運営費交付金収入や授業料収入は、受け入れ時に負債に計上し、業務の進行具合に応じて収益化が行われる。収益化は業務の特徴に応じて、期間進行基準、業務達成基準、費用進行基準の3つの基準で行われる。（独立行政法人は業務達成基準、国立大学法人は期間進行基準を原則としている。）</p> <p>会計上負債として計上するため、複数年事業など次年度以降に執行が必要となる予算について、中期目標期間中は<b>協議を経ることなく繰り越しが可能</b>。</p>
④寄附金の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金を受け取った年度に収益が計上される。</li> <li>・受入額と収益額が対応するため、損益計算書から受入額の情報が把握できる。</li> </ul>	<p>用途が特定された寄附金収入は受け入れ時に負債に計上し、使用した年度に収益化するため、損益差額が生じない。</p> <p>用途特定寄附金の受入額は負債に計上され、<b>協議を経ることなく繰り越しが可能</b>であり、会計年度に縛られない研究者予算としても利用されている。</p>
⑤引当外処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来発生する可能性の高いコストである賞与や退職給付費について、すべて引当金として計上される。</li> <li>・財源措置に関わらず、フルコストの情報が開示される。</li> </ul>	<p>賞与および退職給付について、財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが明らかにされている場合には、賞与引当金、退職給付引当金を計上しない。（独立行政法人は平成30年度会計基準の改訂により計上することになっているが、見返勘定を計上し、損益に影響を与えない処理とされている。）</p> <p>国が予算措置する前提のため、<b>法人の運営責任の範囲となる損益計算に影響を与えない</b>。</p>

# 国立大学法人等の平成30事業年度決算について

## ■ 貸借対照表 (B/S)

単位:億円		
科 目	平成30年度	対前年度 増減
<b>■ 資産の部 ■</b>	<b>102,221</b>	<b>(▲ 428)</b>
(主なもの)		
土地	48,658	(▲ 153)
建物・構築物	28,271	(▲ 669)
設備・図書等	10,049	(▲ 116)
建設仮勘定	907	(▲ 206)
現金及び預金	8,024	(379)
有価証券	2,172	(339)
<b>■ 負債の部 ■</b>	<b>31,253</b>	<b>(▲ 60)</b>
(主なもの)		
長期借入金	8,284	(▲ 265)
資産見返負債	11,490	(▲ 402)
運営費交付金債務	474	(124)
寄附金債務	3,197	(214)
<b>■ 純資産の部 ■</b>	<b>70,968</b>	<b>(▲ 368)</b>
(主なもの)		
政府出資金	61,414	(▲ 1)
資本剰余金	3,960	(▲ 618)
前中期目標期間繰越積立金(※2)	4,341	(▲ 116)
目的積立金	388	(153)
積立金(※3)	442	(220)
当期末処分利益	431	(▲ 1)

## ■ 損益計算書 (P/L)

単位:億円		
科 目	平成30年度	対前年度 増減
<b>■ 経常費用 ■</b>	<b>31,436</b>	<b>(520)</b>
(主なもの)		
教育経費	1,662	(11)
研究経費	2,929	(15)
診療経費	7,505	(274)
受託研究費等 人件費	2,515	(68)
	15,194	(143)
<b>■ 経常収益 ■</b>	<b>31,825</b>	<b>(424)</b>
(主なもの)		
運営費交付金収益	10,506	(40)
附属病院収益	11,457	(404)
学生納付金収益	3,475	(▲ 11)
受託研究等収益等	2,764	(91)
寄附金収益	708	(▲ 19)
施設費収益	72	(11)
補助金等収益	763	(▲ 7)
<b>■ 経常利益 ■ (※4)</b>	<b>389</b>	<b>(▲ 96)</b>
臨時損失	106	(▲ 33)
臨時利益	85	(15)
目的積立金等取崩額	64	(39)
当期総利益	431	(▲ 7)

※1 金額の単位未満を切捨てしているため、計は必ずしも一致しません。

※2 「前中期目標期間繰越積立金」は、第2期中期目標期間（平成22～27年度）から繰越の積立金です（法人に現金等がない額（4,119億円）が含まれます）。

※3 「積立金」は会計処理により生じたもので、法人等に現金等が残っているものではありません。

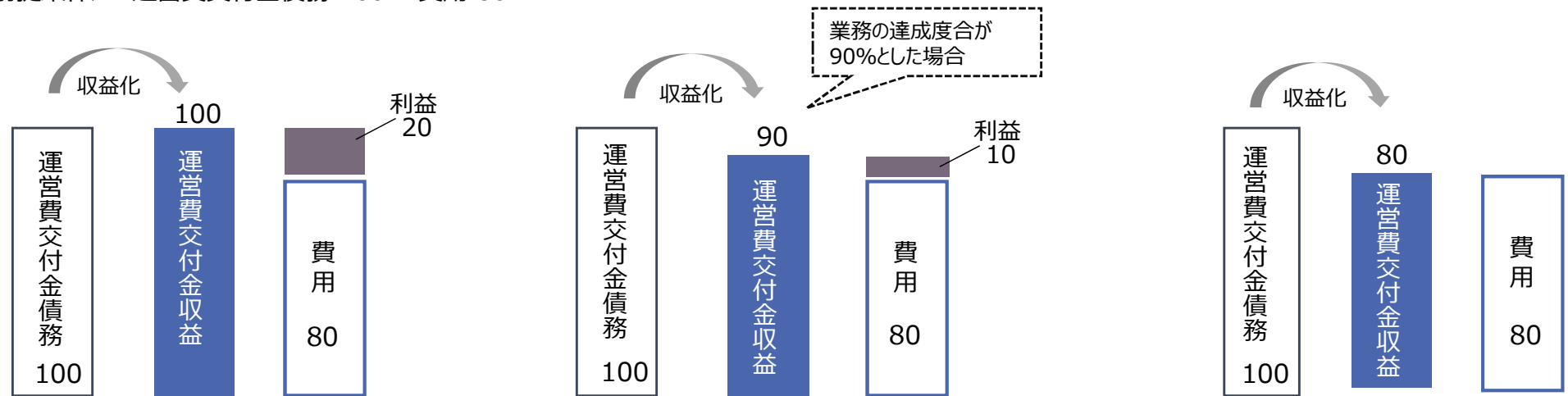
※4 「経常利益」は、経常収益から経常費用を差し引いた額ですが、国立大学法人等の場合は、附属病院の診療業務を除くと、業務を行うために必要な経費を予算化し（＝収益）、使用しています（＝費用）。したがって、基本的に予算の範囲内で業務を行うことが前提となるため、予定されている事業が予定どおり行われれば損益が均衡する仕組みとなっています。そのような仕組みの中で発生する利益は、国立大学法人等の業務運営の効率化等の結果（経費の節減、自己収入の増加）です。

# 国立大学法人固有の会計処理①

## 運営費交付金の収益化基準

- 運営費交付金は国立大学法人等に対して国から付託された業務の財源であるため、一旦、相当額を**運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて、以下の基準により収益化**を行う。

<前提条件> 運営費交付金債務 100 費用 80



### 期間進行基準（原則）

一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化する。

費用を削減した場合、利益が生じる。

<例> 基幹運営費交付金（基幹経費）など

### 業務達成基準（例外）

一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合、業務の達成度に応じて収益化する。

達成度合いに対して費用を削減すれば利益が生じる。

<例> 機能強化経費機能強化促進分など

### 費用進行基準（例外）

特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合に、当該支出額を限度として収益化する。

収益 = 費用のため、利益は出ない。中期計画終了時に、精算する。

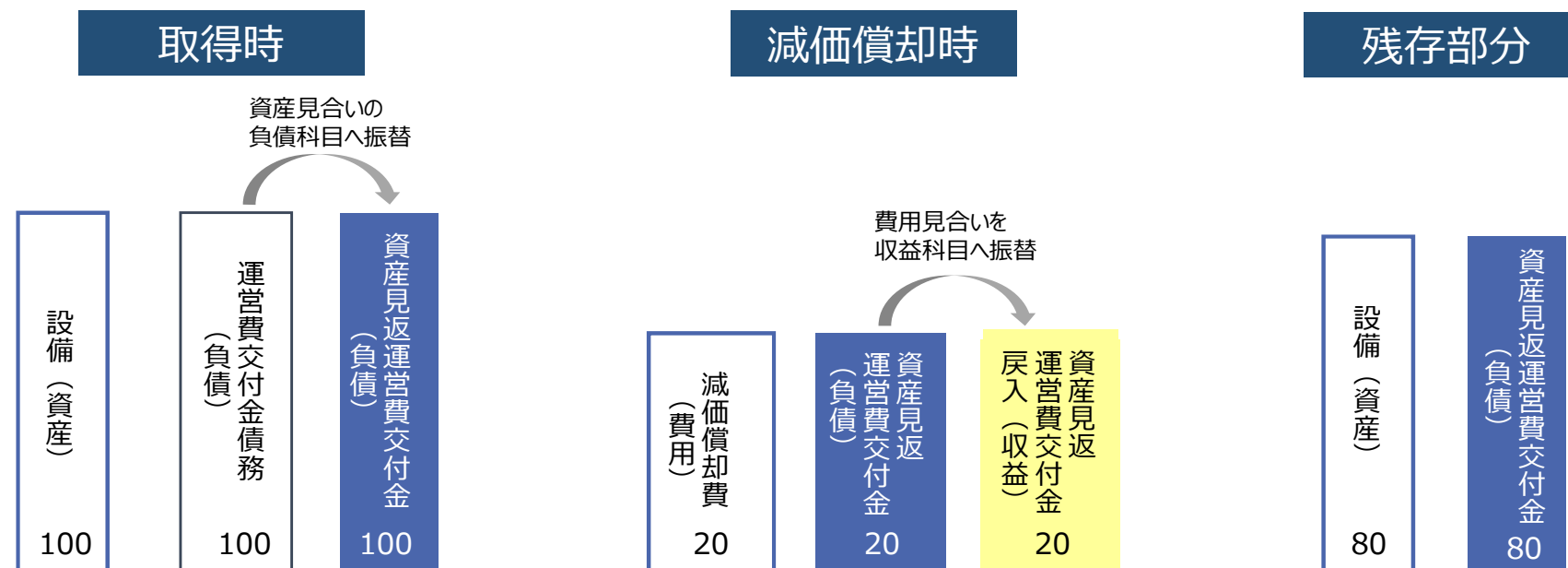
<例> 退職手当など

# 国立大学法人固有の会計処理②

## 損益均衡を前提とした減価償却の会計処理

- 企業会計と同様に、償却資産を購入した場合、資産の取得に要した金額は取得した時に全額費用になるのではなく、その**資産の償却期間（耐用年数）にわたり、分割して費用**とするが、国立大学法人会計の特徴として、これらの**費用に対応する収益を計上し、損益を均衡させる処理**を行う。

<前提条件> 設備 100（運営費交付金で購入、耐用年数 5 年）



償却資産を取得した時に、資産の取得価格と同額を資産見返負債に振替する。

寄附金の場合 = 資産見返寄附金  
補助金の場合 = 資産見返補助金等

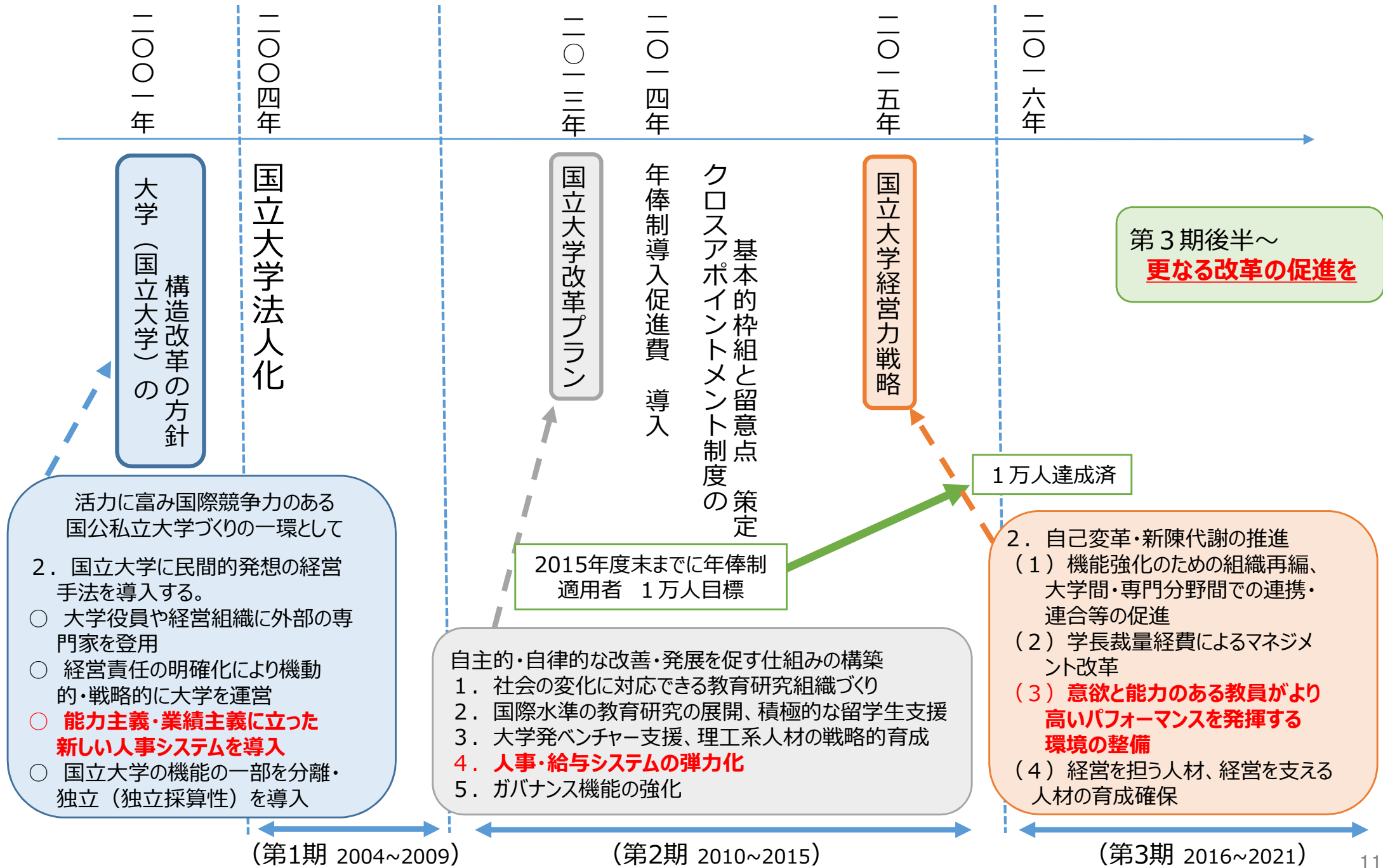
耐用年数に基づき、減価償却を行う。減価償却費（費用）と同額を資産見返負債から**資産見返負債戻入（収益）に振り替え**、損益を均衡させる。

設備の残存価値と同額が資産見返負債に残る。したがって、**資産見返負債は資産の残存価値を示すもの**となる。



# 国立大学法人の人事給与マネジメント

# 国立大学法人等の人事給与マネジメント改革の流れ



# 国立大学法人等の人事給与マネジメント改革（ガイドラインの策定）

国立大学が教育研究力の強化・発展を目指し、社会からの要請を自覚しながら、自律的に人事制度を見直し、合理性・実効性のある人事給与制度を実現

## 改革の方向性

### 人事給与マネジメント改革

#### 全学的な人事マネジメントシステムの構築

- ◆ 年齢構成の適正化、人材の多様性の確保、流動性の向上を目指した人事計画の策定

#### 業績評価、処遇への反映

- ◆ 教員の意欲や能力を引き出すことを目的とした業績評価と、その評価結果を適切に処遇へ反映した制度設計

#### 総合的・複合的に取組を推進

#### 年俸制の見直し

- ◆ 硬直的な給与制度からの抜本的転換を図り、厳格な業績評価に基づきかつ柔軟な給与制度の実現

#### テニュアトラック制・クロスアポイントメント制度の活用

- ◆ 若手教員の雇用確保や、外部資金の活用など、目的に合わせ各種制度を効果的に活用

#### 検討のポイント

### 教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築を！

- **若手教員が安定的に研究に専念できる雇用と教育研究環境の確保**
  - ・年齢・職位のバランスを考慮した雇用計画とキャリアパスの構築等
- **外国人の雇用促進と国際化の推進**
  - ・優秀な外国人人材の獲得、海外で学位を取得した日本人の雇用、サバティカルの制度化等
- **女性教員の雇用促進**
  - ・女性教員数の目標設定、ライフイベントに応じた制度設計や学内託児所等の支援体制の充実等
- **流動性の向上**
  - ・優秀で多様かつ最適な人材の育成・確保につながる頭脳の好循環を実現する流動性の在り方の検証等
- **多様な財源の活用**
  - ・共同研究やクロスアポイントメント制度等による人件費を含む民間資金の獲得、教員のインセンティブ向上等

## 今後のスケジュール

第3期下半期（2019～2021年度）

第4期

ガイドライン策定  
(2019.2)

各大学において、各取組をパッケージとして効果的・実効性ある改革を進める

人事給与マネジメント改革の推進

改革を支援

改革を加速

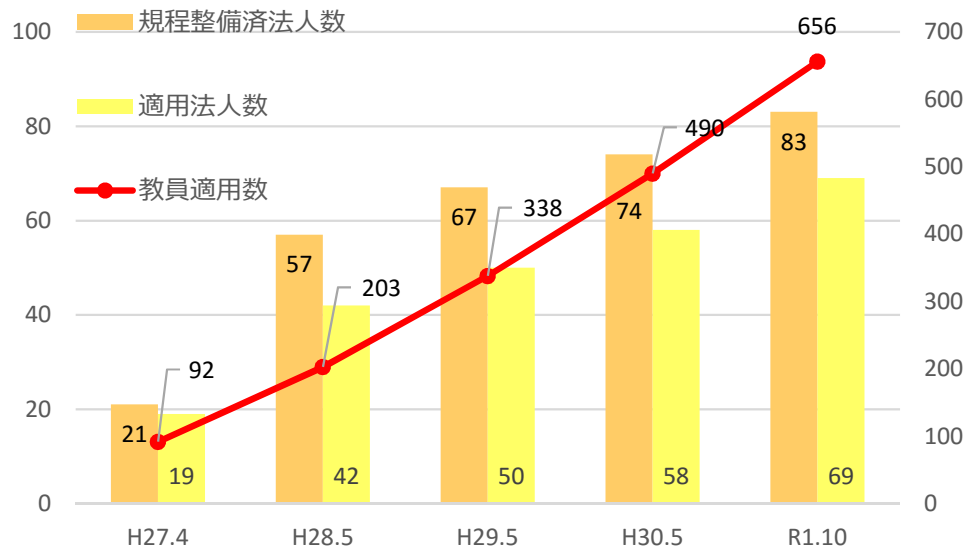
運営費交付金への反映

改革の効果を検証、大学と検証結果を共有

# 年俸制・クロスアポイントメント制度等の展開

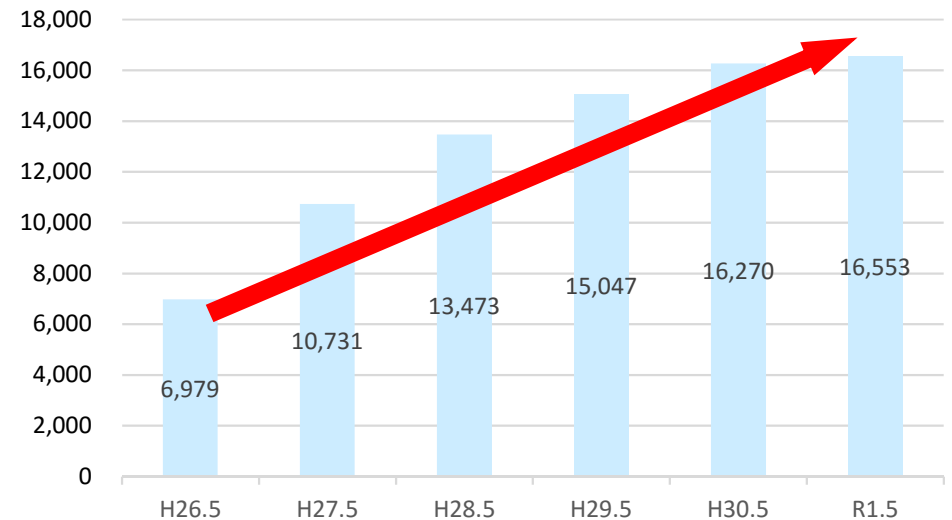
- 人材流動性の向上や若手の活躍機会創出に向けたクロスアポイント制度の適用教員数は、**4年間で7倍以上**に。
- 新規採用教員は、原則年俸制を適用することとし、年俸制適用者の拡大を図ることで、**5年間で2倍以上**に。

## ■ クロスアポイントメント制度適用教員等の推移



※大学共同利用機関法人を含む90機関の人数  
(文部科学省調べ)

## ■ 年俸制適用教員の推移



※大学共同利用機関法人を含む90機関の人数  
※外部資金等で雇用された教員、外国人教員を含む

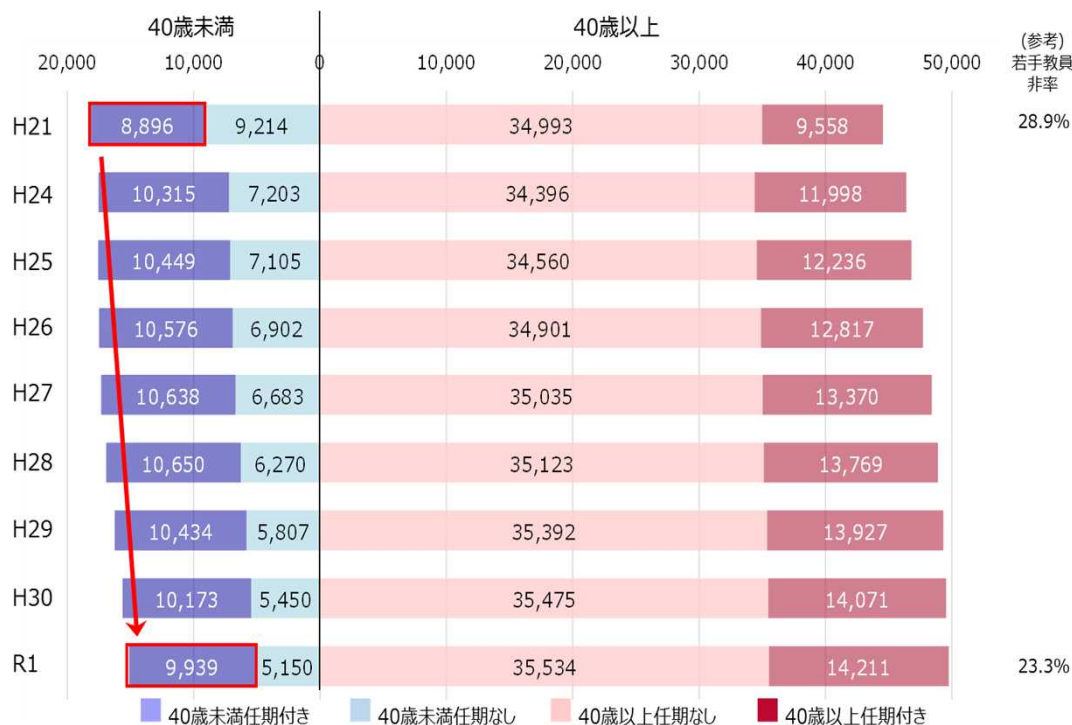
(文部科学省調べ)

# 人事給与マネジメント改革に関する課題①若手ポスト

■ 国立大学本務教員（常勤）に占める若手（40歳未満）割合の減少、若手教員の任期付き比率の増加など、不安定な雇用のため、アカデミアにおける**研究者としての展望を若い時代に描くことが困難**となっている状況

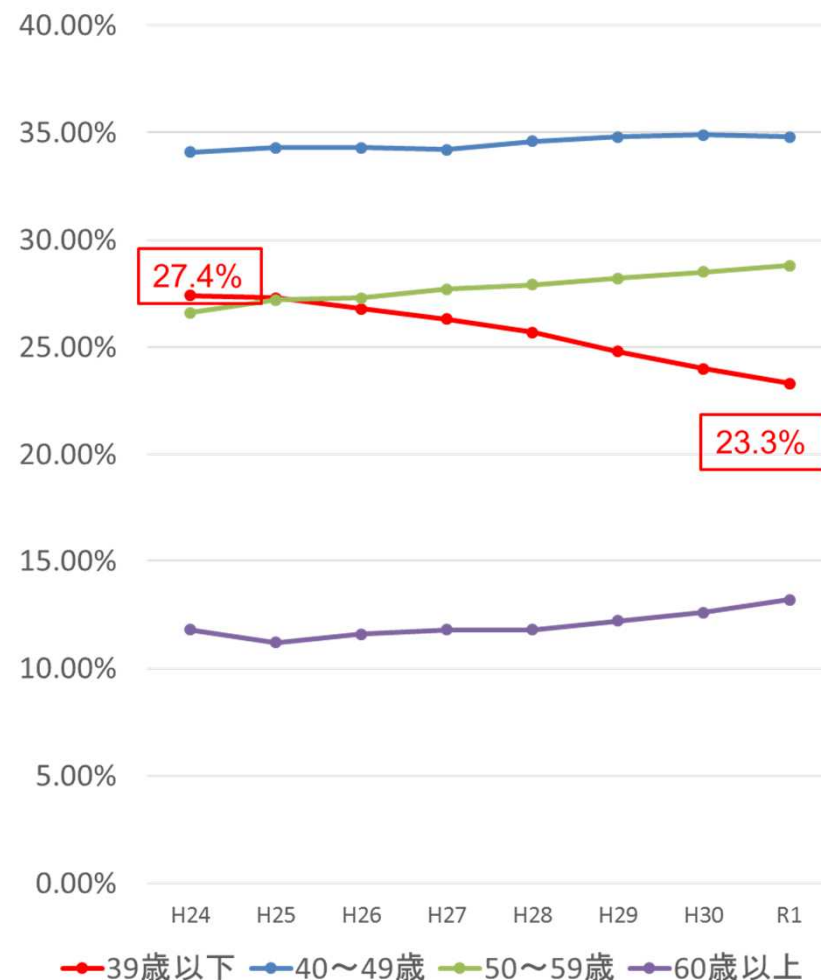
## 40歳未満国立大学教員に占める「任期付き」割合

H21 : 49.1% ⇒ R1 : 65.9%



出典：文部科学省国立大学法人支援課調べ

## 国立大学教員の年齢階層別比率の推移

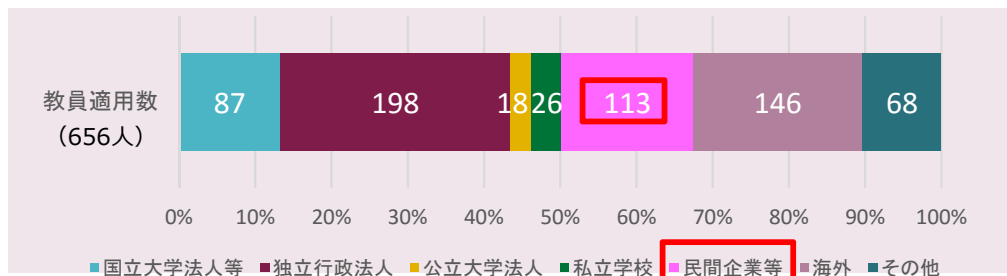


出典：文部科学省国立大学法人支援課調べ

# 人事給与マネジメント改革に関する課題②外部資金活用・能力主義

- クロスアポイントメント制度については、文系学部でも民間企業からの受入を行う等、分野に関わらず各大学が実績を伸ばしている一方で、
  - インセンティブとして、適用教員への**高額給与**の支給を可能にする給与制度を導入している大学は、**全体の約4割**
  - 民間企業とのクロスアポイントメントの数は少なく、特に**民間企業へ派遣している大学は、全体の約1割**

R1.10 協定機関別クロスアポイントメント制度適用者数



- 任期無し<sup>1</sup>の大学教員の**雇用財源に外部資金** (寄附金、共同研究費、競争的研究費等) を活用している国立大学等は、**全体の約6割に達する**一方で、
  - 外部資金の活用により、能力や貢献度に応じた、標準を上回る**高額給与**の支給を可能にする給与制度を実施しているのは、**全体の約4割**
  - 捻出された学内財源を、**若手ポスト増設や事務部門の環境改善**に有効活用しているのは、**全体の約3割**
- 法人の長の報酬を超える**高額給与を支給される教員や研究者がいる**のは、**約1割 (8大学)**のみ

# THE社「World University Rankings」上位校（英語圏）との平均給与比較

国	順位 2021	大学	教授 Professor		准教授 Associate Professor		講師 Lecturer		助教 Assistant Professor	
日	-	国立大学等 平均	-	1,052万円	-	859万円	-	795万円	-	685万円
英	1	オックスフォード大学	£67,224	910万円	-	-	-	-	-	-
	6	ケンブリッジ大学	£81,096	1,098万円	-	-	-	-	-	-
	11	インペリアル・カレッジ・ロンドン	£91,176	1,234万円	-	-	-	-	-	-
	16	ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン	£82,198	1,113万円	-	-	-	-	-	-
米	2	スタンフォード大学	\$244,530	2,562万円	\$157,690	1,652万円	-	-	\$129,641	1,358万円
	3	ハーバード大学	\$226,394	2,372万円	\$132,561	1,389万円	\$104,317	1,093万円	\$121,950	1,278万円
	4	カリフォルニア工科大学	\$202,821	2,125万円	\$149,012	1,561万円	\$86,829	910万円	\$128,314	1,344万円
	5	マサチューセッツ工科大学	\$222,819	2,334万円	\$147,358	1,544万円	\$98,070	1,027万円	\$123,897	1,298万円
	7	カリフォルニア大学バークレー校	\$188,233	1,972万円	\$130,525	1,367万円	\$86,867	910万円	\$107,639	1,128万円
	8	イェール大学	\$214,575	2,248万円	\$134,454	1,409万円	\$81,778	857万円	\$109,530	1,147万円
	9	プリンストン大学	\$213,769	2,239万円	\$129,463	1,356万円	\$83,262	872万円	\$103,703	1,086万円
	10	シカゴ大学	\$239,787	2,512万円	\$125,780	1,318万円	\$66,113	693万円	\$115,056	1,205万円
	12	ジョンズ・ホプキンス大学	\$163,409	1,712万円	\$112,673	1,180万円	\$76,867	805万円	\$100,199	1,050万円
13	ペンシルベニア大学	\$217,411	2,278万円	\$140,052	1,467万円	\$70,881	743万円	\$130,466	1,367万円	

(注1) 単位未満四捨五入 (注2) 英米は、邦貨換算を併記 (1ポンド=135.37円、1ドル=104.76円 2020.11.2レートによる)

## <出典>

- ・日本：[国立大学等 平均] 国立大学（86）、大学共同利用機関法人（4）の令和元年度給与水準公表のデータに基づき文部科学省で集計  
※いずれも月給制の大学教員の給与額（通勤手当及び超過勤務手当等を除く）
- ・英国：THE (times higher education) AVERAGE SALARY OF FULL-TIME STAFF 2013-14
- ・米国：CHRONICLE DATA 2017-2018

# アメリカの大学における高額報酬を受ける研究者の例①

## ◆カリフォルニア大学バークレー校における役職者以外の高額所得者の報酬額（上位5名）（2014年）

職位	Gross Pay	(参考)邦貨換算
President Emeritus, Professor of Law	\$546,057	5,720万円
Professor, Director, Asia Business Center	\$544,483	5,704万円
Professor of Law	\$523,506	5,484万円
Associate Dean and Faculty Chair	\$517,284	5,419万円
Professor of Law	\$488,033	5,113万円

(※) 役員、スポーツコーチ等を除く上位5名

(出所) University of California, University of California Employee Pay. <<https://ucannualwage.ucop.edu/wage/>> に基づき三菱総合研究所作成

## ◆スタンフォード大学における役員以外の高額所得者の報酬額（上位5名）（2013年）

職位	当該機関からの報酬額(※)	(参考)邦貨換算
Chief, PED Cardiothoracic	\$1,891,602	1億9,816万円
Coach	\$1,720,219	1億8,021万円
Chair, Neurosurgery	\$1,289,496	1億3,509万円
Coach	\$1,278,444	1億3,393万円
Chair, Surgery	\$1,031,725	1億808万円

(※) 当該機関からの報酬 (Reportable compensation from the organization) : 従業員等個人の当期の課税所得として雇用主がIRS に申告する報酬額

(出所) The Board of Trustees of the Leland Stanford Junior University, IRS Form 990, 2013 (National Center for Charitable Statistics より取得)

<<http://nccsweb.urban.org/PubApps/search.php?a=1&basic=1&bmf=1>>

出典: 「人材獲得のための資金等に係る国際水準調査」報告書 (平成28年3月 株式会社三菱総合研究所) (文部科学省平成27年度国立研究開発法人機能強化調査委託事業による委託業務) より

(注) 邦貨換算は文部科学省による追記 (1ドル=104.76円 2020.11.2レートによる)



## アメリカの大学における高額報酬を受ける研究者の例②

### ◆ハーバード大学における役員以外の高額所得者の報酬額（上位5名）（2013年）

職位	当該機関からの報酬額(※)	(参考)邦貨換算
Professor	\$1,221,663	1億2,798万円
Professor	\$698,472	7,317万円
Professor	\$603,269	6,320万円
Dean, Faculty of Public Health	\$574,301	6,016万円
Professor	\$559,626	5,863万円

(※) 当該機関からの報酬 (Reportable compensation from the organization) : 従業員等個人の当期の課税所得として雇用主がIRS に申告する報酬額  
 (出所) The Board of Trustees of the Leland Stanford Junior University, IRS Form 990, 2013 (National Center for Charitable Statistics より取得)  
 <<http://nccsweb.urban.org/PubApps/search.php?a=1&basic=1&bmf=1>>

出典：「人材獲得のための資金等に係る国際水準調査」報告書（平成28年3月 株式会社三菱総合研究所）（文部科学省平成27年度国立研究開発法人機能強化調査委託事業による委託業務）より

(注) 邦貨換算は文部科学省による追記（1ドル=104.76円 2020.11.2レートによる）

# 国立大学等の教員の高額給与の例

高額給与の例		(参考1) 常勤役員 の 平均年間報酬	(参考2) 教員(月給制)の 平均年間給与
研究所教員(年俸制)	約3,100万円	法人の長 1,827万円  理事 1,446万円  監事 1,235万円  (注) 単位未満四捨五入	908万円      (注) 単位未満四捨五入
研究所教員(月給制)	約3,100万円		
教授(年俸制)	約2,600万円		
教授(年俸制)	約2,400万円		
教授(年俸制)	約2,300万円		
教授(年俸制)	約2,000万円		

出典：〈高額給与の例〉文部科学省調べ(平成30年度実績)

〈参考1、参考2〉国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員の給与等の水準(令和元年度)の  
取りまとめ(令和2年7月31日 文部科学省公表)

# 国立大学の学生定員

# 国立大学における定員の取扱い

- **大学設置基準**において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 定員（学生数）に応じて運営費交付金を配分。（学生経費）
- 大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**運営費交付金の配分**等においてペナルティがある。

□ 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（文部科学省告示第四十五条）」第1条第1項第3号により、**学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合は、認可しない**ことを規定。

➔ **国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずる**こととしている。

## ○ 認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

区分	大学				短期大学	高等専門学校
	4000人以上		4000人未満			
大学規模 (収容定員)	4000人以上		4000人未満			
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
	1.05未満	1.10未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満

【注意】外国人留学生等の扱いについて

- 正規入学する者は、**全て「定員内」の学生**として扱う
- 国費留学生・私費留学生であっても、社会人であっても、正規学生は「定員内」の学生として扱う

□ 各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

## ○ 入学定員（1年次）に対する入学者数の定員超過（学部毎に算定）

※国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

大規模学部（学部入学定員300人超）	中規模学部（学部入学定員100人超300人以下）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
105%以上	110%以上	115%以上

## ○ 収容定員（2年次以降）に対する在席者数の定員超過（学部毎に算定）

※上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

大・中規模学部（学部入学定員100人超）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
110%以上	120%以上

# 定員管理の仕組み（学部）

- 私立大学については、大学の収容定員の総数が増加する場合には文部科学大臣の認可を要件とし、収容定員の総数が増加しない場合（学部・学科の再編等）は文部科学大臣への届出のみで対応できる。
- 国立大学については、学部収容定員の**総数の増加**については、18歳人口の減少等を踏まえ、医学部の臨時定員増を除き、**原則、運用上認めていない**。  
収容定員の総数が増加しない場合であっても、**学部・学科の再編等**に伴う場合には、中期目標・中期計画の変更を伴うため**文部科学大臣の認可**が必要。また、運用上で別途、**設置審の審査手続き**を行っている。  
➔ **機動的な組織の再編ができないとの指摘。**

	国立大学	私立大学
収容定員の増加	原則、認めていない（運用）	認可（設置審）
収容定員の範囲内の学部・学科等の整備(※) (学部・学科等の定員変更と併せて)	認可（中期目標・計画） 事前伺い(設置審)	届出（設置審）

(※) 「学位の分野」の変更がない場合のみ。「学位の分野」の変更が生じる場合は私立大学も認可が必要。  
(国立大学においても準拠した手続きを実施)

# 東京23区における収容定員増の抑制

- 東京一極集中の是正のため、平成30年度から東京23区における収容定員増加を原則として抑制。
- ただし、社会人学生や留学生に限定した定員増加は許容。

まち・ひと・しごと創生基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）

◎東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進

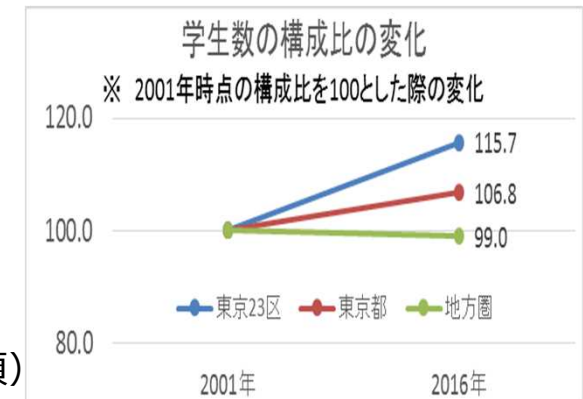
- ・ 今後、18歳人口が大幅に減少する中、学生の過度の東京への集中により、地方大学の経営悪化や東京圏周縁で大学が撤退した地域の衰退が懸念されることから、東京23区の大学の学部・学科の新增設を抑制することとし、具体的には、大学生の集中が進み続ける東京23区においては、大学の定員増は認めないことを原則とする。その際、総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部等の改廃等により、社会のニーズに応じて新たな学部・学科を新設することを認められるものとするなど、スクラップ・アンド・ビルドを徹底する。これらについての具体的な制度や仕組みについて検討し、年内に成案を得る。また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。

平成30年度常会で以下の法律を制定

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）  
【平成30年10月1日施行】

- 対象：4年制大学及び短期大学（大学院、夜間・通信制教育は除く。）
- 抑制の内容：東京23区内における学部の設置やキャンパス移転等による東京23区内の収容定員の増加を認めない。

- 抑制期間：平成30年10月1日から令和10年3月31日までの時限措置
- 抑制の例外措置（例）：既存学部の定員とのスクラップアンドビルドによる定員増  
**社会人、留学生に限定した定員の増加**  
収容定員増について、既に投資・機関決定等を行っていた場合  
専門職大学等の設置（5年間の経過措置）
- 抑制措置の見直し期限：令和6年3月末まで（主として専門職大学の経過措置に係る事項）  
令和10年3月末まで（収容定員増の抑制措置全般に係る事項）



# 大学の収容定員増に関する仕組み（現行の制度及び運用）

## 基本的な考え方

- ✓ 現在、**大学の総定員数の制限**は、計画的育成を行っている5分野（医師、歯科医師、獣医師、船舶職員、法科大学院）を除き、**原則として行っていない**。
- ✓ このため、公立大学については、文部科学大臣への届出によって収容定員の増（変更）が可能。また、私立大学については、大学全体の収容定員の総数が増加しない場合は届出により、増加する場合は文部科学大臣の認可を受けることで収容定員の増が可能。（なお、既設の学部等と学位の分野が異なる学部等の設置を伴う場合は、その設置について認可が必要。）
- ✓ ただし、**国立大学は、原則、学部の収容定員総数の増加を、運用上認めていない**。

### 国立大学の定員増

**大学の学部収容定員の総数の増加**については、18歳人口の減少等を踏まえ、**原則、運用上認めていない**。

（留意事項）

- **国立大学の収容定員の増加**は中期計画の変更を伴うため、**文部科学大臣の認可が必要**。
- 地方国立大学の定員増は近隣に所在する**公私立大学への影響等を踏まえ、慎重な検討が必要**。

### 公立大学の定員増

**大学の収容定員の総数が増加する場合は、文部科学大臣への届出**（※）。

### 私立大学の定員増

**大学の収容定員の総数が増加する場合は、文部科学大臣の認可を要件**。

大学の収容定員の**総数が変わらない場合は、文部科学大臣への届出**（※※）。

（※） 既設の学部等と学位の分野が異なる学部の設置を伴う場合は、その設置について認可が必要。

（※※） 既設の学部等と学位の分野が異なる学部や学科の設置を伴う場合は、その設置について認可が必要。

# 18歳人口の減少と大学進学率の上昇

## (現状)

- **18歳人口**は約15年前の平成17年に136.6万人であったが、令和元年には117.5万人（約19万人減）と**大きく減少**している。
- 一方、**大学・短大進学率**は、平成17年に51.5%であったが、令和元年には58.1%まで**上昇**。この結果、**大学・短大進学者数**は、70.3万人（平成17年度）から68.3万人（令和元年度）と**微減にとどまっている**。

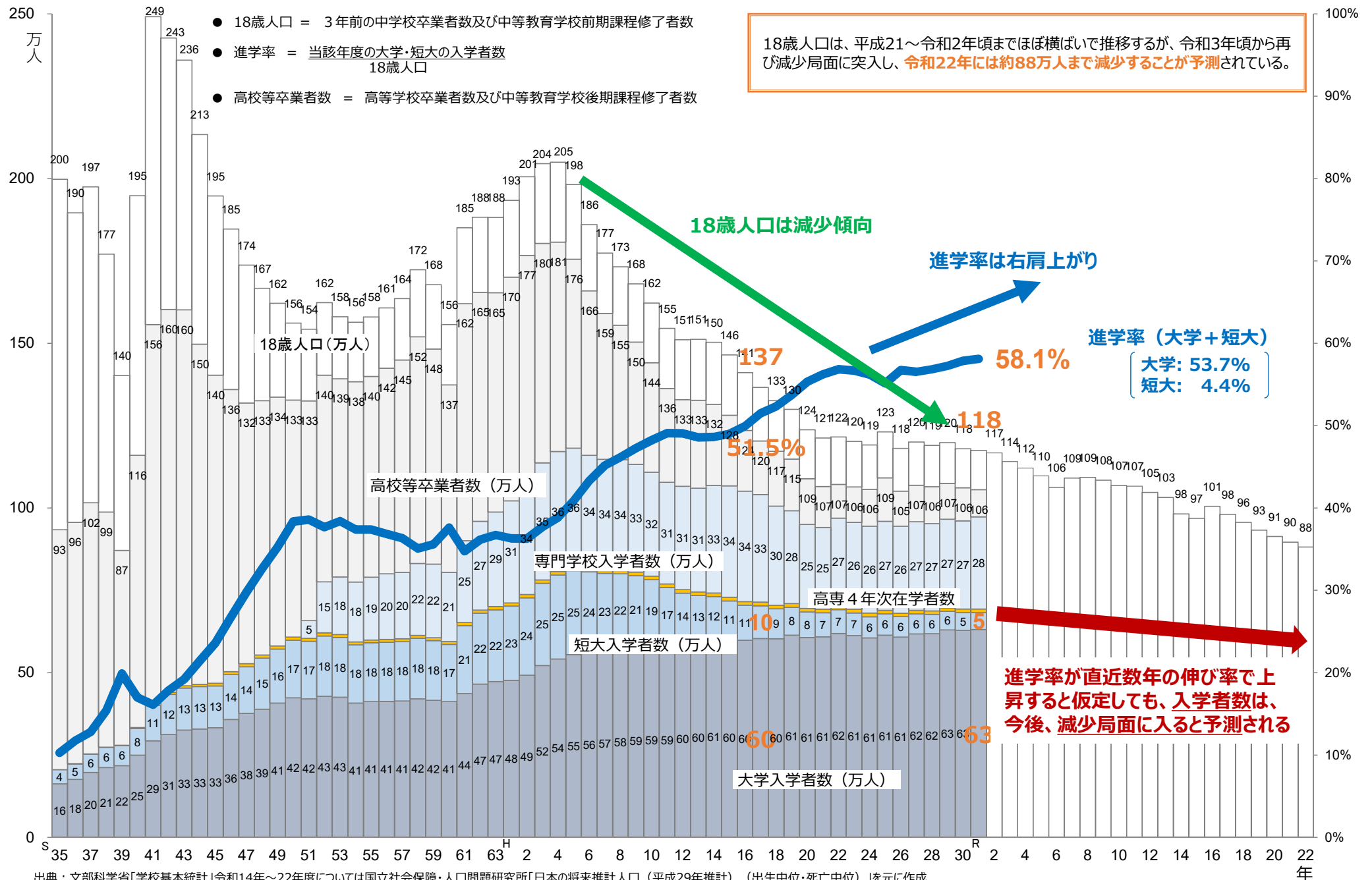
## (参考)

令和2年4月より、**高等教育の修学支援新制度が導入**。**非課税世帯等の高等教育機関への進学率上昇**が目指されており（現状：非課税世帯:約4割 全世帯:約8割の進学率【専門学校含む】）、仮に非課税世帯の進学率が全世帯平均並みに上昇すると、今後約30万人の高等教育機関への進学者増が見込まれている。

	平成17年	令和元年	増減
18歳人口	1,365,804人	1,174,801人	▲191,003
進学率 (学部+短大)	51.5%	58.1%	+ 6.6%
進学者数 (学部+短大)	703,191人	682,579人	▲20,612
うち国立大学	104,430人 (14.9%) 〔学部：104,130人〕 〔短大：300人〕	99,136人 (14.5%) ※全て学部	▲5,294
うち公立大学	31,501人 (4.5%) 〔学部：26,050人〕 〔短大：5,451人〕	36,309人 (5.3%) 〔学部：33,712人〕 〔短大：2,597人〕	+ 4,808
うち私立大学	567,260人 (80.7%) 〔学部：473,580人〕 〔短大：93,680人〕	547,134人 (80.2%) 〔学部：498,425人〕 〔短大：48,709人〕	▲20,126



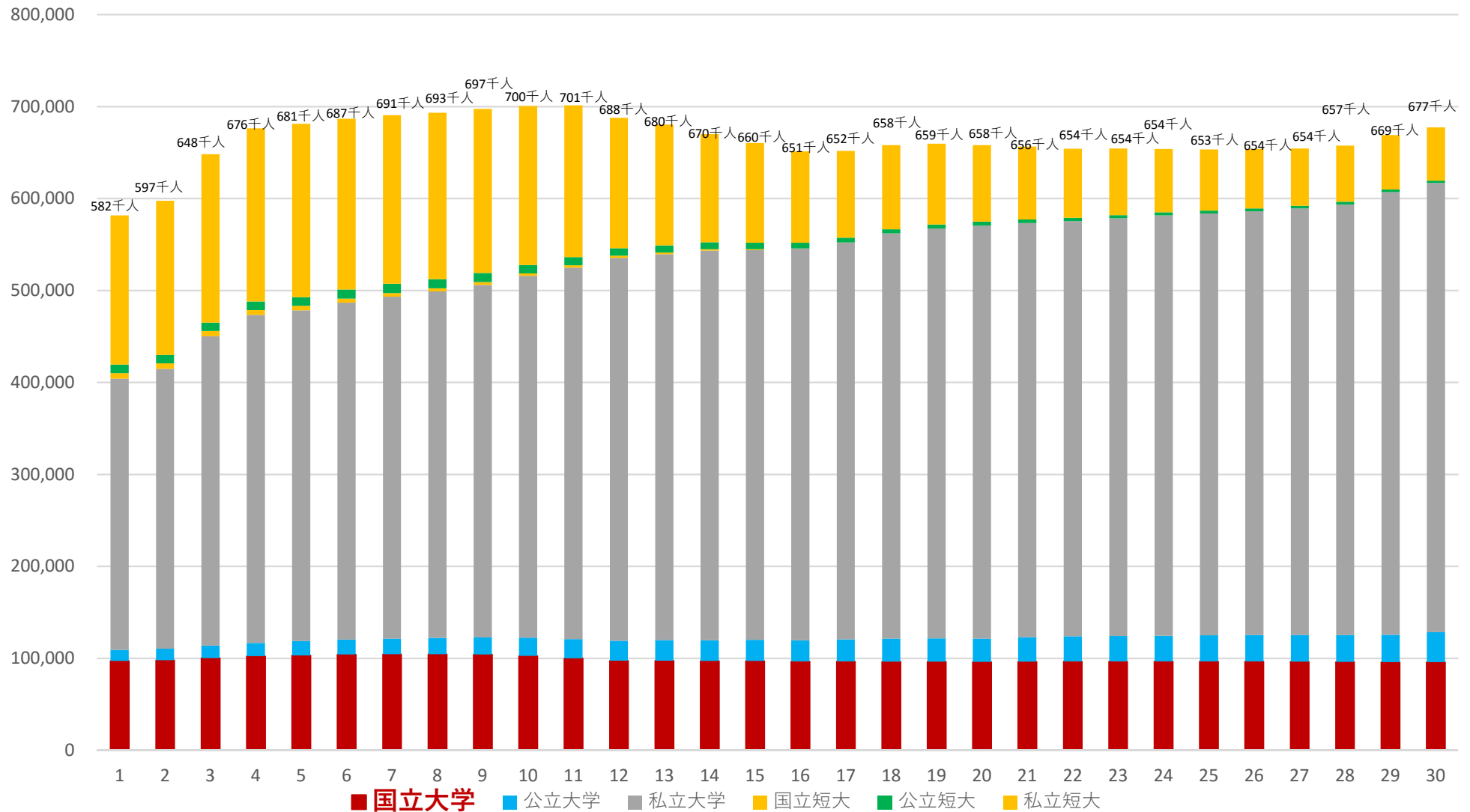
# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典：文部科学省「学校基本統計」令和14年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を元に作成  
※進学率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# 平成以降の大学・短大の入学定員の推移（国公私別）

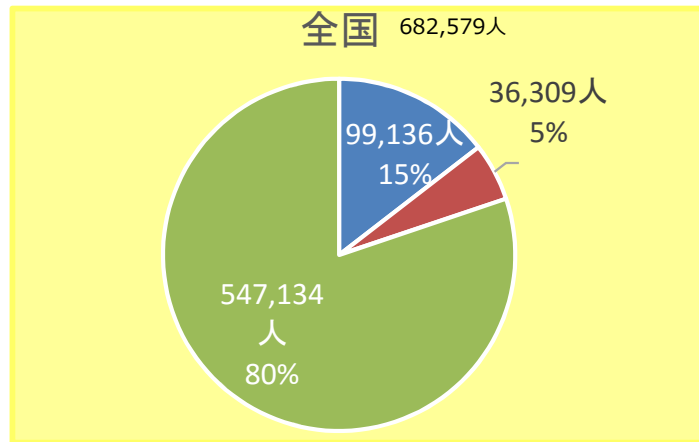
四年制大学の定員は増加傾向だが、短期大学は減少しており、合計では平成11年度をピークとし、近年は66万人前後で推移



※全国大学一覧、全国短大一覧より文科省でグラフ作成

# 都道府県別大学（学部・短大）進学者の国公私割合

- 三大都市圏（東京、京都、大阪、愛知）においては、いずれも私立大学の入学者数が全国平均（80%）を上回る一方、国立大学の入学者数は全国平均（15%）を下回り、入学者に占める割合が小さい
- 一方、地方部（大学進学率の低い県）では、いずれも国立大学への入学者の割合が全国平均（15%）の2倍以上となっており、その地域における進学需要を国立大学が一定程度受け止めていることが推察される

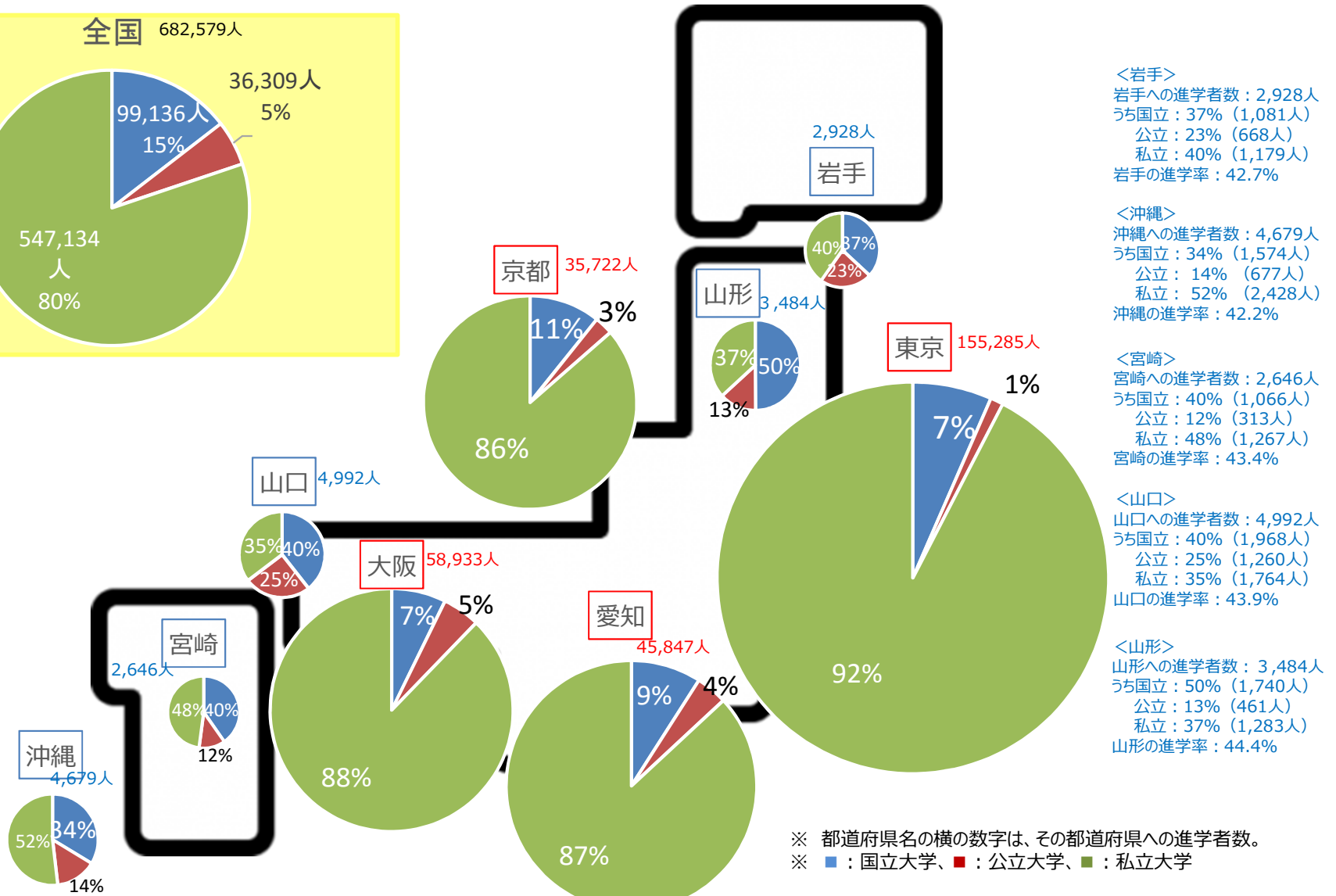


<東京>  
 東京への進学者数：155,285人  
 うち国立：7%（10,154人）  
 公立：1%（1,656人）  
 私立：92%（143,475人）  
 東京の進学率：75.5%

<京都>  
 京都への進学者数：35,722人  
 うち国立：11%（3,844人）  
 公立：3%（1,004人）  
 私立：86%（30,874人）  
 京都の進学率：71.1%

<大阪>  
 大阪への進学者数：58,933人  
 うち国立：7%（4,269人）  
 公立：5%（2,943人）  
 私立：88%（51,721人）  
 大阪の進学率：62.2%

<愛知>  
 愛知への進学者数：45,847人  
 うち国立：9%（4,153人）  
 公立：4%（1,844人）  
 私立：87%（39,850人）  
 愛知の進学率：56.9%



<岩手>  
 岩手への進学者数：2,928人  
 うち国立：37%（1,081人）  
 公立：23%（668人）  
 私立：40%（1,179人）  
 岩手の進学率：42.7%

<沖縄>  
 沖縄への進学者数：4,679人  
 うち国立：34%（1,574人）  
 公立：14%（677人）  
 私立：52%（2,428人）  
 沖縄の進学率：42.2%

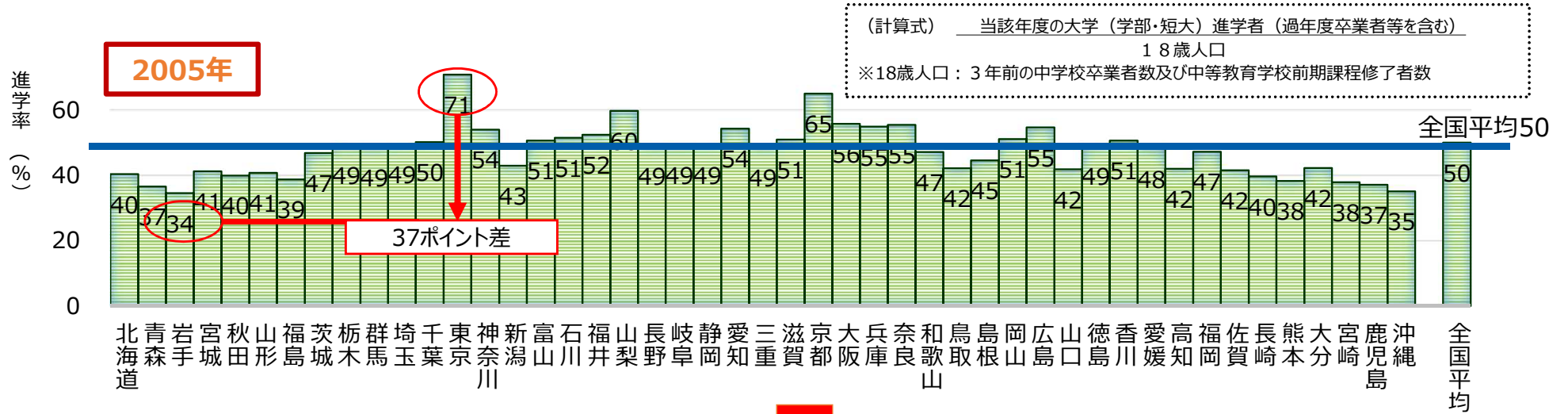
<宮崎>  
 宮崎への進学者数：2,646人  
 うち国立：40%（1,066人）  
 公立：12%（313人）  
 私立：48%（1,267人）  
 宮崎の進学率：43.4%

<山口>  
 山口への進学者数：4,992人  
 うち国立：40%（1,968人）  
 公立：25%（1,260人）  
 私立：35%（1,764人）  
 山口の進学率：43.9%

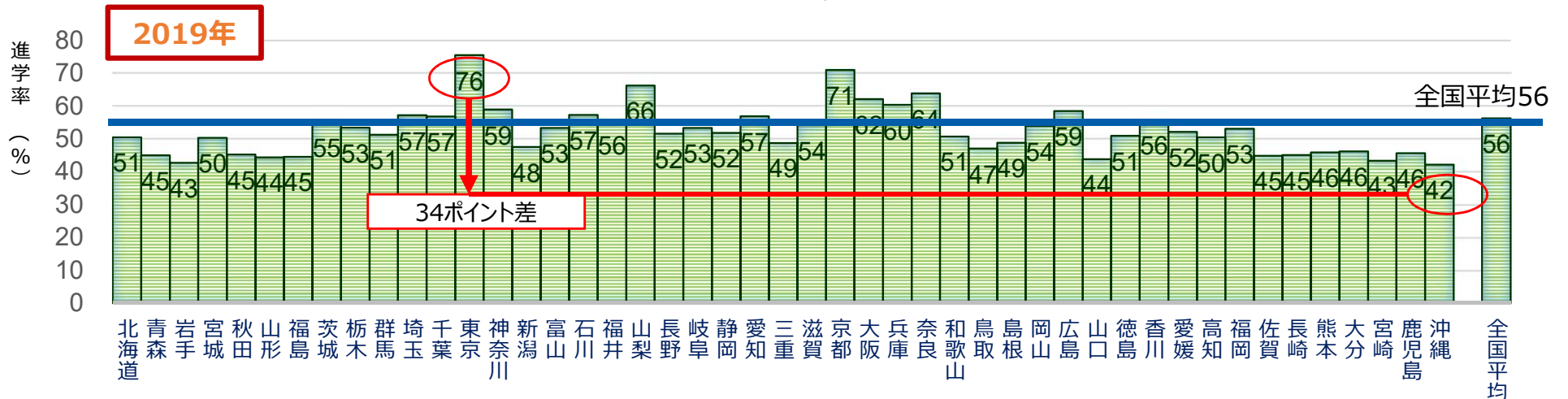
<山形>  
 山形への進学者数：3,484人  
 うち国立：50%（1,740人）  
 公立：13%（461人）  
 私立：37%（1,283人）  
 山形の進学率：44.4%

# 都道府県別大学（学部・短大）進学率の変化（過年度卒業生等を含む）

- 都道府県別の過年度卒業生等も含む大学（学部・短大）**進学率**は、地域によって差があるものの、平成17年と比較すると**全体的に上昇**
- 令和元年度時点では、都道府県別の進学率の差は縮まっているものの、**全国平均の進学率に達していない地域が多数存在**



出典：文部科学省「学校基本統計（平成17年度版）」



出典：文部科学省「学校基本統計（令和元年度版）」

※ 海外の学校を卒業した者や、高等学校卒業程度認定試験に合格した者など、出身高校の所在する都道府県で分類されない大学（学部・短大）進学者が一定数あり、それらを含めた全国の大学（学部・短大）進学率は58%（R元年度）となる。

# 2019年度 都道府県別 大学進学者流出入数差

※着色部分は、流出上位と流入上位の3都府県

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
大学進学率	45.7%	39.8%	38.1%	46.2%	39.1%	38.6%	39.4%	52.4%	48.9%	46.6%	53.4%	53.5%
大学入学者数	19,367	3,430	2,547	12,119	2,075	2,875	3,273	7,368	4,985	7,044	30,338	27,862
左から国公私別割合	30% 7% 63%	40% 16% 44%	42% 18% 39%	23% 4% 73%	48% 33% 19%	61% 5% 34%	30% 14% 56%	53% 2% 45%	19% - 81%	16% 23% 61%	5% 1% 93%	10% 1% 90%
流出入差（流入-流出）	-1,400	-1,530	-2,061	2,077	-1,321	-1,224	-4,136	-7,451	-4,246	-1,963	-4,628	-1,818

	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
大学進学率	73.3%	55.7%	43.5%	46.0%	51.1%	51.0%	60.7%	44.3%	47.7%	48.2%	53.2%	44.0%
大学入学者数	150,195	47,179	6,314	2,608	6,713	2,407	4,417	4,004	4,916	8,450	42,612	3,360
左から国公私別割合	7% 1% 92%	4% 3% 94%	41% 10% 49%	70% 18% 12%	26% 9% 64%	36% 19% 44%	19% 26% 55%	51% 25% 25%	26% 4% 69%	26% 12% 62%	5% 9% 86%	40% 3% 57%
流出入差（流入-流出）	72,679	2,618	-2,925	-2,040	995	-1,542	-495	-5,109	-4,854	-8,528	3,508	-4,499

	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
大学進学率	49.1%	66.4%	57.1%	56.3%	59.2%	46.0%	40.3%	43.4%	50.1%	55.5%	38.8%	46.8%
大学入学者数	7,379	33,997	54,185	28,002	5,210	1,802	1,546	1,675	9,672	13,599	4,590	2,757
左から国公私別割合	13% 9% 78%	11% 3% 86%	8% 5% 87%	10% 7% 83%	15% 7% 78%	52% 10% 38%	76% 20% 4%	72% 28% -	24% 6% 70%	18% 12% 70%	43% 27% 30%	52% - 48%
流出入差（流入-流出）	335	17,992	6,802	-1,984	-2,710	-2,562	-674	-1,129	254	-1,136	-342	-508

	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
大学進学率	50.9%	47.3%	44.9%	48.5%	40.4%	41.0%	42.9%	38.9%	38.3%	38.3%	38.7%
大学入学者数	2,163	3,782	2,179	26,851	1,802	4,027	6,171	3,204	2,308	3,650	4,264
左から国公私別割合	59% 4% 37%	48% 3% 49%	52% 42% 6%	16% 8% 76%	75% - 25%	42% 18% 41%	28% 8% 64%	35% 3% 63%	46% 14% 40%	59% - 41%	37% 16% 47%
流出入差（流入-流出）	-2,711	-2,460	-779	3,885	-1,813	-1,498	-1,309	-912	-1,895	-2,578	-2,265

○進学率：各県の18歳人口に占める大学進学者の割合 ○大学入学者数：県内大学に入学した数（国公私別割合は四捨五入しているため100%にならない場合がある）

○流出入差：県外から県内の大学への進学者と県内から県外の大学への進学者の差


出典：文部科学省「学校基本統計（令和元年度版）」


## 【地域連携プラットフォームの必要性と意義】


(※) ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

- 大学等の高等教育機関は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。
- 地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界。

- IT技術等の進化により、地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。
- このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化を図っていくことが不可欠。

 **大学等**にとっては、地域ニーズを取り入れた教育研究の活性化や大学間連携の推進、大学等の地域における存在価値の向上

 **地方公共団体**にとっては、大学等の知と人材を活用した課題解決や域内への若者の定着促進、地域の経済基盤強化と社会の維持・存続

 **産業界**にとっては、自らのニーズを反映した人材育成や共同研究による活性化、魅力的な雇用の維持・増加

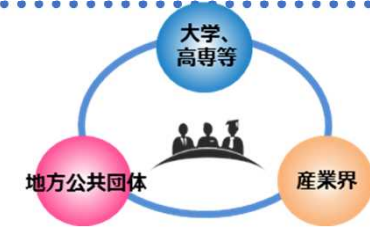
## 地域連携プラットフォームの体制整備、運営（既存の地域ネットワークや産官学連携の枠組みを活用することも考えられる）

### 体制整備の考え方

- 対象地域：都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討
- 参画主体：大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与（トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画）

### 運営の考え方

- 運営：恒常的な運営体制の構築、既存のネットワークの活用も有効（議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート・事務局機能）
- 予算：参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと納税など多様な財源を活用 等



## 地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

(※) ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

### 地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- 地域社会、地域産業のビジョン等
- 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

### 地域の現状・課題の共有と将来予測

- 大学進学時等の人口動態、地域社会・産業構造、将来予測も含め議論 等

### 議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課題の解決策
- 地域の高等教育のグランドデザイン 等

### 課題解決のために実行する事項（例）

- 地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供
- 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率（特に域内進学率）や域内定着率の向上策
- 外国人留学生の受入れや社会人向け教育プログラムの開発 等

地域の高等教育機会と人材の確保

高等教育機関との連携による課題解決と地域振興

地域社会の維持・活性化